

総務省地域力創造グループのR9 概算要求のポイント

令和8年9月
総務省 地域力創造グループ

総務省のミッション

国家行政のマネジメント、国・地方の総合的な統治機構改革、
経済成長の要となる情報通信産業の育成を通じて、新時代の日本を創成

行政管理・評価

効率的で質の高い行政機関・行政サービスの実現

- ◆ 国社会経済の変化に対応した国家行政のマネジメント
- ◆ 政策のPDCAを構築する政策評価
- ◆ 労働生産性を高める業務改革
- ◆ 社会の情報基盤としての公的統計の整備

地方自治

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国全体の力に

- ◆ 地方自治制度の設計
- ◆ 地域力の創造
- ◆ 地方税財政改革
- ◆ 消防防災・救急救助の体制強化

情報通信

新たな価値創造の切り札
情報通信を経済成長の原動力に

- ◆ 世界最先端の情報通信基盤の整備
- ◆ 国民生活を豊かにする情報通信の利活用促進
- ◆ 情報通信産業の国際競争力強化
- ◆ サイバーセキュリティの確保

地域力創造グループの施策の全体像 ～活力ある持続可能な地域の実現～

人の流れの創出

・地域おこし協力隊

都市部から条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動に従事
R7 8,196人(過去最高)→目標 10,000人

・地域活性化起業人

都市部に所在する企業の社員等が自治体と協働で地域活性化の業務に従事
R7 475社、1,215人(過去最高)

・移住・定住

移住相談件数 R6 約43万件(過去最高)

・関係人口

ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデー、こども農山漁村交流、サテライトオフィス 等

・ふるさと住民登録制度

地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」の創設

地域経済循環の拡大 雇用の確保

・ローカルスタートアップ°

地域の資源と資金を活用した新規事業を支援
R5 23件→R6 82件→R7 108件
(過去最高)

・事業承継等人材マッチング支援事業

地域の企業と事業承継等人材とのマッチングを支援
R7 90団体

・特定地域づくり事業協同組合

地域の仕事を組み合わせて雇用を創出
R8.7月 146組合

地域の暮らしを守る

・定住自立圏

市町村間の連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保、定住を促進

・地域運営組織

地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
R7 8,587組織

・集落支援員

集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート
R7 専任3,270人 兼任3,145人

・過疎対策

過疎法に基づき過疎地域を支援

デジタルの活用・多様な人材の活躍

D X推進体制、デジタル人材の確保・育成、地域社会のデジタル化参考事例集、地域力創造アドバイザー、多文化共生

令和9年度概算要求 地域力創造グループ施策

	(R7補正+R8当初)(R9概算要求額)	
1.ふるさと住民登録制度の運用等	35.6	10.1
【主な経費】ふるさと住民登録制度に要する経費 3.2億円 ※ その他、デジタル庁予算にて、プラットフォームとなるシステムを構築		
2.地域おこし協力隊等の充実	3.7	4.2
【主な経費】地域おこし協力隊の推進に要する経費		
3.地域活性化起業人の活用の推進	0.5	0.2
【主な経費】地域活性化起業人制度推進調査費		
4.関係人口の創出・拡大	2.6	2.6
【主な経費】ふるさとミライカレッジ推進事業 2.1億円 ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 0.2億円		
5.ローカル10,000プロジェクト等の推進	28.3	51.2
【主な経費】地域経済循環創造事業交付金		
6.特定地域づくり事業協同組合制度	7.0	10.9
【主な経費】特定地域づくり事業推進費（内閣府予算計上）		
7.過疎対策の推進	8.0	11.2
【主な経費】過疎地域持続的発展支援交付金		
8.都道府県と市町村が連携した推進体制の強化と 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進	2.6	2.0
【主な経費】自治体デジタル人材確保支援事業		
9.その他	4.2	5.5
	92.5	97.9

※ 予算規模の比較のため、R7補正予算及びR8当初予算の合計額とR9概算要求額を記載。

地域力創造グループ施策のR9概算要求のポイントについて

1. 人口減少下において、地方の大きな潜在力を活かすためには、地域企業等の生産性向上を図るべく、AIを活用した地域の変革「地域AX（AIトランスフォーメーション）」の推進等が重要

（１）ローカル10,000プロジェクト

- ・ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）について、新たに「地域AX特別枠」（仮称）を設け、AIによる業務改革や新たな価値創出を実現する地域密着型の新規事業の立ち上げを支援。

（２）過疎地域持続的発展支援交付金

- ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業及び過疎地域持続的発展支援事業において、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援（特別枠の創設）。

（３）自治体AX／DX人材確保支援事業

- ・各都道府県のAX／DX推進体制の充実・強化に向け、各地域の実態を把握した上で、課題を抱える団体への支援や優良事例の横展開を行うとともに、研修等を通じてアクセラレータが自治体AX／DXの推進役として活躍できる環境整備を実施。

2. 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を運用

ふるさと住民登録制度

- ・誰もがアプリで簡単、簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築 ⇒ 正式版完成はR8年度中を予定。
- ・自治体における効果的な取組事例を把握し、その横展開を図るとともに、官民の幅広い取組との連携を促進することにより、国民や地域のニーズに即した施策展開をさらに充実化。

地域未来戦略関連施策について

令和8年9月

内閣官房地域未来戦略本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

地域未来戦略の全体構成（計画期間は2030年度まで）

※「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）を変更。

令和8年7月21日
閣議決定

目標及び基本的方向

- ・ 47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を実現する。そのためには、強い地域経済の構築が不可欠。
- ・ 地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。
- ・ これを通じて、新たな人材や企業の集約が進み、新たに働く場所が創られ、良質な雇用が創出され、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展につながる。また、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えしていく。
これにより、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していく。

政策目標

強い地域経済の構築

- ・ 「日本成長戦略」との連携の下、大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成。
- ・ 地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る。

豊かな生活環境の実現

- ・ 持続可能な生活インフラの実現
- ・ 地域の暮らしの満足感向上

選ばれる地方の実現

- ・ 魅力が感じられる地方の実現

施策

- ・ 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出
 - A.戦略産業クラスター計画
 - B.地域産業クラスター計画
 - C.地場産業成長プラン
- ・ 地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

（計170施策）

- ・ 公共交通の維持
- ・ 買物環境の維持
- ・ インフラの維持
- ・ 災害対応の強化の促進
- ・ 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
- ・ 持続可能なまちづくり（計121施策）

- ・ 多様性に富んだ地方の実現
- ・ 地域の男女共同参画・女性活躍の推進
- ・ 教育環境整備の推進
- ・ 都市と地方の共生の実現
- ・ 地方への移住推進

（計63施策）

横断的施策

人的支援・人材育成／情報支援・デジタルツールの整備／規制・制度改革／財政・金融による支援等／その他（政府関係機関の地方移転、広域リージョン連携 等）

（計23施策）

（合計 377施策）※施策数は再掲含む。

進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIを設定し、PDCAサイクルを徹底。

基本的方向性【道筋】

17の戦略分野について政府主導で官民投資を促進しつつ、戦略分野に関連する産業、地域をけん引する産業、地場産業の育成への地域主導の挑戦に対して、国が一步前に出て積極的な支援を行う。

(インフラも含めた環境整備)

必要となるインフラ整備や地方創生の取組も含めた環境整備を一体的に行う。

(地域の産業全体の強化)

個々の企業の育成支援だけでなく、地域全体の産業を強化する施策を支援する（共同施設の整備やサプライチェーン上の機能の補完等）。

(産業政策と人材戦略の一体的な推進)

地域の産業に必要な人材を特定し、戦略的に育成。

(競争優位の確立)

地域外、更には海外から持続的に収益を獲得することを目指し、地域経済に真に裨益する産業を育成。

(地域経済を支える基盤の再構築)

限られた財政・人的リソースを成長分野に振り向けるため、公共施設等の集約・再配置等を支援。

⇒ 3つの類型の計画を定め、それぞれの特性や課題に応じた支援策を講ずる。

A.戦略産業クラスター計画

概要

- 成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスターの計画。
- 国が一步前に出て、道路、工業用水等の関連インフラの整備や、産業人材の育成をはじめとする事業環境の整備を計画的に進めることにより、大規模な投資を呼び込む。世界をリードする産業が当該地域に定着し産業クラスターを形成することで、地域経済の活性化にとどまらず、我が国経済全体の成長に貢献することを目指す。

策定 プロセス

- ブロックごとに各地方経済産業局が中心となり、「戦略産業クラスター有識者検討会」※において、「計画の素案」を策定。
※管内地方支分部局、都道府県、市町村、経済団体、民間企業、大学、研究機関、金融機関等で構成。
- 都道府県は、候補プロジェクト案件を国に提案。
- 国は、都道府県からの提案を受け付け、計画を策定。

主な 施策例

①産業クラスターを構成する 企業の設備投資促進

- ✓ 特定半導体の生産施設の整備に対する支援
- ✓ 船舶や港湾荷役機械の生産能力拡大に向けた設備投資及び研究開発への支援
- ✓ フードテック等の社会実装に係る設備等の整備への支援 等

②成長資金への対応

- ✓ 政府系金融機関等による投資・融資
- ✓ 企業価値担保権の活用促進

③関連する インフラ及び拠点整備

- ✓ 関連するインフラ及び拠点整備の推進（地域未来交付金等）
- ✓ 空港アクセス鉄道整備等利子補給金の活用
- ✓ 産業用地整備支援（産業用地整備に関する金融措置創設等）
- ✓ 産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャンパス機能の強化 等

④規制・制度改革

- ✓ 国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

⑤産業人材育成

- ✓ 17の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化等
- ✓ リスキリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進
- ✓ 地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援 等

B.地域産業クラスター計画

概要

- 都道府県知事等が主導し、都道府県等が主体となって形成を進める産業クラスターの計画。
- 当該地域において、海外輸出により外貨を獲得し得るもの又は国内市場において上位シェアの獲得を目指し得るものとして重点的に育成すべき産業分野を特定し投資を促進する。
- 産業クラスターを構成する個別企業の投資促進に加え、施設等の共同利用・共同事業による効率化やサプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等を都道府県等が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行う。

策定 プロセス

- 都道府県等が、力を入れる産業領域を特定し、計画を策定。

主な 施策例

①産業クラスターを構成 する個別企業の支援

- ✓ 地方公共団体主導による産業振興施策への支援（投資促進、販路開拓等）
- ✓ 中堅・中小企業やスタートアップが行う、工場新設や設備投資等の大規模投資の促進に向けた支援
- ✓ 中小企業等が行う技術的革新性のある製品・サービス開発や新市場・高付加価値事業への進出、輸出に向けた国内体制の強化に係る設備投資等の支援 等

②成長資金への対応

- ✓ 政府系金融機関等による投資・融資
- ✓ 民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓ 地域未来金融アクションプランの策定 等

③産業クラスター全体で の競争優位性を強化 する環境整備支援

- ✓ 地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備
- ✓ 円滑な土地利用調整の推進（地域未来投資促進法）
- ✓ 観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上に向けた、複数の宿泊施設等が利用する共同設備の導入支援 等

④規制・制度改革

- ✓ 国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

⑤産業人材育成

- ✓ 地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進
- ✓ 地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援 等

C.地場産業成長プラン／地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

C.地場産業成長プラン

概要	● 地域資源を活用し、付加価値の創出及び域外・海外需要の獲得を図ることにより、個々の規模は戦略産業クラスターや地域産業クラスターと比較して小規模であっても、面的に地域経済を支える数多くの地場産業の更なる成長を目指す。 ● 市町村又は都道府県がその地域に根ざす農林水産業、観光業、スポーツ産業、伝統的工芸品製造業、部品加工業等をはじめとする地域住民の生活を支える多様な産業の発展、地域経済の成長を促す。
策定プロセス	● 市町村又は都道府県が、地域資源を最大限活用する地場産業を含む地域の産業について、付加価値向上や販路拡大を目指すプランを策定。
主な施策例	①事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援 ✓ 地方公共団体主導による産業振興施策への支援（投資促進、販路開拓等） ✓ 地域産品の高付加価値化・海外展開の支援 ✓ 新たに輸出に取り組む事業者に対する商社マッチング ✓ 地域活性化に資するスポーツビジネス等に係る人材獲得・育成及びスポーツリーグ等による海外ファンやインバウンドの需要獲得に対する取組等の支援 等
	②成長資金への対応 ✓ 政府系金融機関等による投資・融資 ✓ 民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援 ✓ 地域未来金融アクションプランの策定、企業価値担保権の活用促進
	③環境整備支援 ✓ 地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備 ✓ インバウンドを含む観光需要の取り込みによる地域での観光消費を拡大させるための取組等の支援 ✓ 面的な歴史まちづくりや景観エリアリノベーションによる観光振興への支援 ✓ 観光振興に資する、文化資源の保存・活用や博物館・劇場・音楽堂等の魅力向上の取組への支援 等
	④規制・制度改革 ✓ 国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革
	⑤産業人材育成 ✓ 地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援 ✓ 産業界が必要とするコンテンツ分野の人材育成への支援 等

地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

主な施策例	①地域基盤の再構築 ✓ 地域未来交付金等による支援 ✓ 地方公共団体が行う公共施設等の適正管理の推進 ✓ 公共交通軸や交通結節点の強化への支援等を通じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進 ✓ 産業クラスター・地場産業を支え、活躍する女性人材の育成・就業・起業・定着等の推進 等
	②AIトランスフォーメーション（AX） ✓ 自治体AXや消防AX、地域AXの推進 ✓ AXの実現に向けた企業経営改革支援 等

強い地域経済の構築②（「第1章 はじめに」より）

- ・地方から日本を成長軌道に押し上げていくため、**強い地域経済の構築が重要**である。
- ・強い地域経済の構築には、**従来とは異なる大胆な発想での取組**を進めていくことが必要である。「日本成長戦略」とともに、官民投資を誘発し、供給力を強化し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう、GDP（国内総生産）拡大の下での好循環を実現していく。**各地方で大小の産業クラスターを戦略的に形成することによって、地域での投資を促進し、働く場所を創り、それを支える人材育成のエコシステムを生み出していく。**
- ・経済に重きを置いた取組を進めていくために、**地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。**具体的には、「**戦略産業クラスター計画**」、「**地域産業クラスター計画**」及び「**地場産業成長プラン**」の3種類の計画で強い地域経済の構築を目指す。
- ・これらの計画を実現していくため、地域未来戦略に基づく投資は、新たに設ける『**「強く豊かな日本」投資枠**』も活用して**強力で強力に推進**をしていく。また、「戦略産業クラスター計画」に関しては、「官民投資ロードマップ」に記載の「危機管理投資」、「成長投資」を起爆剤に、それを支えるインフラ整備や、産業クラスター形成に必要な鉄道や造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、17の戦略分野を支えるサプライチェーン投資について、各計画地域から具体的に提案されるものについて、**既存の予算とは別枠で大胆に進める。**
- ・あわせて、地域発のアイデアに基づく、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを強力に推進するため、それを支えるインフラ整備を同様に進めるとともに、**地域未来交付金を拡充**して、地方公共団体が主体的に行う投資促進、販路拡大支援、経営力向上のためのソフト支援策等を支援し、地方公共団体と連携して地域発のアイデアを積極的に後押しするため、**国の中堅・中小企業向け設備投資補助金や人材育成支援策に地域未来枠を設けるべく検討**する。
- ・今後、「地域未来戦略予算のイメージ」に基づき、事業者や地方公共団体にとって**予見可能性の高い「地域未来戦略予算パッケージ」**を作成する。
- ・こうした予算は、**当初予算で大胆かつ計画的に措置し、予見可能性の高い予算措置**の下で、国と地方公共団体が二人三脚で、**日本列島に「産業クラスターの花」**を咲かせていく。
- ・47都道府県全体で投資が着実に進んでいるかを確認しながら、対策を講じていくために、各地域で投資がどの程度進んでいるかをきめ細かく把握し、**国内投資マップを定期的に改訂・公表**する。
- ・地域未来戦略の3つの種類の計画策定に当たり、**各地の経済団体、地方公共団体及び各府省庁の地方機関の意思疎通・連携を促し、**経済界の「広域民間連携推進」への機運をいかし、真に実効性のある計画策定につなげていく。

豊かな生活環境や選ばれる地方の実現等に貢献する主な施策の推進

豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

○ 持続可能な生活インフラの実現

主な施策例

- ・「交通空白」の解消と持続可能な地域公共交通の実現
- ・新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- ・地域暮らしサービス拠点の形成
- ・ロボット配送の社会実装
- ・広域連携によるインフラの老朽化対策
- ・避難生活環境の整備 等

○ 地域の暮らしの満足感向上

主な施策例

- ・地域医療提供体制の維持・確保
- ・地域の介護・福祉サービス等の維持・確保
- ・地域運営組織（RMO）等によるにぎやかで持続可能な地域づくりの推進
- ・地域の持続性の確保に向けた郵便局の利活用の推進
- ・日本版CCRCの展開
- ・スマートシティの推進 等

選ばれる地方の実現に貢献する主な施策の推進

○ 魅力が感じられる地方の実現

主な施策例

- ・地域の働き方・職場改革の推進
- ・教育現場の意識改革の推進
- ・女性の起業支援
- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進
- ・地方大学・地域産業創生交付金の推進
- ・大学等の地方分散支援
- ・高校生の「地域留学」の推進
- ・学校と地域の連携による人づくりの推進
- ・ふるさと住民登録制度の創設
- ・スモールコンセプションや空き家等を活用した二地域居住の推進
- ・プロフェッショナル人材事業の展開
- ・地方移住の更なる推進 等

横断的施策の推進等

主な施策例

- ・政府関係機関の地方移転
- ・地方創生伴走支援制度
- ・RESAS、RAIDAによる情報支援の強化
- ・地方創生における特区の再起動
- ・広域リージョン連携 等

地域未来戦略予算パッケージ（予算要求の考え方）

「強く豊かな日本」投資枠 = 「国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進」

地域未来戦略予算パッケージ

地域未来戦略の推進に向け、**既存の予算とは別枠かつ追加的な予算**として、「**地域未来特別枠**」を設ける。
予見可能性の高い**複数年年度**にわたる事業費及び予算規模を明記した「**地域未来戦略実現フレーム**」（仮称）を年末までに策定する。

A.戦略産業クラスター計画

1. 大胆な投資と一体でのインフラ・拠点整備

- ①「**戦略産業クラスターインフラ整備費**」（仮称）
- ②「**戦略産業クラスター拠点整備等補助金**」（仮称）の創設

※地方公共団体の負担には適切な地方財政措置を講ずる。
※クラスターの核となる大規模投資については、日本成長戦略の官民投資ロードマップを踏まえて、経済産業省等において支援。

B.地域産業クラスター計画

2. クラスター形成に向けた投資・環境整備

- ①**地域未来交付金**の拡充
 - ・「**産業振興型**」（仮称、企業向け支援）
 - ・「**産業関連インフラ型**」（仮称、インフラ整備）の創設
- ②「**地域未来推進費**」（仮称）の創設
（地域未来交付金等を補完し、伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に国が一步前に出て対応するとともに、多様な地域課題に迅速・柔軟に対応）

※地方公共団体の自主財源として地域未来基金費も積極的に活用できるよう、市町村事業について都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、必要な地方財政措置を講ずる。

3. クラスター形成に向けたサプライチェーン投資

※地域未来戦略に資するものについては「**地域未来分**」として、補助金等の採択に当たって、加点措置等、当該事業者の採択可能性が高まる措置を講ずる。

4. クラスター形成に向けた人材育成

※地域未来戦略に資するものについては「**地域未来分**」として、補助金等の採択に当たって、加点措置等、当該事業者の採択可能性が高まる措置を講ずる。

通常の要求・要望枠

「豊かな生活環境」や「選ばれる地方」の支援、その他、強い地域経済に資する事業等の支援

強い地域経済の構築を下支え

地域未来交付金について

地域未来交付金について（※令和8年6月時点）

地域未来交付金

地域未来 推進型

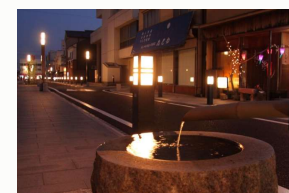
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

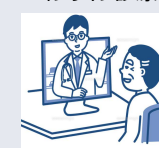
書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

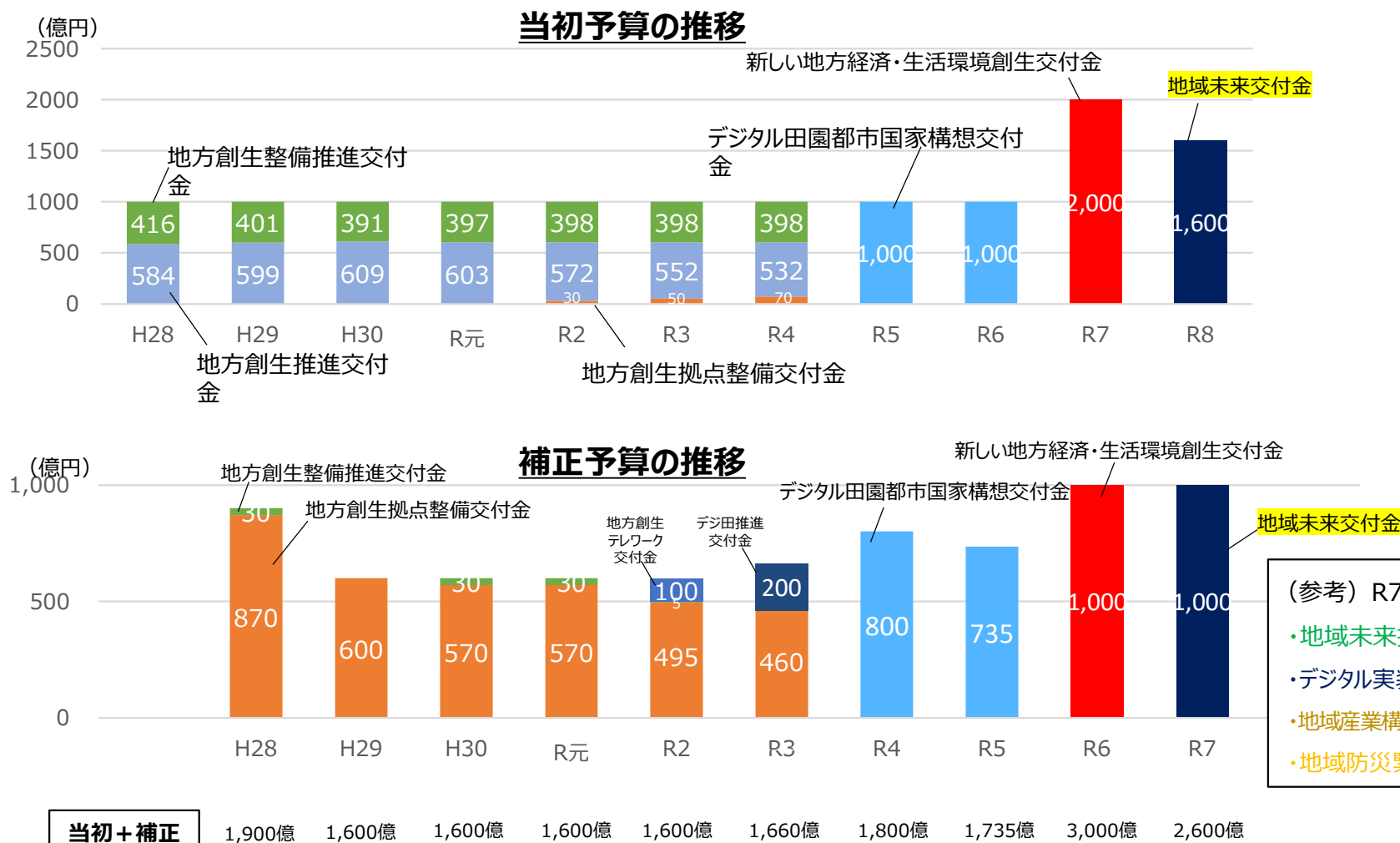
避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要な関連インフラの整備を支援

地域未来交付金

- R7補正予算において、「地域未来交付金」を創設。
- **R8当初：1,600億円／R7補正：1,000億円**（R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円）。



地域未来推進型の概要

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

◆評価基準（S～Dの5段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

事業計画期間		交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
		1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)
		1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の 1 事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、原則10件とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注5) 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リージョンあたり申請可能な事業数は最大 5 事業、交付上限額（国費）は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大 3 事業までとする。

補足資料



地域未来交付金の募集スケジュール（令和8年1月募集の場合）

	デジタル実装型 (R7補正)		地域未来推進型		地域防災緊急整備型 (R7補正)
	TYPEA	TYPEV	年度内 交付決定分	新年度 交付決定分	
事務連絡	12月24日		1月27日		12月25日
実施計画等の 提出締切	2月10日	2月5日	2月5日（継続分）/ 2月10日（新規分）		2月10日
採択結果の 公表	4月14日		4月10日		4月14日
交付決定	4月1日		3月31日	4月1日 4月7日	3月31日

ローカル10,000プロジェクトについて

総務省 地域力創造グループ 地域政策課

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

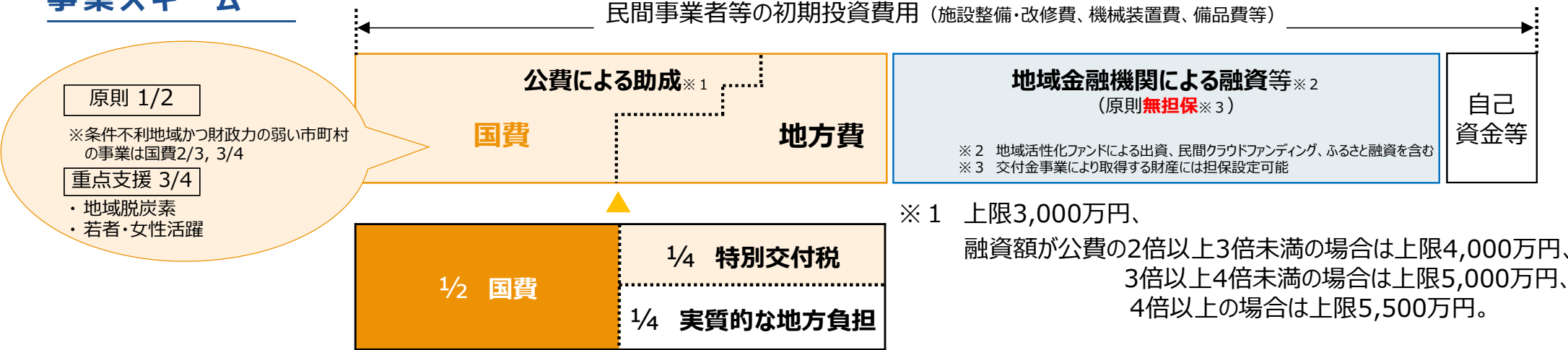
R9概算要求額 5,062百万円
うち「地域AX特別枠」（仮称）4,320百万円
〔R8当初予算額 661百万円〕
〔R7補正予算額 2,065百万円〕



産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象
※新たに「地域AX特別枠」（仮称）を設け、AIによる業務改革や新たな価値創出を実現する地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

事業スキーム



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 108件（過去最高）

岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したしいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した酒づくり



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



ローカル10,000プロジェクト 「地域AX特別枠」（仮称）について

R9概算要求額 4,320百万円
（「強く豊かな日本」投資枠）

- 地域の中堅・中核企業（コネクター・ハブ）等におけるAI導入を一気呵成に進め、「大企業を一気に追い抜く」ための支援の強化に向け、「地域AX」を推進。地方の伸び代を成長に転換。
- ローカル10,000プロジェクトに「地域AX特別枠」（仮称）を設け、AIによる業務変革や新たな価値創出を実現する地域密着型の新規事業立上げを支援。

事業例（イメージ）



ウイスキーのブレンドにAIを活用



伝統工芸職人の暗黙知をAIで継承



農作物の生産管理にAIを活用

➤ 経済財政運営と改革の基本方針2026（抄）（令和8年7月21日閣議決定）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現>（3）強い地域経済の構築 （「地域未来戦略」の推進等）

地域の中堅・中核企業におけるAI導入を進め、地域AXを推進する。

➤ 地域未来戦略（抄）（令和8年7月21日閣議決定）

第3章第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア.産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出>Ⅱ.計画実現に向けた支援施策【政策手段】>6.本節のKPI及び工程

e.スタートアップの創出促進

ローカル10,000プロジェクトの更なる推進に向け、AIを活用した生産性向上等を図る地域密着型の新規事業の立ち上げを支援する。

➤ 日本成長戦略（抄）（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅱ.17の戦略分野における官民投資の促進>2.62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行>（1）AI・半導体>③バーティカルAI（領域特化型AI）

iv）主な施策

・中小企業や地域のAXも促進し、政府の率先導入と制度改革により、初期需要を創出する。

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数

R8年8月時点

		団体内訳							件数			
									都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市②	石狩市	新冠町	1	39	40	30
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村				
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町③				
		鶴居村	長沼町③	弟子屈町	留萌市	中富良野町	当別町	美瑛町				
		増毛町②	美深町									
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市③	五所川原市	深浦町	六ヶ所村	つがる市		9	9	7
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市②		21	21	13
		紫波町③	遠野市	岩泉町	釜石市	一関市	洋野町					
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町	川崎町	角田市②				6	6	5
5	秋田県	県⑪	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	11	8	19	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		23	23	16
		大石田町	寒河江市②	遊佐町②	山形市	長井市	天童市	酒田市				
		新庄市	川西町									
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市	新地町	玉川村	只見町	会津坂下町		9	9	8
		浅川町										
8	茨城県	笠間市②	桜川市	つくば市	土浦市②	稲敷市	大子町	石岡市		9	9	7
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③	みなかみ町	中之条町				7	7	5
11	埼玉県	東松山市	秩父市③	三芳町	川越市	行田市	川島町			8	8	6
12	千葉県	大多喜町②	御宿町②	香取市	市原市②	白子町	旭市	匝瑳市		12	12	9
		勝浦市	睦沢町									
13	東京都	町田市②								2	2	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市	相模原市				1	5	6	4
15	新潟県	県①	三条市	五泉市	津南町②	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市⑤	1	20	21	11
		見附市	妙高市	南魚沼市②	新発田市							
16	富山県	魚津市	南砺市②	射水市	氷見市					5	5	4
17	石川県	輪島市②	能登町②							4	4	2
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市②	勝山市	美浜町	3	13	16	10
		若狭町③	越前市	福井市								
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市	大月市②	小菅村	山梨市		8	8	7
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市②	下條村②	東御市	佐久市⑥	2	24	26	14
		小諸市③	松川村	白馬村	中川村	高山村②	小布施町	飯綱町②				
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	22	23	17
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市②				
		恵那市	瑞穂市	岐阜市								
22	静岡県	静岡市②	浜松市	焼津市②						5	5	3
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市	設楽町	田原市	犬山市		8	8	7
24	三重県	鳥羽市	多気町②	いなべ市	伊勢市④	御浜町				9	9	5

		団体内訳							件数			
									都道府県	市町村	合計	採択団体
25	滋賀県	県①	米原市②	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	17	18	12
26		竜王町	栗東市	愛荘町	甲賀市②	多賀町						
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑧	舞鶴市	亀岡市				14	14	5
27	大阪府	大東市	能勢町	田尻町	枚方市	河内長野市	東大阪市			6	6	6
28	兵庫県	県⑩	豊岡市⑩	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	粟粟市②	多可町②	10	59	69	20
		淡路市④	香美町③	丹波市③	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市③				
		加西市	神河町②	新温泉町②	丹波篠山市	洲本市	高砂市					
29	奈良県	県④	宇陀市④	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	28	32	15
		御所市	田原本町	王寺町	下市町⑤	大和郡山市②	五條市	奈良市				
		葛城市										
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町	広川町	新宮市③	1	14	15	10
		紀の川市②	那智勝浦町②	田辺市②								
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町	琴浦町	米子市	1	6	7	7
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市③	海士町⑤	奥出雲町②	安来市②	飯南町		23	23	12
		松江市②	知夫村②	隠岐の島町	浜田市	吉賀町						
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市③	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		17	17	10
		高梁市③	井原市	西栗倉村								
34	広島県	神石高原町	呉市③	尾道市	竹原市	世羅町②	廿日市市	福山市②		11	11	7
35	山口県	萩市	下関市	周南市	山口市②	周防大島町	長門市			7	7	6
36	徳島県	県⑩	阿南市②	神山町②	那賀町	美馬市②	東みよし町	三好市②	16	11	27	8
		吉野川市										
37	香川県	県①	土庄町⑥	まんのう町	三豊市	高松市	小豆島町⑬	東かがわ市②	1	24	25	7
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市③	西条市	新居浜市③	久万高原町②	1	17	18	7
39	高知県	県①	高知市	四万十市	日高村②	黒潮町	仁淀川町		1	6	7	6
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町	柳川市②		16	16	13
		宗像市	福智町②	岡垣町	福岡市	宮若市	添田町					
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町	白石町				5	5	5
42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市	五島市③		15	15	8
		雲仙市										
43	熊本県	県⑤	八代市②	玉名市	上天草市②	菊池市	合志市②	相良村	5	21	26	17
		南関町	熊本市③	荒尾市	山鹿市	人吉市	天草市	南小国町				
		西原村	小国町	津奈木町								
44	大分県	県①	宇佐市	豊後大野市					1	2	3	3
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市	日南市②	椎葉村			5	6	11	5
46	鹿児島県	鹿屋市④	垂水市②	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市②		20	20	12
		長島町②	出水市	さつま町	日置市	薩摩川内市						
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市	竹富町②				7	7	5
	計								69	629	698	406

ローカル10,000プロジェクト 連携金融機関の状況

R8年8月時点

本部所在地		地方銀行							61 行				第2地方銀行				34 行				信用金庫								その他				日本政策 金融公庫	ファンド			
1	北海道	北海道	7							北洋	16						空知信金	2	札幌信金	1	網走信金	1	帯広信金	3	北星信金	2	ようてい農協	1	空知商工信組	1	釧路信組	1	2	北洋農業再生ファンド	1		
2	青森県	青森みちのく	9														釧路信金	2	北海道信金	2	旭川信金	1	留萌信金	2									1				
3	岩手県	岩手	6	東北	2					北日本	2						青い森信金	2	北上信金	1	盛岡信金	1	一関信金	1				花巻農協	3					5	もりおかSDGsファンド	1	
4	宮城県	七十七	1							仙台	3						気仙沼信金	2																1			
5	秋田県	秋田	13	北都	5																						秋田県信組	1									
6	山形県	荘内	3	山形	8					きらやか	5						新庄信金	2	鶴岡信金	2	米沢信金	1					やまがたおきたま農協	1	山形中央信用組合	1							
7	福島県	東邦	4							福島	1	大東					会津信金	1	あぶくま信金	1														1			
8	茨城県	常陽	5	筑波	1												水戸信金	3										茨城県信組	1								
9	栃木県	足利	3							栃木																											
10	群馬県	群馬	4							東和	1						しのめ信金	2	利根郡信金	1	北群馬信金	1															
11	埼玉県	武蔵野	1														埼玉信金	5											埼玉りそな	3							
12	千葉県	千葉	10	千葉興業						京葉	1						佐原信金	1	銚子信金	1																	
13	東京都	きらぼし								東日本		東京スター					城南信金	1	多摩信金	1														1			
14	神奈川県	横浜	1							神奈川							さがみ信金	2	横浜信金	1	多摩信金	1						さがみ農協	1						1		
15	新潟県	第四北越	19							大光	1						ゆきぐに信金	1	新発田信用金庫	1								さくらの街信組	1						1		
16	富山県	北陸	2	富山	2					富山第一							富山信金	1	氷見伏木信金	1															1		
17	山梨県	山梨中央	6														山梨信金	1										梨北農協	1	山梨信用組合	1						
18	長野県	八十二長野	18														長野信金	2	上田信金	1	飯田信金	1	松本信金	1	アルプス中央信金	1	信州うえだ農協	1	長野県信組	1					2		
19	石川県	北國	1														のと共栄信金	1	興能信金	2																	
20	福井県	福井	11														敦賀信金	2	福井信金	2								福井丹南農協	1						1		
21	岐阜県	大垣共立	2	十六	9												岐阜信金	2	八幡信金	1	東濃信金	2	高山信金	1				岐阜商工信組	2	飛騨信組	2	ぎふ農協	1	1	じゅうろく・清流まちづくりファンド	1	
22	静岡県	静岡	3	スルガ		清水				静岡中央							浜松磐田信金	1	しずおか徳津信金	2																	
23	愛知県									あいち	1	名古屋					岡崎市信金	2	西尾信金	1	豊川信金	1	豊橋信金	1				あいち知多農協	1						2		
24	三重県	三十三	1	百五	6																						三重県信漁連	1	JA三重信連	1							
25	滋賀県	滋賀	15														長浜信金	3																			
26	京都府	京都	4														京都北都信金	4	京都中央信金	2																	
27	大阪府	関西みらい	2	池田泉州	2												大阪シティ信金	2										近畿労働金庫	1								
28	兵庫県	但馬	15							みなと	10						但馬信金	27	但陽信金	6	中兵庫信金	2	日新信金	1	姫路信金	1	兵庫県信組	2	兵庫県信漁連	1	なぎさ信漁連	2	6	にしんまちづくりファンド	1		
29	奈良県	南都	22														大和信金	8	奈良中央信金	1	奈良信金	3												1	奈良古民家まちづくりファンド	1	
30	和歌山県	紀陽	4														きのくに信金	4	新宮信金	4								和歌山県信漁連	1					3			
31	鳥取県	鳥取	1														倉吉信金	1	鳥取信金	1	米子信金	1												2	よなご住んで楽しいまちづくりファンド	1	
32	島根県	山陰合同	19							島根	2						島根中央信金	1	しまね信金	2	日本海信金	2					ごうぎんキャピタル	1	島根県農協	1					1		
33	岡山県	中国	10							トマト	3						玉島信金	1	備北信金	4																	
34	広島県	広島	7							もみじ							呉信金	2	広島信金	1								JA広島信連	1	備後信組	1				1		
35	山口県	山口	6							西京							西中国信金	2																	1		
36	徳島県	阿波	14							徳島大正	5						阿南信金	2	幡多信金	1	徳島信金	1							阿南農協	1					2		
37	香川県	百十四	11							香川	14																		香川県農協	1					3		
38	愛媛県	伊予	9							愛媛	4						愛媛信金	1	宇和島信金	1																えひめ地域活性化ファンド	1
39	高知県	四国	5							高知	3																								2		
40	福岡県	福岡	2	筑邦	1	西日本シティ	2	北九州	1	福岡中央	1						ふくおかひびき信金	3	遠賀信金	2	大分柳川信用金庫	2	福岡信金	1				九州信漁連	1						4		
41	佐賀県	佐賀	5							佐賀共栄	1						九州ひびき信金	1											佐賀西信組	2					1		
42	長崎県	十八親和	12							長崎																			杵岐市農協	1	ごとう農協	1			2		
43	熊本県	肥後	14							熊本	5						天草信金	1	熊本中央信金	1									八代地域農協	1					4		
44	大分県	大分	2							豊和	1																										
45	宮崎県	宮崎	9							宮崎太陽																									1		
46	鹿児島県	鹿児島	14							南日本	3						鹿児島相互信金	3	鹿児島県信金	1									鹿児島県興業信組	1							
47	沖縄県	琉球	4	沖縄	3					沖縄海邦																											
件数合計		378 件 (57 行 / 61 行中)							83 件 (21 行 / 34 行中)				193 件 (96 金庫 / 254金庫)								49 件 (40 機関)				54 件	7 件											

※地方銀行、第2地方銀行については全行を表示しており、該当がある場合色塗りし、右欄に件数を表示している（本部所在地から圏域を越えて融資している場合あり）。

※複数の金融機関等が協調して融資する場合もあることから、該当件数と交付決定事業数は必ずしも一致しない。

※銀行数（61行+35行）、信金数（254金庫）は、令和8年4月時点。オレンジ着色は、令和8年度採択事業。

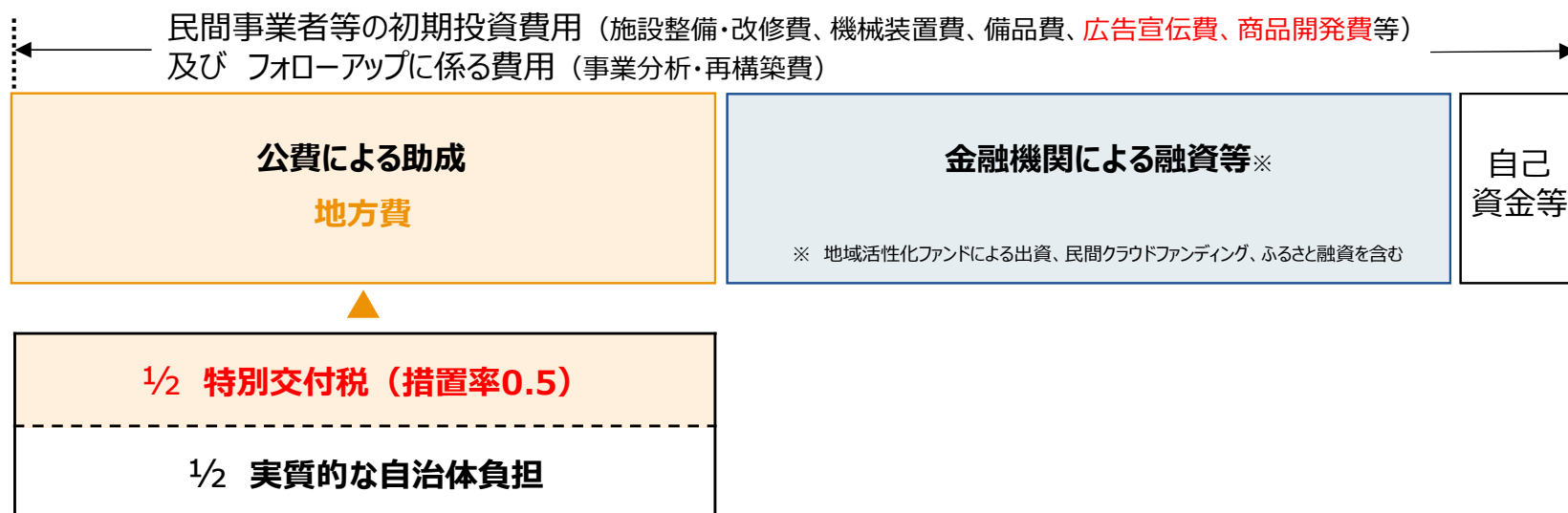
ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）



- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）**
の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※国庫補助事業と異なり、**①～④の要件**を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



助成上限額（自治体→事業者）

融資／公費	公費による助成上限額
1 倍～	1,500万円
0.5倍～	800万円
0.5倍未満	200万円

POINT

- 国庫補助事業と比べ、以下の要件が緩和されており、市町村の裁量でより柔軟な創業支援が可能
 - ・モデル性は問わない
 - ・融資額が公費による助成額未満でも対象
 - ・金融機関からの担保付き融資も可
 - ・ソフト経費（広告宣伝費、商品開発費等）も対象

ローカルスタートアップ支援制度 [事業の企画～立ち上げまで各段階での財政措置]



- 地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業（**ローカルスタートアップ**）を支援
- **事業の企画・立ち上げ準備・事業立ち上げの各段階**において、交付金による支援及び特別交付税措置を実施

※ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の作成が必要（認定件数1,580市区町村（R8.6月時点））

支援制度の内容

① 事業の企画

特別交付税

（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・創業支援等事業計画の作成
- ・創業塾、創業セミナー、研修
- ・ビジネスコンテスト
- ・創業コーディネーターの設置

② 立ち上げ準備

特別交付税

（措置率0.8・財政力補正あり）

- ・地域脱炭素等に係る調査分析
- ・地域資源の調査分析
- ・ビジネスモデル調査分析
- ・法人設立等に係る経費
- ・オフィスの賃貸料、
インキュベーション施設

③ 事業立ち上げ

交付金（交付率1/2～3/4）

- ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した
初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等）
※モデル性を有するもの

特別交付税（措置率0.5・財政力補正あり）

- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した
初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品、商品開発費、
広告宣伝費等）
※モデル性は問わない
- ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した事業
に対する、フォローアップ、事業分析・再構築に係る経費

地域社会AX/DX推進パッケージ事業について

総務省 情報流通行政局 参事官室

地域社会AX/DX推進パッケージ事業

現状

- 地域においては人口減少や少子高齢化など様々な課題に直面
AI等デジタル技術の期待は高いが資金やノウハウ不足等が課題
- 農林水産業の担い手不足や、医療従事者の偏在といった地域課題の解決を潜在需要と捉える多くの民間事業者にとっても、短期的採算性から、開発した技術を実用化・商用化していく障壁は高い

目標

- 地方の大きな「伸び代」を成長に転換すべく（従来の地域DXに加え）地域AX（AI Transformation）を推進
- 特に地域への波及度の高い中堅・中核企業におけるAI導入を強化
- 横展開可能なユースケースの創出を図り、地域課題解決に取り組む事業者の育成にも寄与し、地域社会のAXやDXを実現

<具体的な取組内容>

➤ **地域の実情に応じて人的支援から、実証・実装に至るまでの総合的な支援を実施**（計画年度：令和6年度～令和9年度）

① デジタル人材の確保支援（人的支援）

1. 地域AXに向けた地域の課題整理、AI導入計画等の策定を伴走支援
（過去3年でDX計画策定を136件支援）
2. ICTの知見、ノウハウを有する専門家（地域情報化アドバイザー）を
自治体等へ派遣し、助言等を実施
（過去3年でのべ975団体に派遣）
3. 遠隔地から行う現場業務（現場テレワーク）に必要な通信環境等を調査分析
（令和9年度新規）

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）※地域AX先導タイプ（仮称）

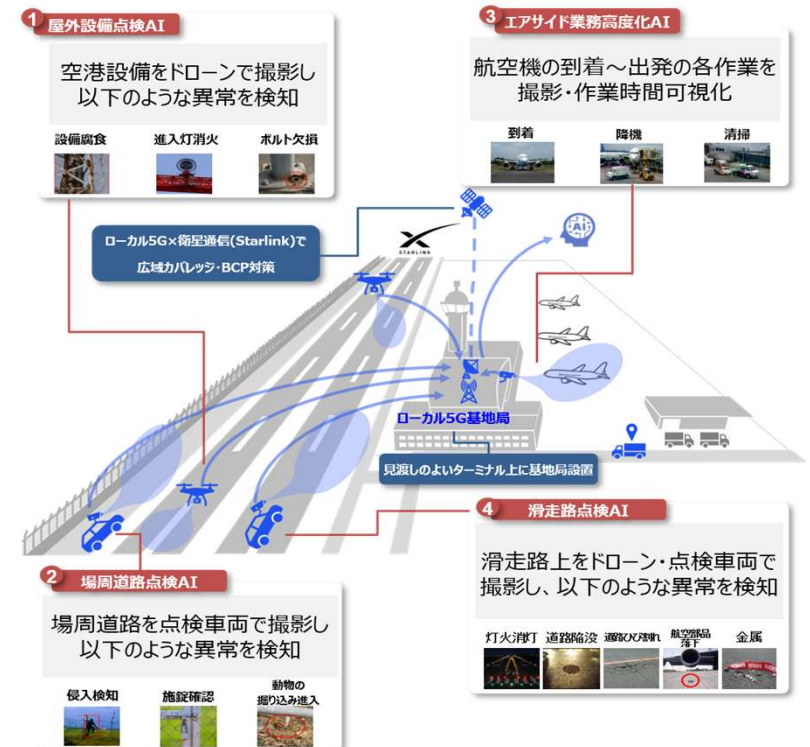
衛星直接通信、APN（オール光ネットワーク）、HAPS等の新しい通信技術を活用した先進的ソリューションの実用化に向けた実証を実施（請負、定額）
（過去3年で102件採択）

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（実装補助）

地域課題の解決を図るために必要なローカル5G、Wi-Fi、LPWA等及びカメラ、センサー等の整備費用を補助（補助率1/2）
（過去3年で38件採択）

<地域課題解決のイメージ>

AIによる空港インフラ保守効率化（成田、関空等・住友商事）



令和9年度要求額 105.2億円（うち、「強く豊かな日本」投資枠 80.0億円）
（令和8年度予算額 1.0億円、令和7年度補正予算額 129.3億円）

「自動運転×通信」政策パッケージ事業

- ドライバー不足等を背景とした地域の移動手段や物流の確保に向け、自動運転技術への期待が高まる中、無人自動運転(レベル4)の実装には、安定した遠隔監視や安全・円滑な運行等支援が不可欠であることから、自動運転を支える通信インフラの強化と実証等を通じた需要創出を一体的に推進。

自動運転を支える通信インフラの強化

基盤整備

デジタルインフラ整備事業

- ①自動運転の遠隔監視等のための携帯基地局の高度化支援
(携帯基地局の5G SA※1化の補助)
- ② 5.9GHz帯V2X通信システム導入のための放送業務用無線局の周波数移行※2
(放送用既存無線局の改修等補助)
- ③ 安全・円滑な自動運転を支援するITS通信インフラ整備支援
(自治体・民間事業者等への無線システムの整備補助)



実証等を通じた需要創出

計画策定

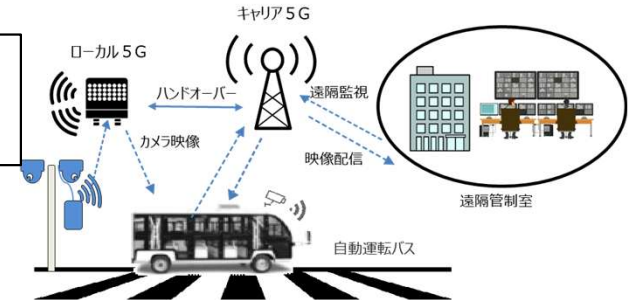
- ④計画策定支援事業
自動運転導入を目指す自治体等における通信インフラ利用の計画の策定を支援

実証・運用

- ⑤自動運転実証事業
NTN等の新しい通信技術の活用可能性や、自動運転と異種モビリティの統合型遠隔監視モデルの有効性を実証
- ⑥自動運転実装事業
自治体等における事前の通信品質調査にかかる費用や、通信設備の導入費用等の補助を通じ自動運転の実装を推進

※NTN:HAPS、衛星通信等の非地上系ネットワーク

地域での自動運転に必要な通信の信頼性検証・実装補助



- (事業主体) 民間企業、**地方公共団体等**
- (事業スキーム) ①③⑥補助、②補助(国庫債務負担行為)、④調査研究(請負) ⑤実証(請負)
- (補助対象) ①～③、⑥の事業に要する一定の設備整備や役務等に要する費用
- (補助率) ①民間企業(1/2、2/3) ②定額 ③民間企業等(3/4、2/3) ⑥地方公共団体等(定額、3/4)
- (計画年度) 令和5年度～令和11年度

令和9年度要求額 127.3億円
(うち、「強く豊かな日本」投資枠 111.0億円)
(令和8年度予算額 3.8億円、
令和7年度補正予算額 5.0億円)
(一部は「地域社会DX推進パッケージ事業」から移管)

地域社会DXナビ

- 地方公共団体のデジタル実装において、知見・ノウハウ等の情報不足や各種情報の分散が課題。
- 2024年10月、総務省事業を中心とした地域社会DXの各地域における優良事例、地域社会DXに関する知見やノウハウを一元的に発信するポータルサイト「地域社会DXナビ」を立ち上げ。
- 2025年度実績（2026年2月末時点）：閲覧数（PV数）約51万、平均滞在時間約5分。

① 地域社会DX先進事例情報の収集

- 各地域社会DXにおける
- 先進事例の成功要因
 - 地域への波及効果 など

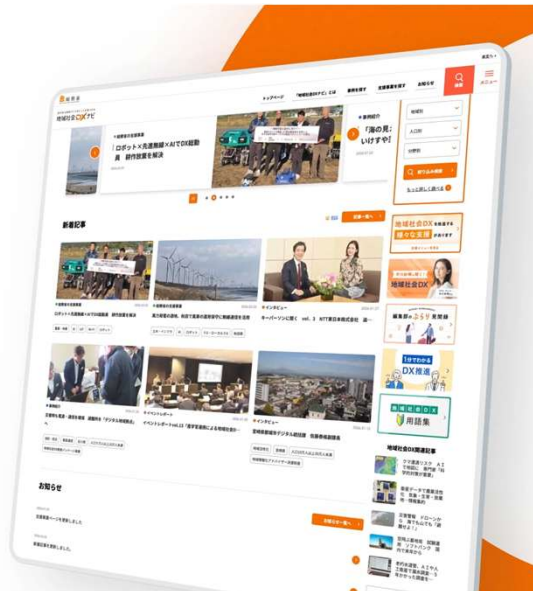


② 情報（知見・ノウハウ・政策）の一元的発信

- 地域社会DXに関する
- 先進事例を継続的に分かりやすく配信
 - 総務省の関連支援策の解説
 - 地域・人口・分野による検索機能

【サイトイメージ】

活力ある地域づくりのヒントが見つかる
地域社会DXナビ



【サイトCM】

総務省動画チャンネル



令和8年9月7日

地域DX/AXに向けた計画の策定等の伴走支援を受ける 地方公共団体等の二次公募の実施

総務省は、デジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援する「地域社会DX推進パッケージ事業」の一環として、地域課題の整理、導入・運用計画の策定等を専門家が伴走支援する「計画策定支援」の二次公募を実施します。

1 概要

人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術やAIの実装（地域社会DX/AX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要です。

地域社会DXを加速させるとともに、地方発のAXIによる強い地方経済の実現などにも貢献するため、総務省ではデジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を通じたデジタル実装の好事例の創出や、AIを活用した地域密着型の新規事業の立ち上げや先進的な地域課題解決プロジェクトの創出をするとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施します。

この事業の一環として、デジタル技術やAIを活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている地方公共団体等を対象に、地域課題の洗い出しや整理のほか、ソリューション実装計画書の策定等を、デジタル技術分野に知見を持つ専門家が伴走支援します。

2 募集対象

地方公共団体等

※ 財政力指数が1以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外となります。

注) 財政力指数についてはこちらを参照ください。

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/toukei/02zaisei07_04000135.html)

※ 地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象です。庁舎内のネットワーク整備等、地域課題の解決に直接つながらない取組に関する計画策定は対象外となります。

※ 地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限ります。

3 支援内容

支援先団体において計画書の作成やそのために必要な作業を実施していただく前提の下、

- (1) 解決すべき地域課題の調査・分析・整理から、デジタル技術やAIを活用した当該地域課題の解決策の検討・立案まで
- (2) 支援先団体内における予算要求や国の補助金・交付金への申請・提案等への活用も念頭に置いた、デジタル技術やAIを活用して地域課題の解決を図るためのソリューション実装計画書の策定のいずれかを目指し、5か月程度（10月から2月頃までの間）、デジタル技術分野に知見を持つ専門家が伴走支援します。（支援事業者：EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）

4 募集要領

「[地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援）募集要領](#)」

5 応募方法

(1) 応募期間

令和8年9月7日（月）から同年10月2日（金）16時まで

(2) 応募方法

応募様式に必要事項を記載し、電子メールで下記提出先までご応募ください。

ダウンロード先：

https://www.soumu.go.jp/main_content/001090597.xlsx 

【提出先（事務局）】

OEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援事業）担当

OE-mail: mic.dx.shinsei_atmark.jp.ey.com

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。

6 選定結果の公表

伴走支援の受入体制（庁内の本事業応募に関する合意状況・稼働可能時間等）、伴走支援の必要性、取組テーマの本事業との適合性等の観点から、支援先団体を決定します。選定に当たって、必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。

令和8年10月中旬頃、選定結果を公表します。

地域課題の解決に向けたDX/AXの取組を進めるための計画づくりを専門家が伴走支援します

A 地域課題整理コース

B ソリューション実装コース

対象

地域課題の洗い出しから支援を希望する団体

- ・ 課題の収集・整理から始め、取り組みを検討したい
- ・ 課題はあるが、何から始めるべきかわからない
- ・ 要望・意見を集めたがまとめ方に不安がある

解決策が見えており、実装に向けた計画の具体化を進めたい団体

- ・ 導入したい施策・解決策が見えている
- ・ 実装計画や予算要求を具体化したい
- ・ 補助金・交付金申請につなげたい

支援例

課題整理
・現状分析

あるべき姿・
解決策の検討

全体構想・
推進計画の策定

実装に向けた
要件整理

推進体制検討

事業化実装
計画策定

地域課題・組織課題
の抽出・整理

推進体制の検討

課題の整理・具体化

推進組織・体制
の検討

運用モデルの作成

国・他自治体の
動向等の調査

DX/AX推進方針
・目標の整理

地域特性を踏まえた
要件の検討

実行スケジュールや
実施計画の策定

DX/AX活用による
解決の方向性検討

ロードマップ作成

ネットワーク・機器等の
要件の検討

国の支援事業等への
提案書作成

DX/AX推進計画書等
の策定

事業者とのマッチング、
導入・運用コスト
費用対効果の検討

成果物例

- ・ 地域の抱える課題の全体像
- ・ 地方公共団体としての目指す姿
- ・ DX /AX推進に向けたロードマップ
- ・ DX /AX推進計画書
- ・ 地域未来戦略*

- ・ 地域未来戦略に関連する事業計画等の策定
- ・ DX/AXプロジェクト計画
- ・ ソリューション導入の効果とコストの試算結果
- ・ 運用モデルや資金計画、マネタイズ計画
- ・ 実証/補助事業の提案書
- ・ 実証/実装フェーズのスケジュール

*地域未来戦略のうち地域産業クラスター計画又は地場産業成長プラン 支援はデジタル技術やAI活用を含む計画部分に限る

事業承継等人材マッチング支援事業について

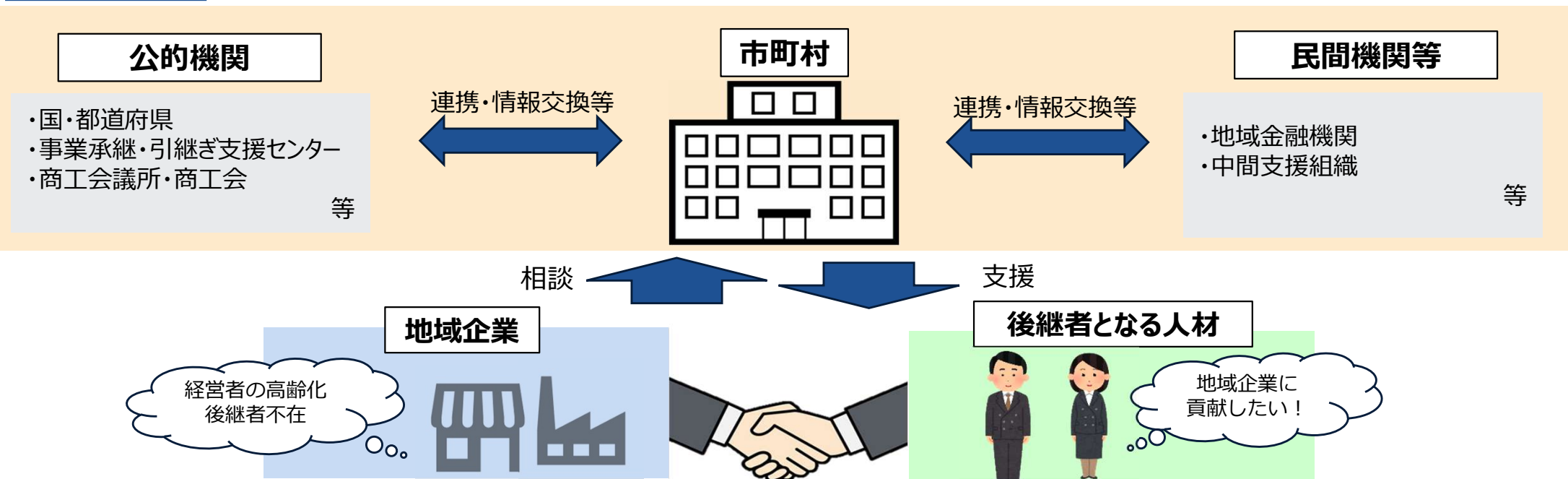
総務省 地域力創造グループ 地域政策課

事業承継等人材マッチング支援事業 ～地域企業の後継者を確保～



- 地域企業の後継者等を確保するため、**市町村がハブとなり、地域企業と事業承継等人材とのマッチングを支援**する事業。
- 総務省は、市町村の経費に**特別交付税措置**を講じるほか、必要な支援を実施。

事業スキーム



財政措置

市町村を対象に、以下の経費について特別交付税措置

※ 1 自治体あたり **上限1,500万円** (措置率0.5 (財政力補正あり))

※ 地方単独事業に係る経費のみが対象

※ 市町村は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定する必要

①調査・人材育成

・人材・事業所等に対する調査
・人材の発掘・スキルアップ 等

②マッチング

・交流会・商談会の開催
・マッチングシステム構築 等

③マッチングトライアル

・人材が事業所で試用的に業務に従事する際の人件費・交通費 等

④コーディネータ等の配置 ※自治体職員の人件費は対象外

POINT

- 地域企業が後継者等を確保するための市町村の取組を**幅広く財政措置**
- 事業承継に限らず、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等、**多様な人材と地域企業とのマッチングを支援**する場合の経費も対象

(参考) 市町村における事業承継支援の事例 (新潟県長岡市)

- 令和8年から後継者不在に悩む市内事業者に対する**企業訪問を通じたプッシュ型の支援**として「**地域おこし協力隊**」を採用。
- 令和8年8月に、**事業承継マッチングサイト「つなぐ、長岡“アトツギ探し相談室”**」を公開し、**オープンネーム**による積極的な情報発信。



専門機関への連携

ご希望の事業者様には長岡市内の事業承継支援機関で構成する「ながおか事業承継応援ワーキング会議」をご紹介します、各支援機関によるサポートを実施いたします。

支援機関によるサポート例

- ✓ 事業承継計画の策定
- ✓ 事業承継に関わる補助金・税制の説明
- ✓ 経営者保証の差し替え・債務の引き継ぎ等に関するご相談

「ながおか事業承継応援ワーキング会議」構成機関

- 長岡市
- 長岡商工会議所
- 長岡地域商工会連合
- 第四北越銀行
- 大光銀行
- 長岡信用金庫
- 日本政策金融公庫長岡支店
- 新潟県信用保証協会長岡支店
- 関東信越税理士会長岡支部
- (一社)新潟県中小企業診断士協会
- SMECコンサルタンツ(株)
- パートナースプロジェクト税理士法人
- 新潟県事業承継・引継ぎ支援センター



地域おこし協力隊が事業承継をサポートします

長岡市地域おこし協力隊

長岡にある地域に愛される魅力的な事業を未来へ残すため、一件一件丁寧に向き合います。事業承継だけでなく、日頃の経営課題にもじっくり耳を傾け、最適な専門機関へと繋ぎます。単なる引き継ぎに留まらず、事業がさらに輝くための解決策を共に考え、地域経済の発展を全力でサポートします。

地域おこし協力隊員（委嘱型）の採用～業務実施までの流れ



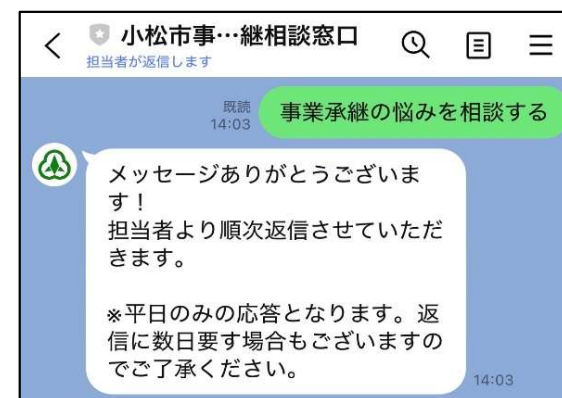
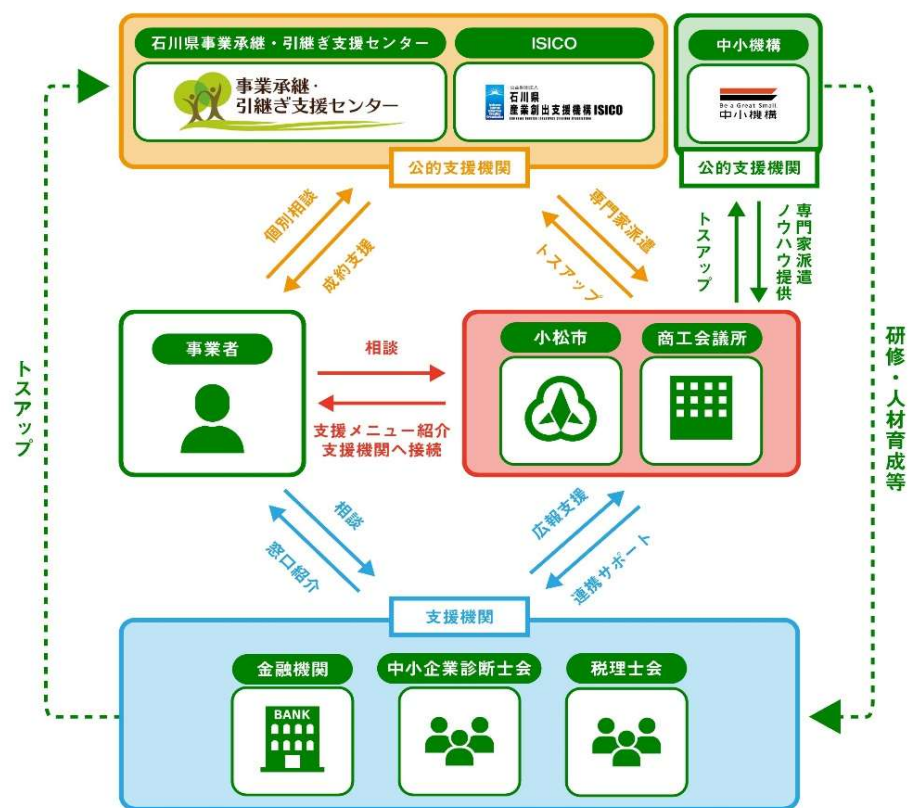
自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

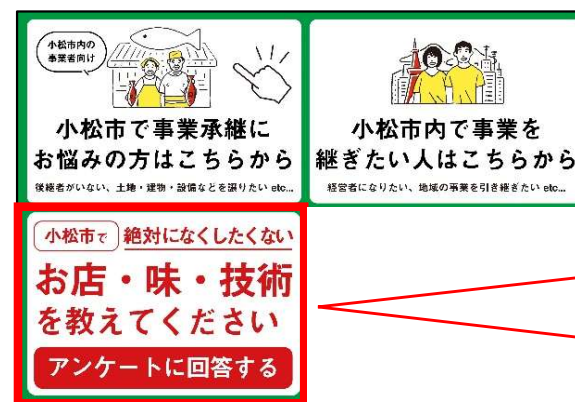
- 事業承継は、地域の雇用や暮らしを**次世代へ引き継ぎ**、**地域社会を維持していく観点**からも重要な取り組み。
- **事業承継支援機関で構成する「ながおか事業承継応援ワーキング会議」を中心に**、事業者への早期アプローチや支援制度の周知を行うことで、関係機関が連携した地域一体の支援を推進。

(参考) 市町村における事業承継支援の事例（石川県小松市）

- 令和6年12月に、関係機関が一堂に会する「**小松市事業承継支援機関連絡会議**」を開催し、**地域ぐるみの事業承継支援の体制の構築に向けた連携の確認を行う**。会議を契機に、**関係機関が自発的に動く仕組みづくりを推進**。（令和7年11月には、連携協定を締結。）
- 事業者が気軽に相談できるよう、**スマホアプリを使用した事業承継相談窓口も開設**。
- その他、「**地域に残したい**」店について**市民向けアンケート調査を実施**し、その内容を事業者にもフィードバック。事業承継機運の向上につなげている。



スマホアプリを通じて、チャット形式で事業承継の相談が可能



スマホアプリでアンケート調査を実施するとともに、全戸向け配布する広報誌にもアンケート案内のチラシを挟むことで、市民の声を拾い上げることに成功。

自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 自治体がハブとなって、県の事業承継・引継ぎ支援センターや商工会議所、金融機関等が連携することで、**各機関が強みを相互に活かしながら、地域全体で事業承継の機運を高めることが可能**。
- 自治体だからこそ、**地域の事業者に近い視点で支援ニーズを把握し、関係機関と連携して適切なサービスの提供や調整を行える**。

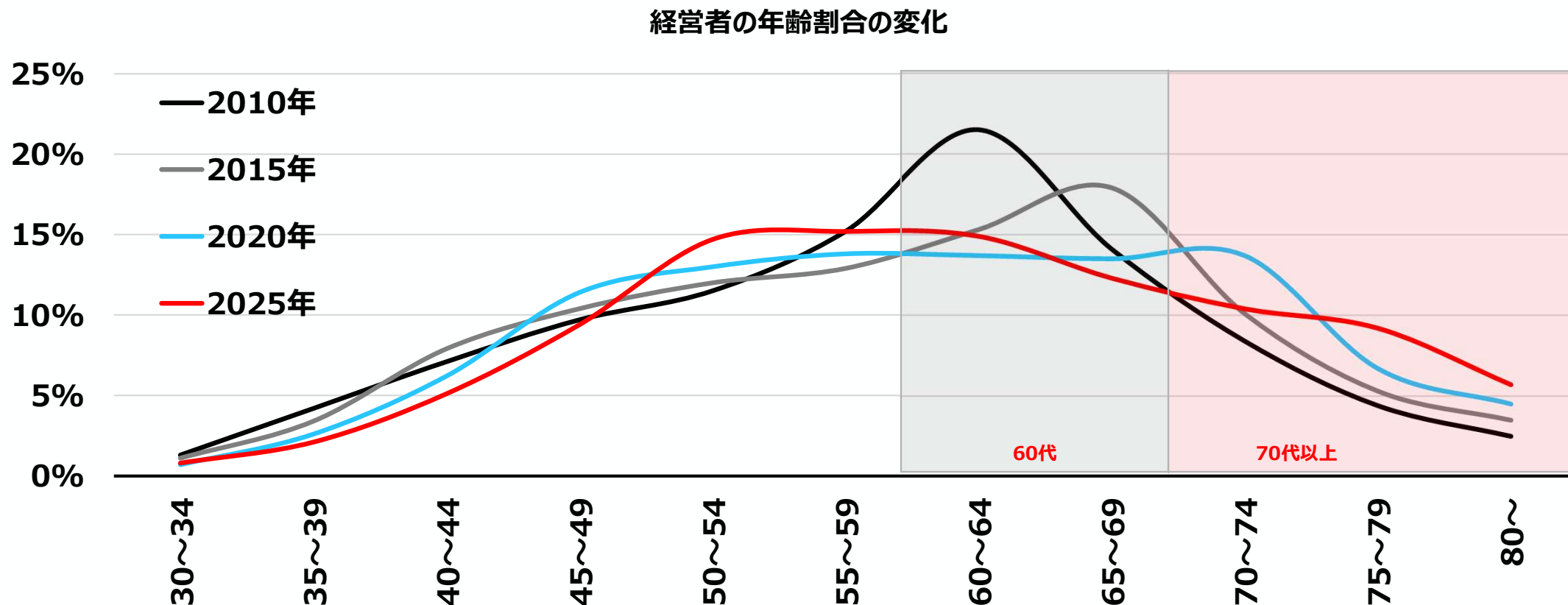
事業承継支援関連施策について

2026年9月17日

中小企業庁 事業環境部 財務課

経営者の年齢分布の推移と事業承継の進展

- 経営者年齢の分布の変化をみると、一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、未だ事業承継が必要となる70代の事業者が多く存在。加えて、今後承継が必要本格的に必要となる60代の層も多く存在している。

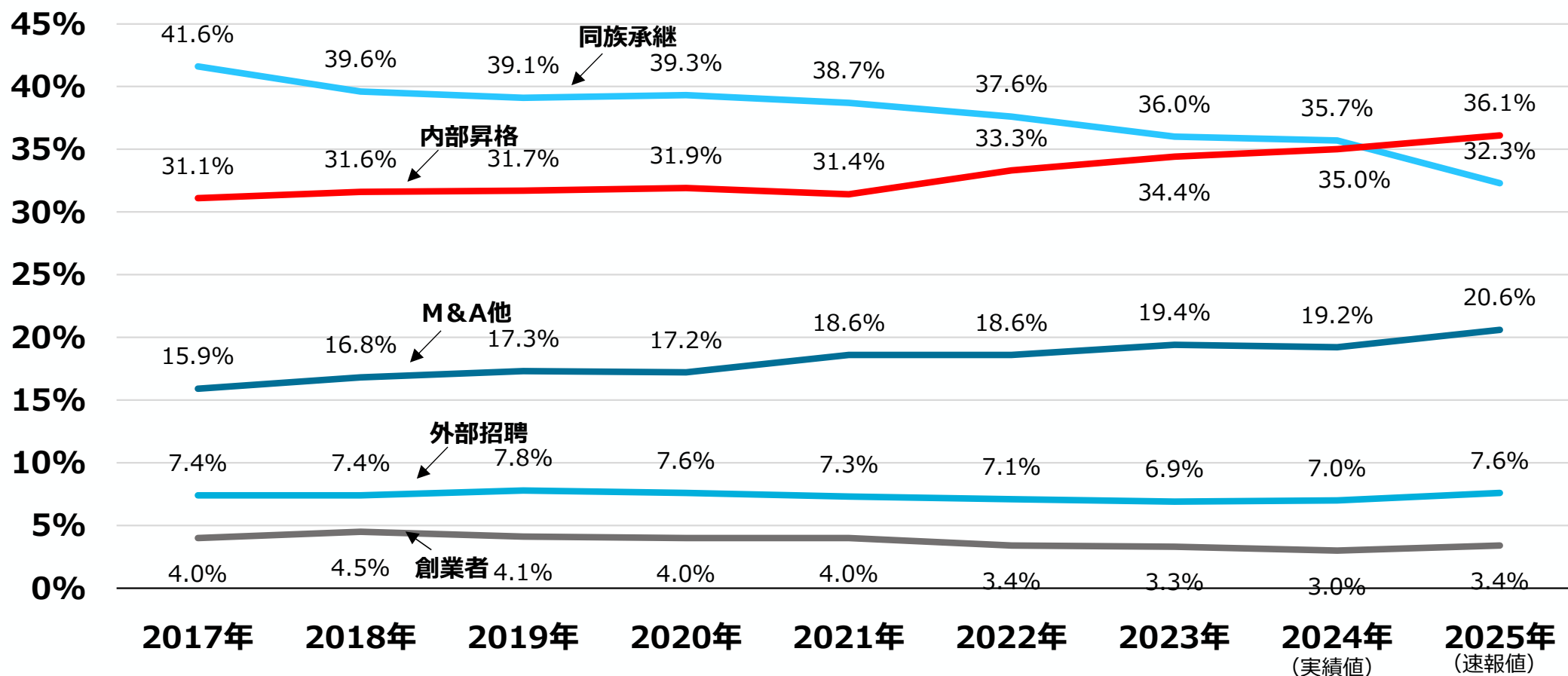


(出所) (株) 帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工

親族内承継と従業員承継・第三者承継の割合の推移

- 経営者の就任経緯の推移をみると、内部昇格やM & Aによる就任が増加傾向にある。

経営者の就任経緯の割合の推移



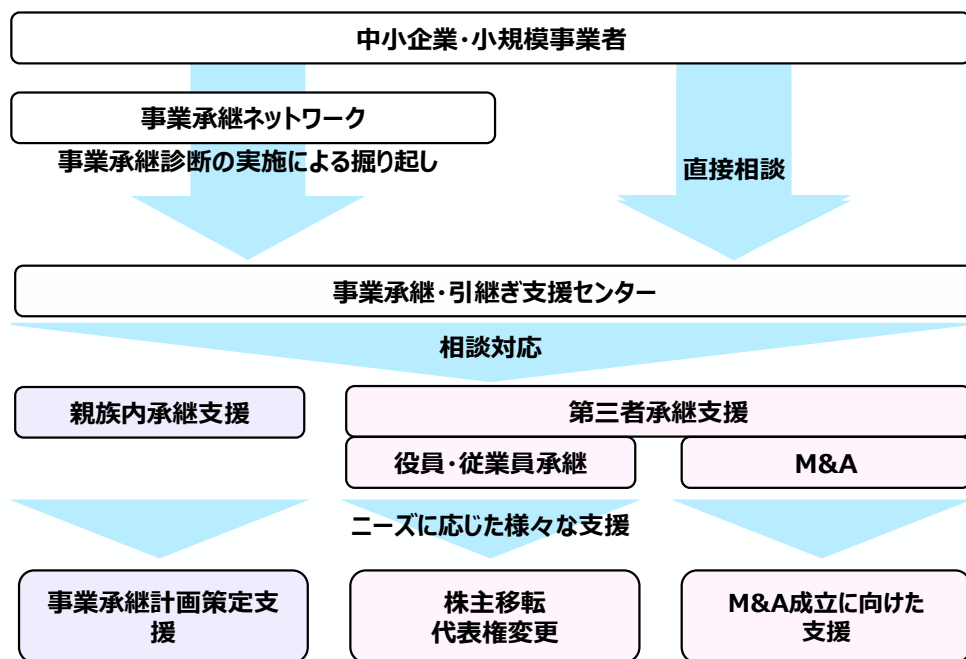
(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。直近年度（2025年）の数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

(出所) 帝国データバンク「後継者不在率動向調査」各年版を基に作成。

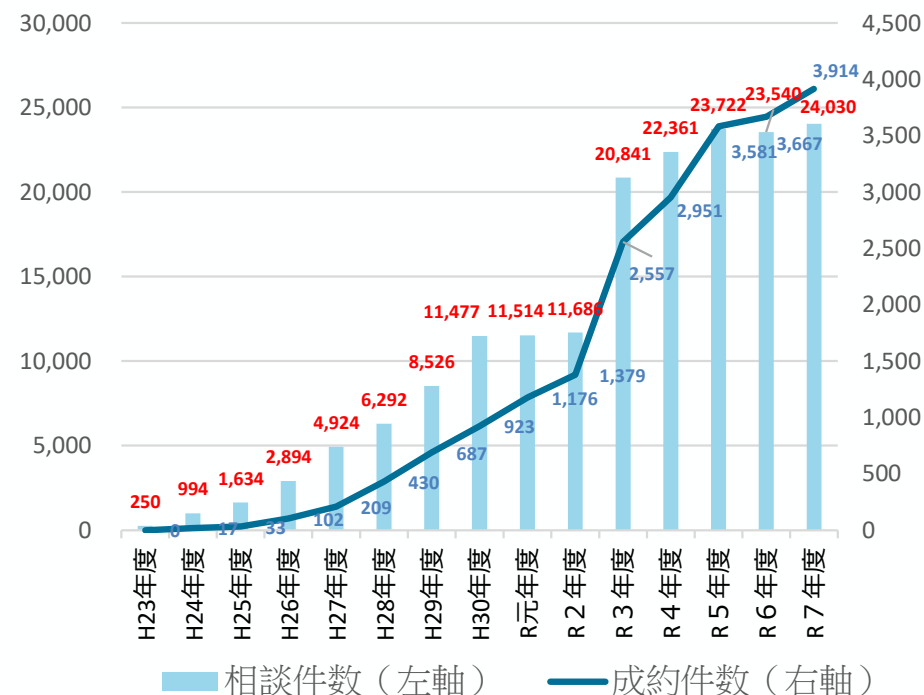
事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した事業承継・引継ぎ支援センターでは、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される事業承継ネットワークが構築されている。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和7年度には相談件数が24,030件、成約件数が3,914件に達した。

事業承継・引継ぎ支援センターの支援スキーム



事業承継・引継ぎ支援センターの支援実績



事業承継・引継ぎ支援センターについて

- 全国47都道府県に設置した事業承継・引継ぎ支援センターでは、親族内・従業員・第三者の別を問わず、事業承継・M&Aに関する支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。

事業承継・引き継ぎ支援センターによるワンストップ支援

掘り起こし

- 各都道府県ごとに構築されている事業承継ネットワークに参加する自治体や金融機関、商工団体、土業の専門家等が事業承継診断を実施。事業者に対し、各機関が事業承継ニーズを確認し、センターによる事業承継支援が必要な場合に、センターへトスアップをする。
- また、事業者向けのセミナーや、支援機関・登録専門家向けの勉強会を開催し、支援ニーズの掘り起こしに繋げている。（2024年度には全国で約1,400回のセミナー・勉強会を開催。）

【事業承継ネットワーク会議】



【事業承継セミナー】



相談

- 事業承継に関するあらゆる内容について、センター窓口や個別相談会において、相談対応を行う。
- 進行中の第三者承継に関する手続等について、セカンドオピニオンとして相談を行うことも可能。

【個別相談会】



支援

親族内承継

- 親族・従業員へスムーズに承継できるように、事業承継計画策定等を支援。

第三者承継・従業員承継※

- センターと連携している土業、FA、仲介事業者や連携プラットフォームへの紹介、センター内でのマッチング支援を実施。譲受・譲渡企業の紹介、成約までの手続きをサポート。
- 創業を目指す起業家と後継者不在の事業者とのマッチングを行う「後継者人材バンク」の活用。

※ 事業承継計画策定の支援を行う場合もある。

地域における支援体制の構築：自治体向け手引き・実証事業について

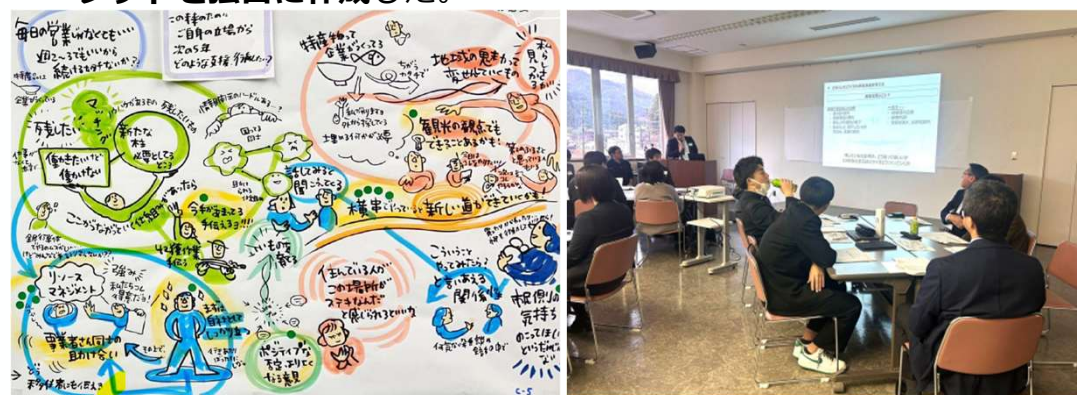
- 地域における支援体制の構築を進める上では、域内外の関係機関を束ねる「ハブ機能」や事業者の事業承継の機運醸成に向けた「意識啓発機能」といった役割の発揮が、自治体に期待される。
- 地域における事業承継に関する支援構築体制検討のため、各経産局において実証事業や支援事例集等の成果物作成に取り組んでいる。また、中小企業庁においては、基礎自治体職員の方々向けに「地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築に向けた手引き」等を令和7年3月に公表。今後は、引き続き実証事業を行いながら、地域における持続可能な支援体制の構築により資する手引きとなるようアップデートを進めていく。

中小企業庁作成の手引き・事例集



地方経済産業局における実証事業取組例（岩手県釜石市）

- 「かまいしのミライ」を考える会（釜石市・東北経済産業局主催）では、街の魅力や地域産業を次世代につなげていくため、地域経済を担う事業者の存続等を目指して、地域一体で取り組む事業承継支援について、関係者が集い対話を行った。（参加者：市民、事業者、支援機関等）
- 事業承継に関係する各機関（金・官・士）の事業承継に対する意識や課題感を確認し、協力関係の構築及び事業承継支援に関するパンフレットを独自に作成した。





参加費 無料
定員 70 名

中小企業庁主催

自治体向け

事業承継支援研修

令和8年度

2027年1月21日(木)
22日(金)

会場：経済産業研修所（東京都東村山）

地方自治体職員向け事業承継研修 第4弾を開催

- 中小企業庁主催の本研修は、事業承継支援に関する知識の習得を通じて、地域における支援施策の推進に資することを目的とした自治体職員等を対象とするプログラムです。
- 好評につき4回目の開催となり、支援施策の解説、事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関等との連携事例、自治体による先行的な取組事例、学識者による講義等を通じて、最新の事業承継施策や課題に関する理解を体系的に深めるカリキュラムとなっています。
- 最終日には、受講者間のグループディスカッションを通じて地域の円滑な事業承継支援の在り方について考え、各自治体における事業承継支援施策の立案・改善や関係機関との連携強化に資する具体的な示唆を得ることを目指します。

当日のカリキュラム概要（予定）

カリキュラム	登壇者等	概要
1日目 事業承継の必要性と支援施策	中小企業庁	全国の中小企業が直面する事業承継の現状や課題を踏まえ、支援の意義や緊急性について体系的に理解を深めるとともに、国の支援施策や制度、先行的な自治体の取組事例を参照しつつ、自治体職員として求められる事業承継支援の視座や役割を整理・確認するセッション。
1日目 事業承継・引継ぎ支援センターと自治体の連携事例	事業承継・引継ぎ支援センター、基礎自治体	事業承継支援の取組を推進している事業承継・引継ぎ支援センターや広域自治体・基礎自治体の担当者から、支援現場の生の声とともに具体的な取組や好事例を紹介し、限られた予算・人的リソースの中で効果的な事業承継支援を実施するための施策の在り方について示唆を得るセッション。
1日目・2日目 自治体による先行的な取組事例（3自治体程度）	広域自治体・基礎自治体	
2日目 事業承継支援施策を考えるグループワーク	受講者	参加者自身の地域における事業承継支援の課題についてグループワークで検討し、各地域の実情を踏まえた円滑な事業承継支援の在り方について議論を深めるとともに、同様の課題を抱える受講者間で知見の共有・交流を図るセッション。
受講対象者	地方自治体職員70名程度 事業承継支援に従事されている方、これから支援に従事される予定の方、支援に関心のある方	
受講費	無料（交通費は受講者の負担となります。宿泊費は無料です。）	

上記カリキュラム以外にも有識者及び公的機関等からの講演を予定。詳細イメージは裏面参照

（参考）昨年の受講者の属性

広域自治体 . . . 15名

基礎自治体 (人口30万人以上) . . . 10名
(人口10～30万人規模) . . . 7名
(人口5～10万人規模) . . . 14名
(人口5万人未満規模) . . . 8名

昨年は

合計60名
の方にご参加
いただきました！
(地方経済産業局職員を含む)

参加目的 研修を受講した方の声 ※1 満足した点



基礎自治体

予算もなく事業承継支援にほとんど取り組めていない状況であるため、今後の施策を検討する材料を見つめたいと考え、参加しました。



基礎自治体

本市の事業承継支援事業はまだ開始したばかりで、他自治体との交流を通して情報交換できると期待したからです。



広域自治体

知識の習得をするとともに、情報交換を通じて、本市の施策に反映可能なヒントをもらうことができました。

※1：昨年度の受講者アンケートより

当日のカリキュラム詳細（予定）

1日目 ※午後から開始		2日目	
時間	内容	時間	内容
13:00～13:15	オリエンテーション	9:00～10:00	【事例発表】基礎自治体の先行事例②（基礎自治体）
13:15～13:50	【グループワーク】それぞれの自治体の課題認識の共有	10:00～10:50	【事例発表】広域自治体の先行事例（広域自治体）
13:50～14:30	【講義】地域経済において事業承継を推進する必要性と各種施策（中小企業庁）	11:00～12:00	【グループワーク】午前中の振り返り
14:40～15:40	【事例発表】事業承継・引継ぎ支援センターと自治体の連携（センター・基礎自治体）	13:00～13:50	【講義】有識者による講義
15:40～16:30	【事例発表】基礎自治体先行事例①（基礎自治体）	14:00～14:40	【グループワーク】ワークシート記入・グループ討議
16:40～17:30	【グループワーク】1日目の振り返り	14:40～16:00	【グループワーク】討議内容の発表
17:30～	懇親会	16:00～16:30	エンディング

下記の二次元コードもしくはこちらからお申し込みください。



定員に達しましたら、予告なく募集を終了させていただきます。

お申込み

上記カリキュラム以外にも有識者及び公的機関等からの講演を予定

開催場所：経済産業省 経済産業研修所
〒189-0024
東京都東村山市富士見町5-4-36
西武新宿線久米川駅からバス10分（徒歩25分）
西武多摩湖線八坂駅からバス5分（徒歩13分）
西武国分寺線小川駅から徒歩18分程度

担当 中小企業庁事業環境部財務課 飯沼、伊東、北浦、川俣
(電話) 03-3501-5803 (メール) bzl-zaimuka_kensyu@meti.go.jp

【参考】中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する予算・税制等の主な支援策

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R8税制改正で特例承継計画の申請期限を2027年9月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M & A 補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円、小規模売り手支援類型は450万）

○事業承継にあたっての設備投資等支援

事業承継・M & A 補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円～1000万円※、補助率1/2～2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M & A 準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

日本公庫による金融支援

- ・日本公庫において、事業承継・M&Aにかかる経費を融資する支援制度が存在（R6に融資枠を大幅拡充）

引継ぎ後の事業統合／経営革新等

○M&A後の設備投資等の支援

事業承継・M & A 補助金（PMI推進枠）

- ・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800～1000万円※、補助率1/2～2/3）

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

【参考】中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。等

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。ガイドライン違反等の場合は登録取消し、氏名公表が可能。
- 「事業承継・M&A補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。
- 登録機関ごとの標準的な手数料体系を公表。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業である**PMI（Post Merger Integration）**の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

（凡例）

 事業承継とM&Aの両方に適用

 M&Aのみに適用

特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ[°] 地域自立応援課

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R9概算要求額：1,095百万円
(R8当初予算額：615百万円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等の就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材の育成と地域社会の維持・活性化を図る（人口急減地域特定地域づくり推進法 令和2年施行）

事業背景

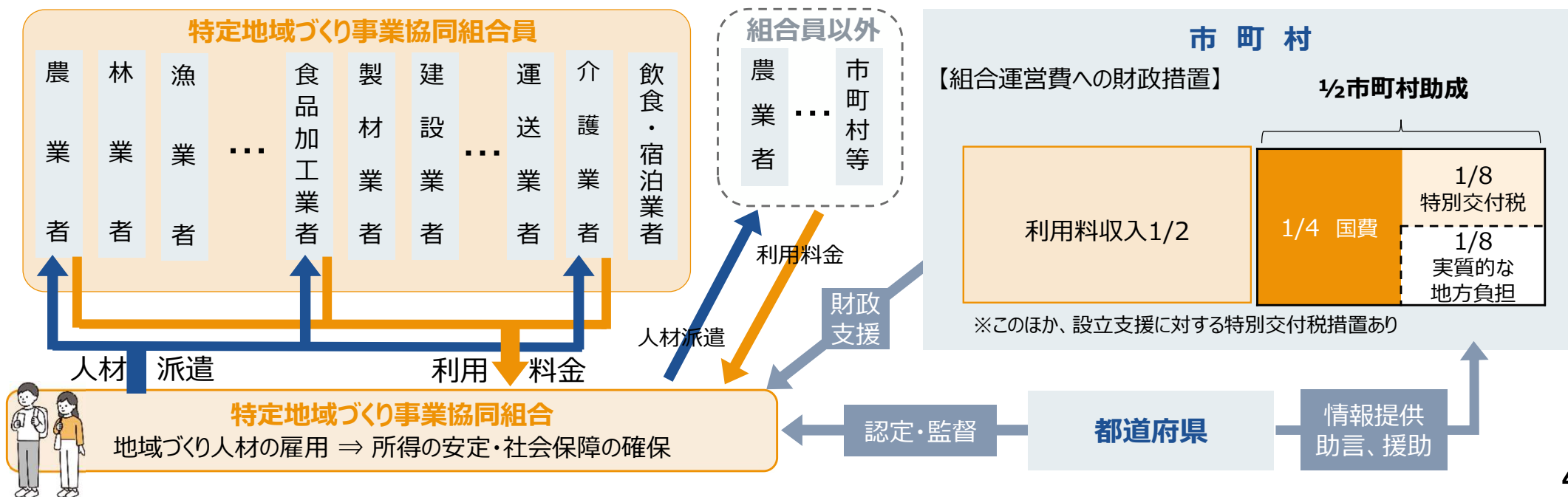
人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

取組内容

- **地域の仕事を組み合わせ**て年間を通じた雇用を創出
- 組合で職員を雇用し**事業者に派遣**（安定的な給与水準を確保）

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）



特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >

（例）派遣職員6名の人件費及び事務局運営費 3,000万円

利用料収入 1/2【1,500万円】		市町村からの助成 1/2【1,500万円】		組合
特定地域づくり事業 推進交付金 1/4 【750万円】		特別 交付税 1/8 【375万円】	実質的な 地方負担 1/8 【375万円】	
対象経費上限額（R8） 派遣職員人件費 450万円／年・人 事務局運営費 670万円／年		地方 負担額の 1／2	実質的負担は 市 町 村 の 助成額の1／4	

2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

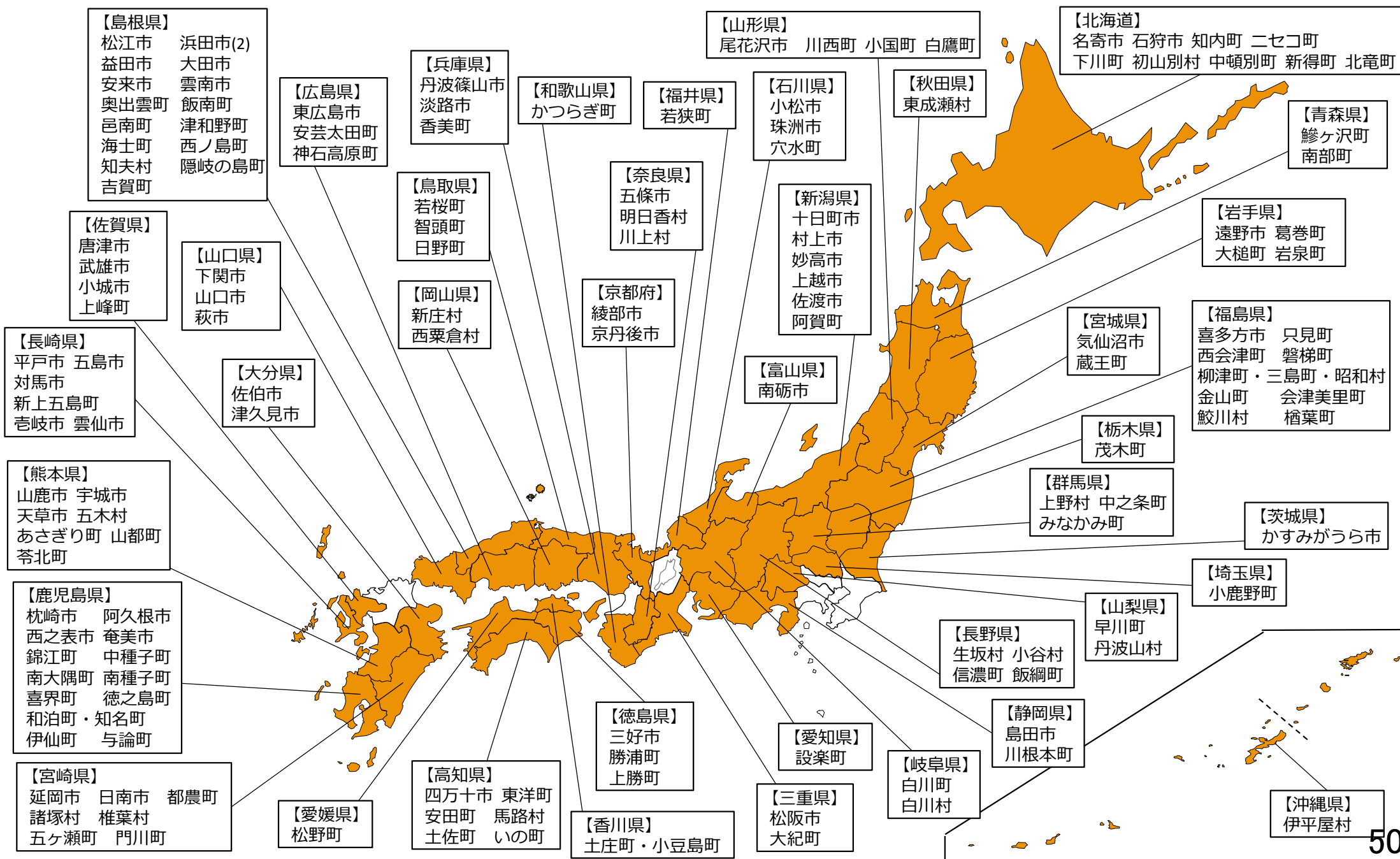
特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額390万円）（R8）
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 148組合 (41道府県151市町村)

※R8.9.1 現在 (交付決定ベース)



人口急減地域特定地域づくり事業推進法の一部改正（令和7年3月）の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

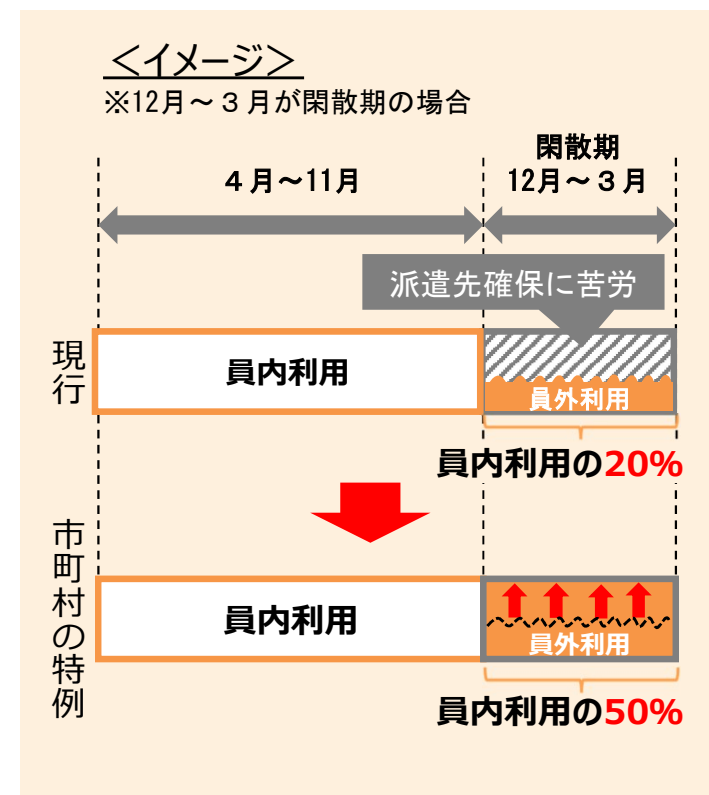
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設(スキー場など)やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組合…**閑散期**(農閑期など)の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり(中小企業等協同組合法)

- ✓ **市町村**は**組合員**になることができない
 - ✓ 組合員以外の利用(**員外利用**)は員内利用の**20%**まで
- ⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み(令和7年3月31日まで)

- ⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を**5年延長**（令和12年3月31日まで）

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
市町村や、市町村を通じて事業者の方にも是非周知をお願いします。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html



総務省トップ > 政策 > 地方行政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

▶ [地域力の創造・地方の再生](#)

▶ [地域おこし協力隊](#)

▶ [地域活性化起業人](#)

▶ [ローカル10,000プロジェクト](#)

▶ [ローカルハブの創設・運用制度](#)

▶ [特定地域づくり事業協同組合制度](#)

▶ [地域運営組織](#)

▶ [移住・交流情報ガーデン](#)

▶ [関係人口](#)

▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)

▶ [お試しサテライトオフィス](#)

▶ [山漁村交流プロジェクト](#)

▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)

▶ [地域企業人材支援事業](#)

▶ [人の流れの創出した効果的移住推進施策事例集](#)

▶ [エネルギーインフラプロジェクト](#)

▶ [特定地域づくり大賞](#)

▶ [地域対策](#)

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~制度編~ 自治体職員の方へ! >



< 特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~組合編~ 一般の方へ! >



特定地域づくり事業協同組合制度とは

ふるさと住民登録制度について

令和8年9月

総務省 地域力創造グループ[°] ふるさと住民登録制度推進室

ふるさと住民登録制度のシステム構築

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組み。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。

目指す姿のイメージ

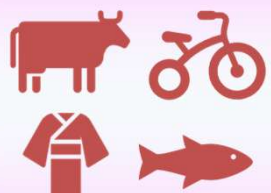
- ・ ふるさとに思いを馳せる方
- ・ 地域の力になりたい方
- ・ 災害ボランティア
- ・ 二地域に居住する方

など

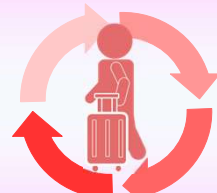


関わりの深化

地域経済の活性化 → ベーシック登録



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

地域の担い手確保 → プレミアム登録



ボランティア・副業
地元自治会への参画

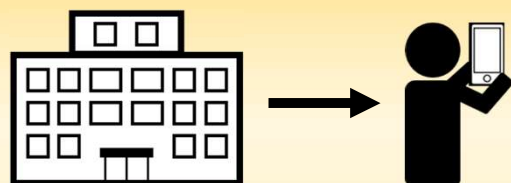


二地域居住

自治体からの情報提供

地域への
貢献

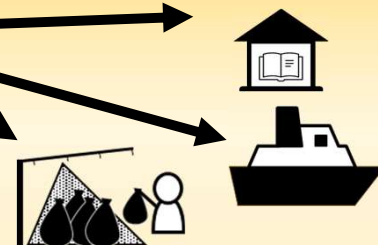
自治体からの情報提供
官民の各種サポート



活動に役立つ各種情報を発信

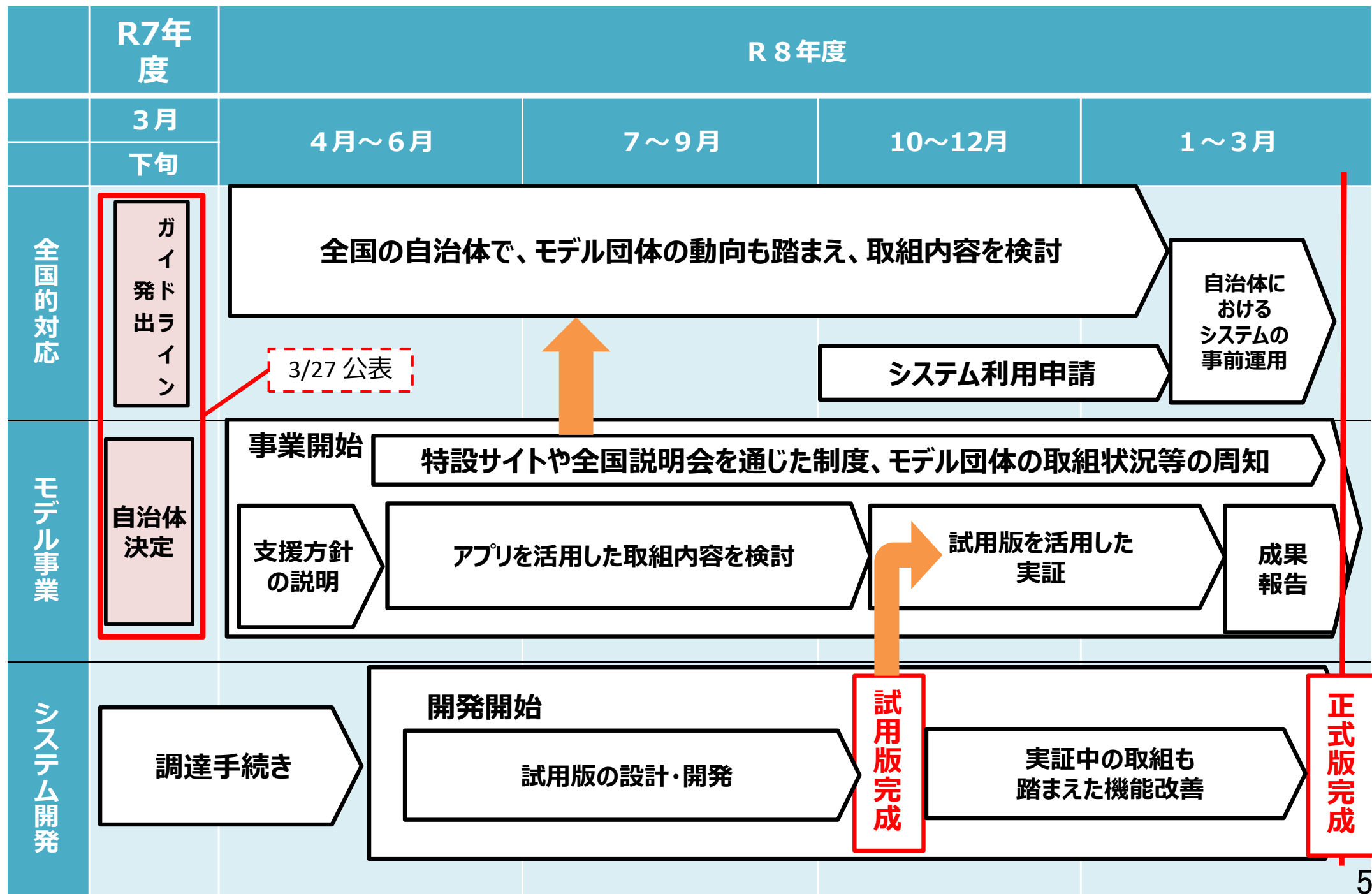


手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施



今後のスケジュール（現時点の想定）

未定稿



制度参加に向けた課題への対応策等について

事務負担

- 制度の運用に係る自治体職員の事務負担をできる限り低減できるよう、情報発信、プレミアム登録の承認・更新等について簡便な操作や自動対応が可能となるようシステムを構築。
- 加えて、各自治体において、情報発信、担い手活動の企画・運営、サポート施策の受付・支払等を行うふるさと住民コーディネーターを配置することでさらに自治体職員の事務負担の軽減が可能。

財政負担

- システム利用料について、令和9年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めない。
- ふるさと住民コーディネーターの設置に要する経費等制度の推進に要する経費について特別交付税措置を創設。
- ふるさと住民登録システムと連携するための既存アプリ等の改修経費について、デジタル活用推進事業債を活用可能。
- 各自治体において、サポート施策について、予算制約や費用対効果、住民とのバランス等の観点から、新たな財政負担が生じるものに限らず、既存施策・施設等の活用なども検討。

メリット・必要性

- 関係人口の量的拡大・質的向上は、地方における地域の担い手確保、地域の活力の維持・向上、地域経済の活性化等に寄与するとともに、都市住民の自己実現などウェルビーイングにも寄与。
- 制度参加することで、既に取り組を進めている団体においても関係人口の裾野拡大に向けた間口が広がることが期待。
- 各自治体の独自・既存の取組（情報発信、移住施策、担い手確保策など）との相乗効果も期待。

ふるさと住民登録制度普及促進事業

R9概算要求額:322百万円
※システム経費についてはデジタル庁一括計上予算として要求
(R8当初予算額:0百万円)

- ふるさと住民登録制度の普及・定着に向け、**自治体における効果的な取組事例を把握し、その横展開を図るとともに、官民の幅広い取組との連携を促進することにより、国民や地域のニーズに即した施策展開をさらに充実化。**
- 先進的に取組を進める自治体や有識者、関係省庁とも連携しながら、全国の自治体における制度の活用状況を把握し、事例集作成等を通じて好事例の横展開を図る。
- また、制度の円滑な運用を図るため、国民や自治体からの問合せに対応できる体制を整備するとともに、WEBサイト等を通じた周知・広報を実施。

ふるさと住民登録制度の概要

目指す姿のイメージ

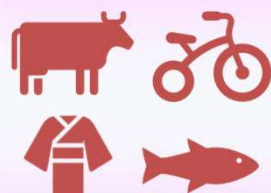
- ・ ふるさとに思いを馳せる方
- ・ 地域の力になりたい方
- ・ 災害ボランティア
- ・ 二地域に居住する方

など



関わりの深化

地域経済の活性化 → ベーシック登録



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

地域の担い手確保 → プレミアム登録



ボランティア・副業
地元自治会への参画

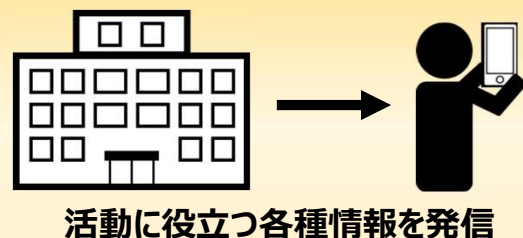


二地域居住

自治体からの情報提供

地域への
貢献

自治体からの情報提供
官民の各種サポート



二地域居住の促進について

令和8年9月

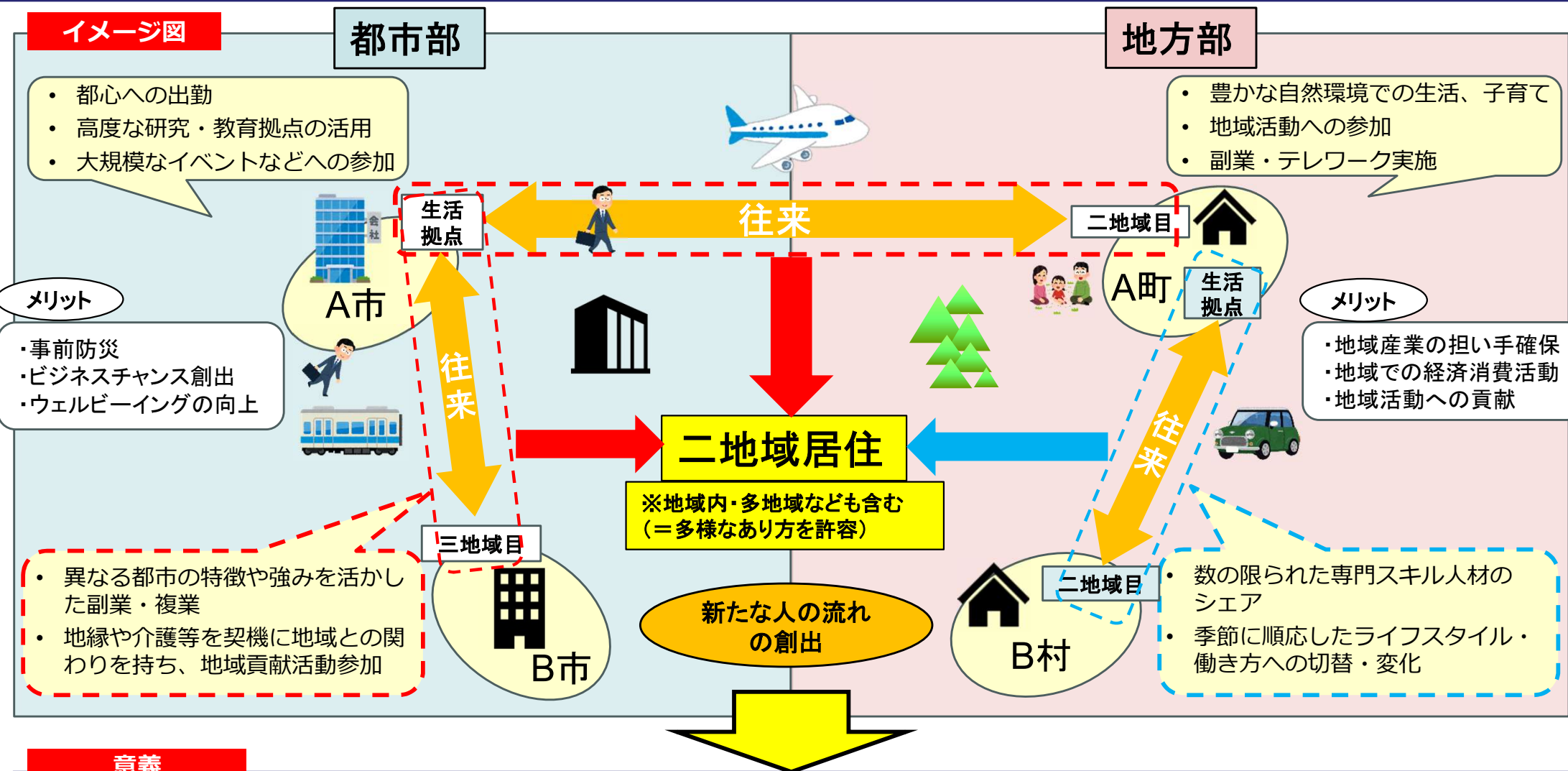
国土交通省 国土政策局

「二地域居住」とは

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 法律上では、「特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。）」と定義。

イメージ図



意義

- 地域の担い手の確保、消費の拡大、地域資源の付加価値向上（社会的意義） → **人材をシェアし、複数の地域・役割で活躍してもらう**
- 働き方・暮らし方・生き方の充実、ウェルビーイングの向上（個人的意義） → 一度だけの人生を**多様な場所とやりがい**で楽しむ
- 災害時のいざという時の避難場所の確保（事前防災） 等 → 万が一の際の**リスク分散**

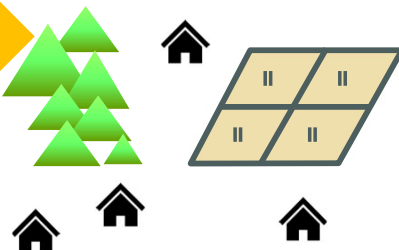
「二地域居住」とその促進の全体概要

【社会】人口減少を前提に、人口を奪い合うのではなく、ひとりの人材を複数の地域・役割で活用する
【個人】一回だけの人生を多様な場所とやりがいで楽しむ／万が一のリスクを分散する



- 都心オフィスへの出勤
- 高度な研究・教育拠点の活用
- 大規模なイベントや文化活動への参加
- 海外との交流

往来



- 自然豊かな環境における生活・子育て
- 副業やテレワークの実施
- 地域交流・地域活動への参加
- ルーツや縁のある地域への貢献

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。



全国二地域居住等促進 官民連携プラットフォーム

- ・自治体・民間事業者・NPOが1000者以上参加
 - ・関係制度や民間サービス等の情報共有
 - ・分野ごとの議論や提言
 - ・官民のマッチング
- 二地域居住の情報・連携の基盤
まずは参画を！

二地域居住促進制度(2024年法改正)

「作る」で疲れない
市町村で気軽に策
定できる

特定居住促進計画

法人格さえあれば
市町村長の指定を
受けられる

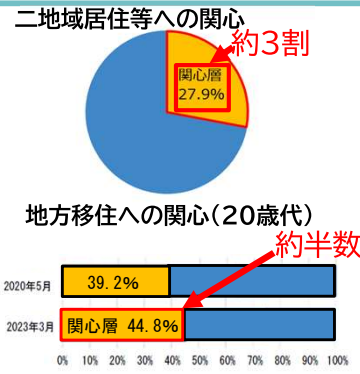
特定居住支援法人

制度的・予算的支援

何はともあれ、困ったり、迷ったり、気
になったり、話したくなったら
国土交通省国土政策局地方政策課
二地域居住担当へ！！

背景・必要性

- コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住の促進を通じた広域的・地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。**



法律の概要

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- ・ 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的・地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的・地域活性化基盤整備計画の作成について提案**が可能

都道府県（広域的・地域活性化基盤整備計画）

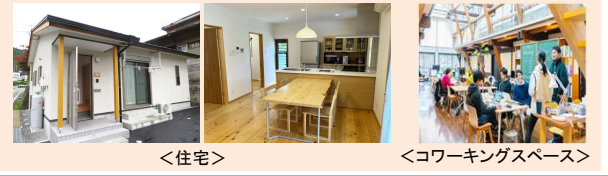
- ✓ 広域からの来訪者（観光客等）を増加させるインフラ（アクセス道路等）の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住に係る拠点施設【新設】**
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】

⇒ インフラ整備（都道府県事業）について社会資本整備総合交付金（広域連携事業）により支援<予算>

市町村（特定居住促進計画）【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住に関する基本的な方針**（地域の方針、求める二地域居住者像等）
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住に係る拠点施設の整備**
- ✓ **二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備**
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置

▼整備イメージ



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人（二地域居住等支援法人※2）の指定制度の創設

- ・ 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例：不動産会社）等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供（空き家等の不動産情報は本人同意が必要）
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能
※3法律上は「特定居住促進協議会」

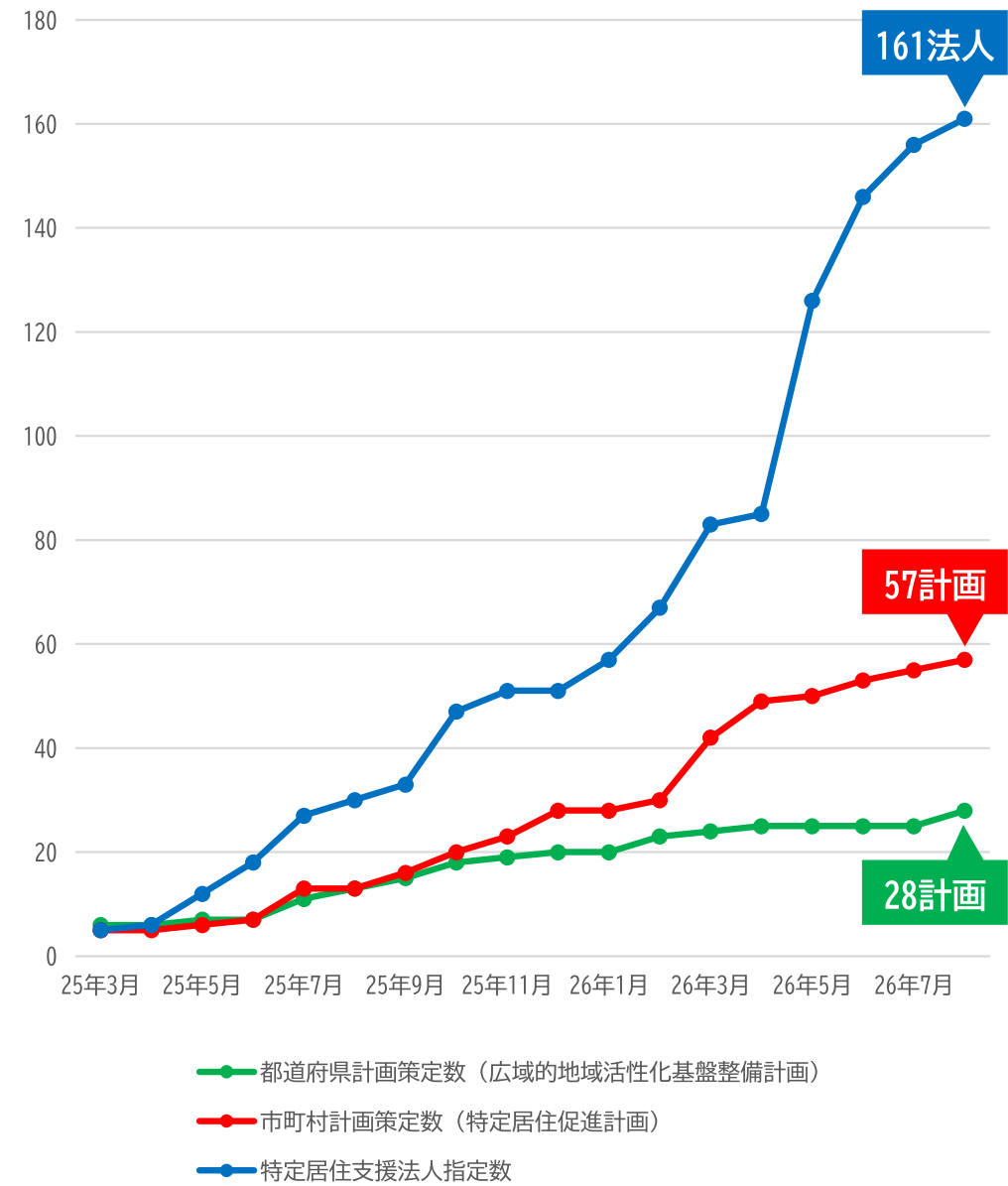
【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る（KPI）

- ①特定居住促進計画の作成数：施行後5年間で累計600件
- ②二地域居住等支援法人の指定数：施行後5年間で累計600法人

61

都道府県名	都道府県計画	市町村計画	支援法人	都道府県名	都道府県計画	市町村計画	支援法人
北海道	1	6	29	滋賀県	0	0	0
青森県	1	1	1	京都府	1	1	0
岩手県	0	0	4	大阪府	0	0	0
宮城県	1	2	5	兵庫県	1	1	3
秋田県	1	3	6	奈良県	0	0	0
山形県	1	3	3	和歌山県	1	4	9
福島県	1	1	2	鳥取県	1	2	8
茨城県	1	1	1	島根県	0	0	1
栃木県	1	1	4	岡山県	0	0	1
群馬県	0	0	1	広島県	1	1	5
埼玉県	1	0	0	山口県	0	0	0
千葉県	0	0	2	徳島県	0	0	0
東京都	0	0	1	香川県	1	1	5
神奈川県	0	0	1	愛媛県	0	0	1
新潟県	1	3	12	高知県	1	2	1
富山県	1	1	1	福岡県	0	0	1
石川県	1	1	1	佐賀県	0	0	0
福井県	0	0	0	長崎県	1	2	3
山梨県	1	1	2	熊本県	1	3	2
長野県	1	5	9	大分県	1	2	3
岐阜県	1	1	1	宮崎県	0	0	0
静岡県	1	5	16	鹿児島県	1	1	9
愛知県	0	0	0	沖縄県	0	0	0
三重県	1	2	7	合計	28	57	161

【参考】計画策定・法人指定数推移



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームについて

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 6者(官3・民3)が共同代表(任期1年)となり、全国1,410の団体が「会員」として参画

公式ホームページ
<https://2chiiki.org/>



< 会員構成 > (令和8年8月31日時点)

○地方公共団体 (813) ○関係団体、民間事業者等 (597)

- ・都道府県
- ・市区町村

- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み随時受付中

- ・二地域居住関連事業者
- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・交通関係団体
- ・報道機関 等

共同代表 (6者)

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町
(運営事務局兼務)
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会
- ・日本航空

専門部会

- ・検討テーマ別に開催
- ・会員ニーズを踏まえた
中長期課題についての検討 等

- ・共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- ・専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。



官民の接点

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、
総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

【主な活動内容】

- ・二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- ・二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について、対応
方策の協議・検討
- ・二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- ・官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

キックオフイベントの様様 (令和6年10月)



二地域居住推進フォーラム2025 (主催イベント) の様様



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム 提言手交

【日時】 令和8年5月27日（水） 14：50～15：05

【場所】 佐々木国土交通副大臣室

【受領者】

佐々木紀 国土交通副大臣

【手交者】

長野県 企画振興部

和歌山県 田辺市

栃木県 那須町

日本航空 関係・つながり創造部

(一社)シェアリングエコノミー協会

塩原昭夫 次長兼参事

真砂充敏 市長

高久祐一 課長

関谷岳久 部長

石山アンジュ 代表理事

手交時の様子



提言のポイント

- ✓ 二地域居住の促進は、地域の担い手不足や就労・収入確保機会の拡大に加え、都市住民のウェルビーイング向上、地域活性化や防災にも資することから、既存のモデル形成への支援を継続・拡充すること
- ✓ 自治体財源の確保のため、特別交付税措置やふるさと納税のさらなる活用を進めるとともに、一部の自治体が単独財源で既に措置している移動費等の負担軽減に関しても対象に含めるなど制度を拡充すること
- ✓ ふるさと住民登録制度について、「プレミアム登録者」に対して交通券等の返礼品を認めるなどふるさと納税との連携を図るとともに、二地域居住モデル事業との連携も含め、自治体や民間各種サービスとの連携をできるように設計・運用すること
- ✓ 二地域居住者が地域の担い手となるための副業・複業・兼業について、制度運用上の課題を整理し、啓発を図る等のさらなる普及に努めること
- ✓ 特定居住支援法人の広域での活動を後押しする観点から、同プラットフォームが検討している広域型の認証等の状況を踏まえ、必要に応じた運用の改善・見直しを諮ること
- ✓ マッチング基盤の整備や事例の横展開等の同プラットフォームの機能・役割への支援を継続・拡充すること

- 二地域居住の促進に向け、特定居住支援法人による二地域居住者と地域のニーズのマッチングを図るとともに、二地域居住による地場産業の成長等に繋がる官民連携のモデル的な取組を支援する。併せて、これまでの取組事例から明らかになった課題の整理・検討を進め、更なる二地域居住の促進に繋げる。

※骨太方針2026（抜粋）

・二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る。

※地域未来戦略（抜粋）

・地域金融機関・特定居住支援法人等による中堅・中小企業の人材確保への支援（「政策パッケージ」抜粋）

・人材シェアに向けた特定居住支援法人の取組の推進や官民連携プラットフォームでの普及啓発を継続し、案件の形成やその後の横展開を図る。

二地域居住の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援（要求額：417百万円）

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングを図る。特に、地域経済の成長を図る観点から地場産業の担い手確保などの取組への支援を重点的に支援する。

<取組の内容例>

- 二地域居住希望者と地域コミュニティの接続
- 地場産業の担い手確保
- 都市部高度人材の活用 等



地域コミュニティとの接続



地場産業との担い手マッチング



都市部高度人材の呼び込み

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装（要求額：200百万円）

二地域居住による地場産業の担い手・人材確保をはじめとした地域経済の成長に資する不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 広域的な担い手・人材の確保
- 災害時の避難に資する事前防災等危機管理体制
- 空き家の改修等の地域資源の有効活用 等



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース



事前防災

二地域居住等の更なる普及・定着に向けた課題整理及び対応策検討調査（要求額：25百万円）

拡充

これまでの二地域居住のモデル的な取組事例などから抽出・洗い出された制度等の課題について、解決・対応策の議論・検討を進めることで、二地域居住の促進におけるボトルネックの解消に繋げる。

農山漁村の課題解決に向けて ～企業と連携した農山漁村活性化～

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

官民共創の取組の推進による農山漁村地域の活性化に向けて

人口急減地域である農山漁村に企業等の活力を取り込みつつ、地域の実情に応じたオーダーメイドの取組を行っていく観点から、①官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信、②学生による農山漁村への参画促進、③地銀等の中間支援組織を介した案件形成拠点の創設と課題解決モデルの選定、④国による証明書制度の創設等を行う。

① 官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信

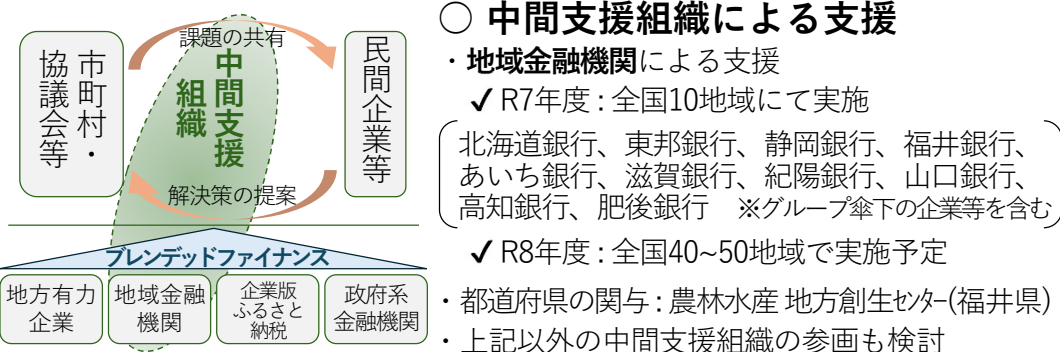
○ 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム

NTT東西、JR東、近鉄、日本郵便、ヤマト運輸、TOPPAN、ゼンリン、テレ東、ロート製薬、アサヒビール、ヤンマー、クボタ、丸紅、H2O、しずおかFG、みずほ証券、東京海上日動、中央日土地、JTB、楽天 等
(令和8年8月末時点：約600企業、自治体含め約675団体)

○ シンポジウムの開催

第1回 (令和7年2月4日) 会場参加300名超、オンライン参加900名超
第2回 (令和7年7月16日) 会場参加250名超、オンライン参加800名超
第3回 (令和8年3月13日) 会場参加300名超、オンライン参加700名超

③ 案件形成拠点の創設、課題解決モデルの選定



○ モデル企業を国が選定 (インパクト創出ソリューション実装プログラム(R7年度))

農業における人口減の対応と生産性向上
地域コミュニティ
販路開拓等による付加価値向上
関係人口創出
(タイミー、EF Polymer、楽天グループ、雨風太陽 等)

○ AIの活用

・ 人口減少下の農山漁村の課題解決に大きく貢献する手段として、AI関連ソリューションの実装を重点的に伴走支援し、**熟練農家の暗黙知の継承**に加え、**生産性・付加価値の向上、農山漁村の環境維持**を図る。

② 学生による農山漁村への参画促進

○ 学生の参画動機と活動の継続性の確保

・ より多くの学生の農山漁村への参画促進のため、学生の参画動機や取組の継続性に関する議論を実施し、キャリア形成を見据えた座談会等を開催
・ 学生の取組が農山漁村に与えるインパクトを可視化し、学生と企業や地域の連携の意義について検討

○ 企業を巻き込んだ地域への派遣

・ 企業を巻き込んだ学生の地域への派遣促進に向けた仕組みを検討



④ 国による証明書制度

○ 企業等の取組に対し、国が証明書を発行

【取組証明書】(R7年度開始)

農山漁村の課題解決に貢献する企業等の取組を証明。

< R7年度取得企業等 > (取得企業等数：50)

農村における所得の向上と雇用の創出
(経済面)

センサー等活用による牡蠣養殖
(KDDI)、データ解析等による生産性向上
(岩手銀行他、以下写真) 等



農村に人が住み続けるための条件整備
(生活面)

藻場再生による生物多様性確保(東京海上日動他)、流域治水の実践による地域防災力強化(あいおいニッセイ同和損保)等

多様な人材が農村に関わる機会の創出
棚田を活用した人材育成研修
(NTT東)、能登復興に向けた取組
(JAL他) 等

【インパクト証明書】(R8年度開始)

企業等の取組が実際にインパクトの創出につながっていることを証明。
また、そのための企業等の体制構築に向けた、国による伴走支援を実施予定。



- 農林水産省では、「地方みらい共創戦略」に基づき、**農林水産地域の活性化・官民共創による多様な企業参画**等の地方創生の実現に向け、**現場での案件形成を強力に推進**していく。
- このため、国の伴走支援による**地域レベルの官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」**を各地で形成。

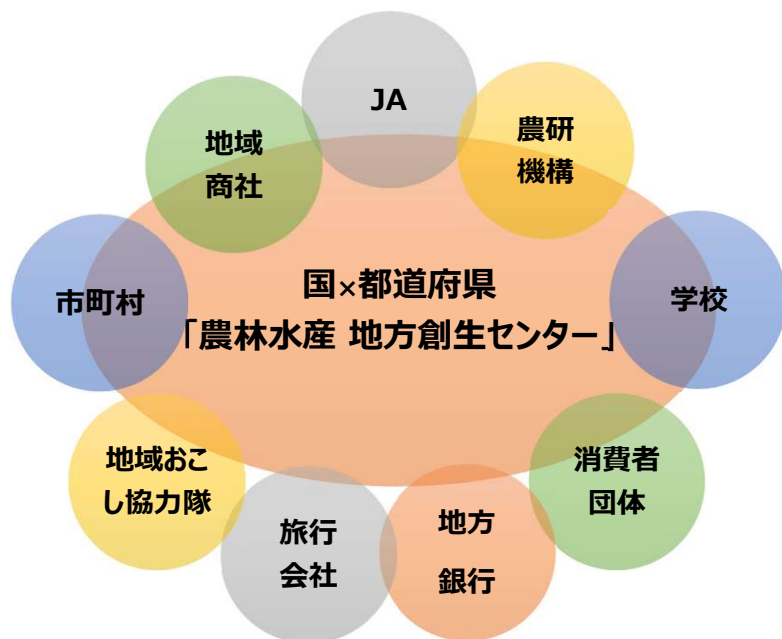
多様な主体との「かけ算（新結合）」による共創活動を推進

地方みらい共創戦略に関する地域レベルの官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」のイメージ

多様な主体の連携＋生産から販売までの一気通貫の取組を推進

（取組例）

- 生産：**スマート技術**等の先端技術をフル活用した低コスト・高収量の生産技術を確立・普及し、**有機農業の取組を面的に拡大**
- 販売：学校給食での活用など**地産地消の推進**、交流を通じた国内外の**顧客（ファン）の獲得**、輸出や直売所を含む**多角的な販路の開拓**
- 付加価値向上(交流)：観光や異業種の企業との連携による**生産者・産地との継続的交流**、食育の推進による**消費者意識の変革**



里業・森業・海業の推進



インバウンドとの交流



農業体験の推進



食育の推進

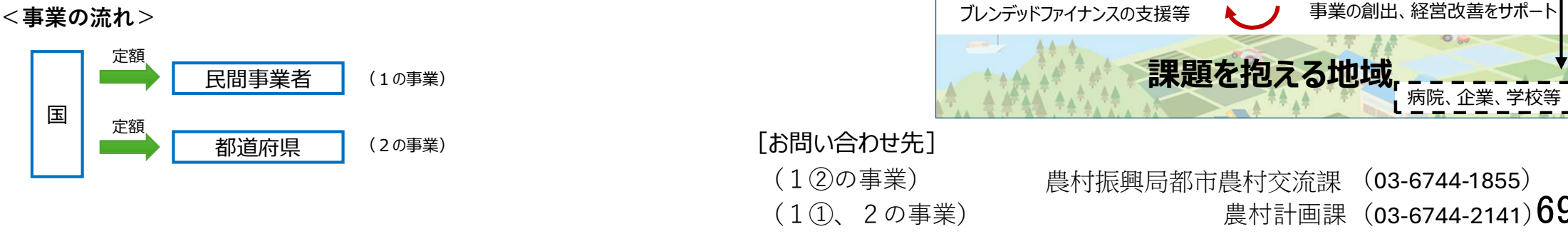
<対策のポイント>
農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者の経営改善等に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した事業化支援等の取組を支援します。

<事業目標>
地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用・地域連携サポート事業
- ① 農山漁村地域の課題解決に向けた取組を技術的・人的・金銭的側面から推進するため、
ア 生産性や付加価値の向上に向けたAI技術等の活用
イ 農山漁村への企業等の多様な主体の参画促進に向けた国による証明書制度の実施
ウ 地域レベルでの案件形成の促進に向けた、金融機関等の中間支援組織を活用し民間企業と
自治体等とのマッチングとそれに伴うファイナンスを支援する取組
等の官民共創の仕組みを活用した取組や、起業の促進に向けた取組を支援します。
- また、地方創生センター等における取組を支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資
源を活用した付加価値の創出に係る課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取
組等を支援します。
- ② 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】
2. 農林水産 地方創生センター形成促進事業
- 地域金融機関等と連携し、都道府県単位で農林水産地方創生センターを設置・運営するとともに、
地域資源を活用した付加価値創出や経営改善などの課題に取り組む事業者に対して専門家を派
遣し、地域において官民共創による課題解決を推進する取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】



農山漁村の課題解決によって生まれるインパクトと企業等のメリットについて

○ インパクト（事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果（短期・長期間わかない。）のこと）

地域経済の活性化

農山漁村の持続可能な
生活環境の維持

ネイチャーポジティブ

気候変動の
抑制

気候変動への
適応

ウェルビーイング
向上

農山漁村における
災害レジリエンスの向上



プラットフォームへの
御加入はこちらから
お申し込みください！

○ 企業等のメリット

1. 事業リターン

① 新規参入事業による収益確保

地域における新商品・新サービス開発等による新規市場開拓・新規顧客層へのリーチ拡大

② 事業活動におけるリスク低減・サプライチェーン安定化

地域社会の維持によるユーザー数低下リスクの低減、農林水産物・原材料の安定確保によるサプライチェーンの安定化

③ 事業推進のための環境整備

地域との関係深化を通じた知名度向上・信頼構築、将来的な収益拡大を見据えた地域課題解決事業への投資準備

④ 他業種・他地域展開

自社リソースを活かした他業種・他地域への進出

3. ブランドリターン（対顧客等）

① 企業イメージ向上

「社会的責任を果たす企業」としてのポジティブなブランド構築

② 地域住民・自治体との信頼関係強化

草の根レベルでブランドへの愛着心の向上

2. 人的リターン（対従業員等）

① 人材育成

現場課題に直面する体験を通じた、課題発見・解決力の強化（特に若手・中堅層）

② 採用力強化

社会課題解決に積極的な企業イメージ向上による優秀人材の獲得

③ 従業員満足・エンゲージメント向上

体験型活動を通じたウェルビーイング向上・帰属意識の強化

④ リタイア人材活用

退職予定者や早期退職者のセカンドキャリア先として地域プロジェクトの活用（スポーツ、退職自衛官の若年層リタイアを含む）

4. 資本市場リターン（対投資家等）

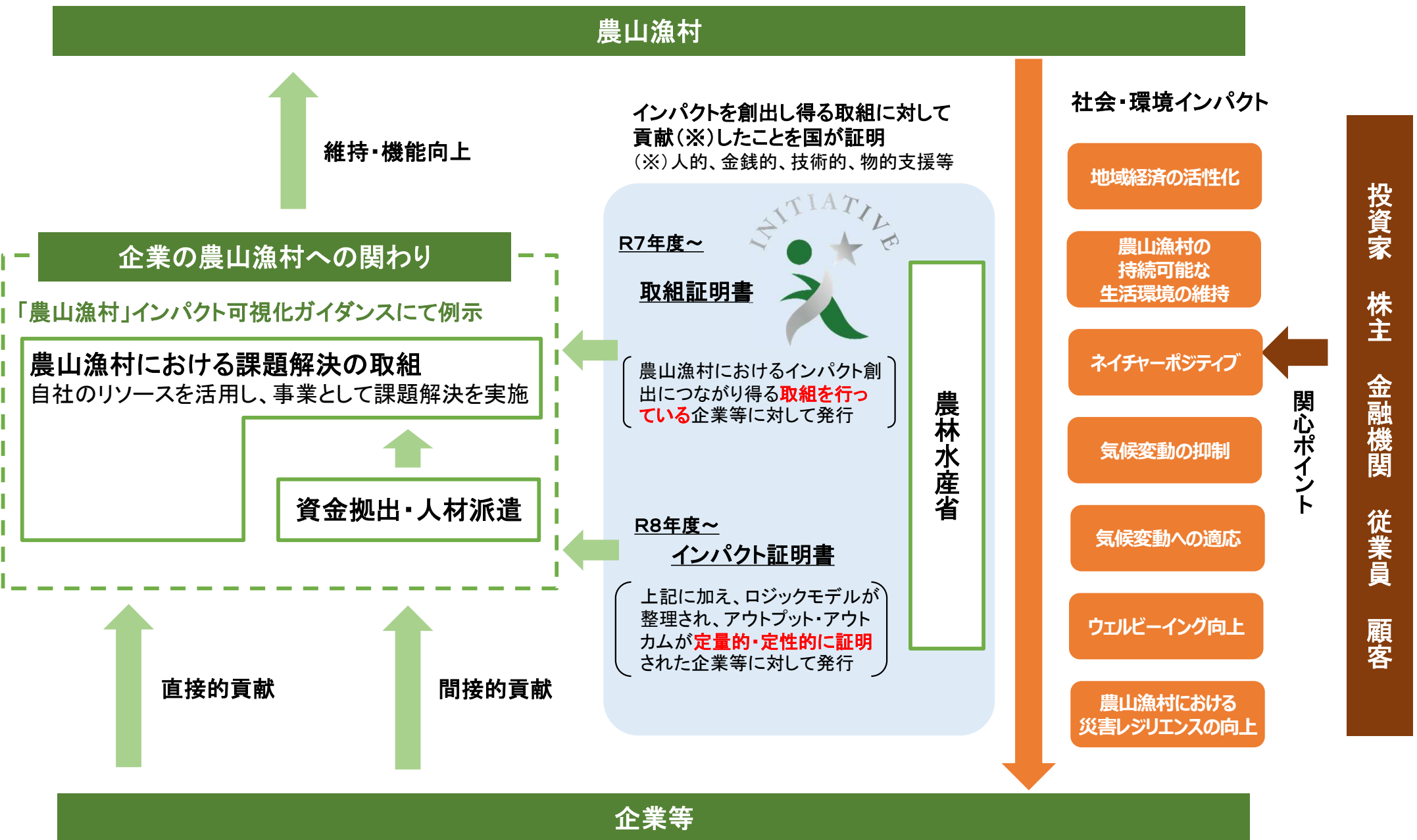
① 資金調達優遇

サステナブルファイナンス（グリーンボンド、ソーシャルボンド等）の発行条件優遇、ESGスコア等の向上

② 投資家・株主からの評価向上

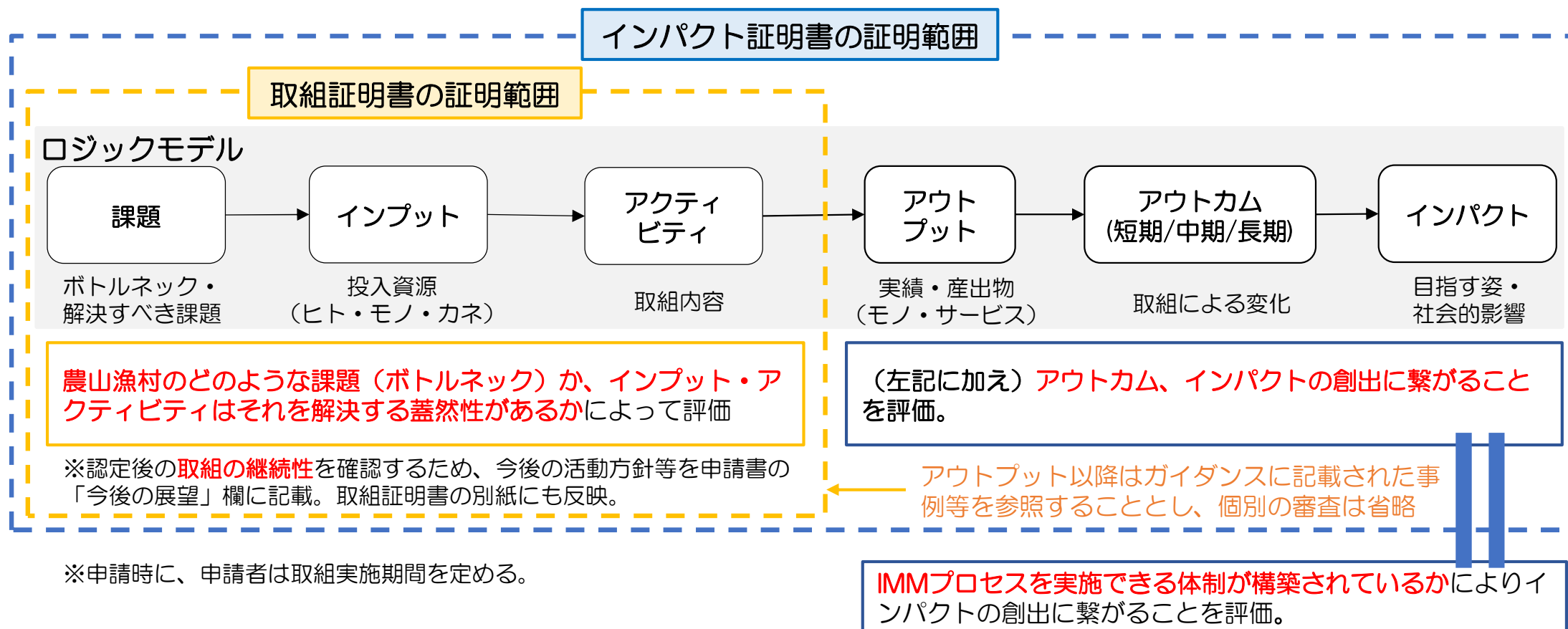
社会的価値を生む経営姿勢の可視化による、長期保有投資家層の支持獲得

取組証明書・インパクト証明書制度のイメージ



取組証明書・インパクト証明書の評価基準

取組証明書は、農山漁村の課題（ボトルネック）とロジックモデルの「アクティビティ」、インパクト証明書は、上記に加えIMMプロセスの実施体制に着目して評価



IMMプロセス

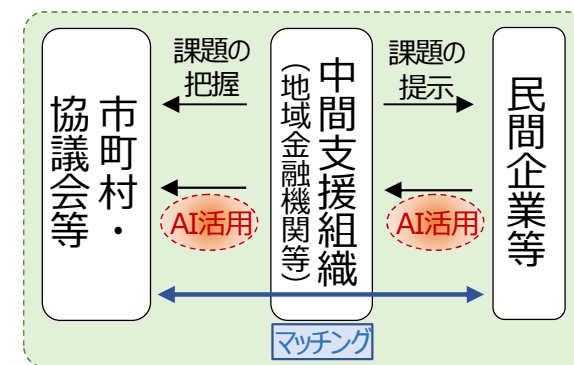
1. インパクト目標の設定	2. インパクト戦略の策定	3. インパクト指標（KPI）の設定	4. インパクトマネジメントの実践
アクティビティから期待される影響を目標として掲げる	インパクト目標の達成に至るロードマップを策定	インパクト戦略を踏まえ、モニターすべき指標を定める（測定の仕方は要検討）	インパクト指標をモニターしながらインパクト戦略を実行

AI実装の必要性

- 人口減少が進む農山漁村において、活性化に向けてAI技術等を活用することは、生産性・付加価値の向上に大きくつながる可能性。
- 農林水産分野においてAIを活用し生産性の向上等に取り組んでいる事例を創出するためには、地域課題解決に資する暗黙知等のローカルな情報を活用するAIモデルを開発し、地域で広く展開していく必要。
- 特に、「農山漁村」のローカルな情報をデータ化する上で、AI-ready化（AI活用を前提とした業務・データ環境の整備）を進めようとする企業との連携は、必要不可欠。

AI実装に向けた支援（AI×「農山漁村」インパクト創出ソリューション実装プログラム）

- 企業等が行うAIの活用による農山漁村の課題解決に資する取組を募集し、優れた取組を「AI×「農山漁村」インパクト創出ソリューション実装プログラム」（以下「AIソリューション」という。）として選定。
- 選定した取組については、
 - ・ 地域金融機関等の中間支援組織が間に入り、AI関連企業との伴走支援等を通じた農家・自治体等とのマッチング支援
 - ・ 農業関連企業、農山漁村の活性化に取り組む企業等との連携支援
 - ・ 現場実装に係る人件費等の支援
 等を実施する。
- あわせて、AIソリューションの現場実装の際、暗黙知等のローカルな情報の更なる取得等を通じて、AIモデルの横展開を図る。



プラットフォームへの加入はこちらからお申込みください！
これまでのシンポジウム、専門部会の各種資料も公開しております。



地域おこし協力隊について

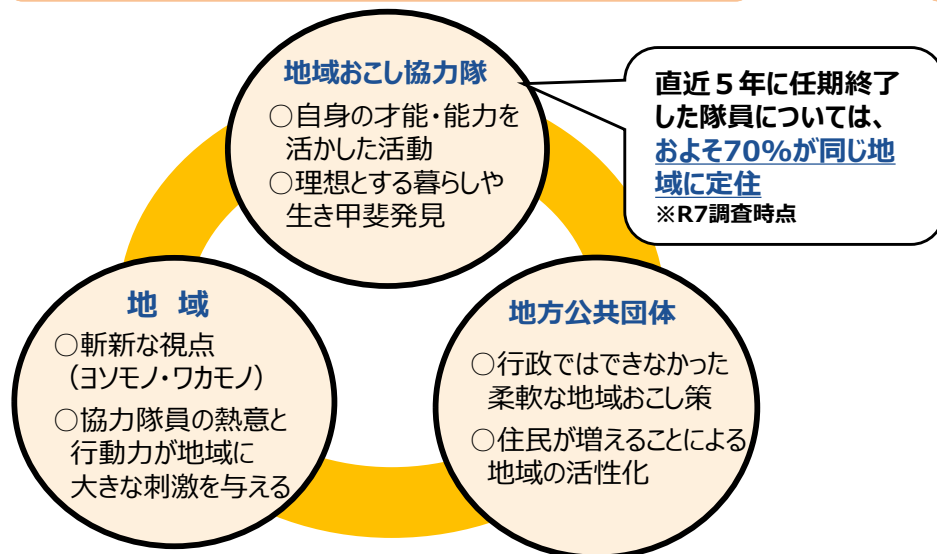
総務省 地域力創造グループ[°] 地域自立応援課

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

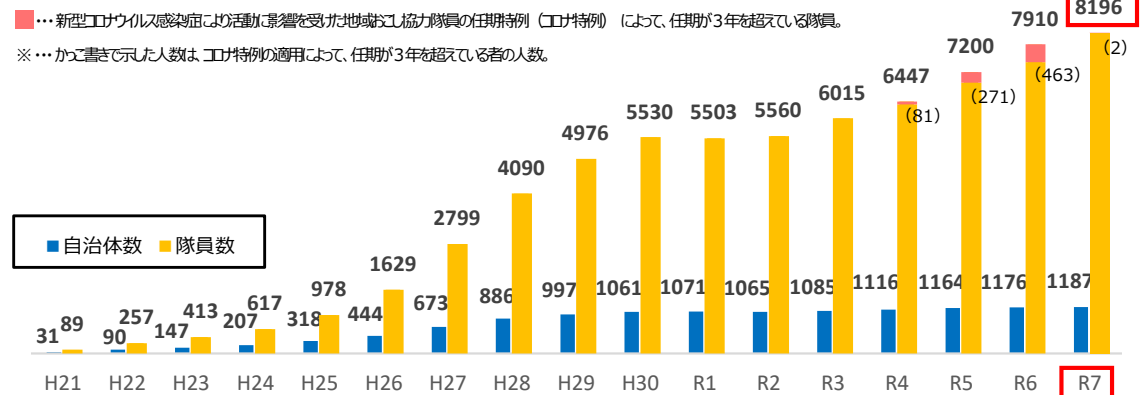
- **実施主体**：地方公共団体（地域要件あり）
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：＜特別交付税措置：R8＞
 - ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
 - ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
 - ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
 - ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）
 - ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
 - ・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**
 - ※ **新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）**
 - ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
 - ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
 - ・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

地域おこし協力隊導入の効果 ～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 隊員数10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が
20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業 ※R7調査時点

地域おこし協力隊活動事例

宮崎県宮崎市 濱田 彩華

前職:理学療法士 活動時期:R5.9～

デジタル

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・地元宮崎市の地域活性化の為に、何かしたいと考えていたところ、地域おこし協力隊を知った。
- ・年配者とコミュニケーションを取ることに慣れており、これまでの経験が生かせるのではないかと思い応募。

【活動内容】

- ・自治会の持続的な運営のためのデジタル化
→自治会の公式LINEを導入するための説明会
→収支予算書や決算書作成のためのエクセルの活用方法、Googleフォームを使用した日程調整の方法等を自治会へ説明



秋田県横手市 北野 泰之

前職:会社員 活動時期:R6.4～

農業

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・前職のビール製造業で関係を築いた日本産ホップの産地である秋田県（横手市・大館市）でのホップ文化継承に少しでも貢献したいと思い応募。

【活動内容】

- ・新規参入者や外部の方向けのホップ栽培マニュアル作成
→技術継承や発展のため気象データや生育状況との関連性も探求
- ・ホップ文化の危機及び魅力についての啓蒙活動
- ・ホップ及び生産地のブランド化推進



熊本県人吉市 坂東 祥龍

前職:造園業 活動時期:R6.7～

事業承継

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・人吉市を観光し「球磨川くだり」に乗船した際に、水害後ほとんどの船頭が辞めてしまい今後続けられないかもしれないことを聞き、自分にも何かできることはないかと考えていたところ地域おこし協力隊の募集を見つけた。

【活動内容】

- ・操船練習、操船に必要な基本的知識や船の構造、ある程度の修理方法の習得
- ・出航に備えた積み下ろし作業、乗船受付や案内、乗船説明、人吉球磨地域の観光案内



広島県 安芸高田市

(ホアン グエン)

HOANG NGUYEN

前職:会社員 活動時期:R5.9～

多文化共生

【協力隊に応募したきっかけ】

- ・協力隊になる以前、安芸高田市で技能実習生として働いていたことがあり、優しく接してくれた市の住民に「大恩返し」をしたいと思っていた。市がベトナム人コミュニティ構築を目的に協力隊員の募集をしていると聞き、躊躇なく応募。

【活動内容】

- ・ベトナム及び東南アジア外国人住民の支援
→Facebookコミュニティの管理、悩み相談
市役所窓口に来る実習生の通訳・翻訳、日本語学習支援
- ・多文化共生・国際交流イベントの実施



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R9 概算要求額（案）：420百万円
（R8 当初予算額：252百万円）

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和7年度は8,196人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地域未来戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、アドバイザー派遣による伴走支援などの自治体職員へのサポートのほか、現役隊員へのサポートの充実等の取組により**地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

- ・ インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援 拡充

- ・ 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催 拡充

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を東京に加え、西日本でも開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 地域おこし協力隊の活動環境の向上 新規

- ・ 隊員の活動環境を向上するため、契約関係や勤務条件の明確化など法的に留意すべき事項などを検討し、自治体等に情報提供を行う。

■ 各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。

- ・ 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。



任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域活性化起業人等について

総務省 地域力創造グループ[°] 地域自立応援課

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」



総務省HP

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

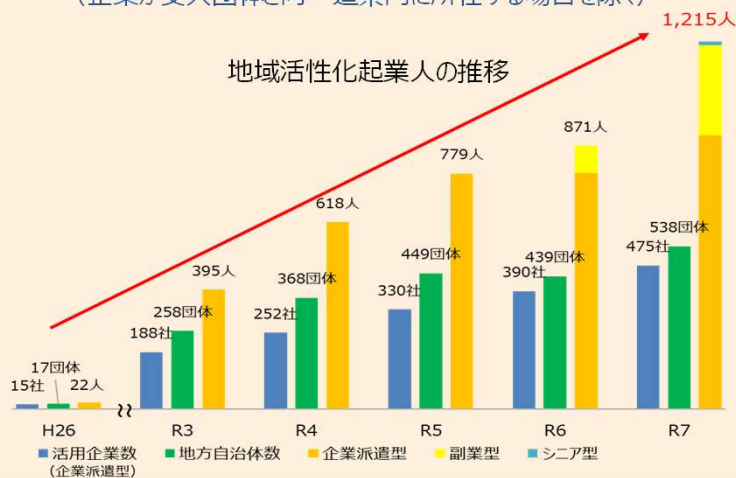
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一道県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

契約締結

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

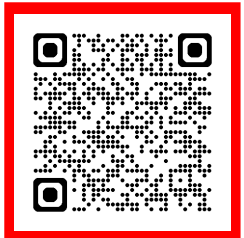
【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→



自治体

民間のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチング プラットフォーム

自治体や
企業、個人が、
それぞれのニーズを
登録

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、企業の社会貢献、新しい地域との関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

移住・交流情報ガーデン

R9概算要求額額：100百万円
(R8当初予算額：100百万円)

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談**についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を**東京駅八重洲口**に開設（平成27年3月28日開設）
- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料で利用可能**な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」



（移住フェアの様様）



（移住相談ブース）



〔所在地〕 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
〔アクセス〕 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

移住・交流情報ガーデンの活用事例（移住相談会以外の事例）

R7.7.5 「くずまき“カムバック”DAY」（岩手県葛巻町）



**くずまき
“カムバック”DAY**

**日時：令和7年7月5日（土） 15:00～17:15
（14:30来場受付開始）**

場所：移住・交流情報ガーデン1階イベントスペース
（東京都中央区京橋1丁目1-6越前屋ビル1F）
【アクセス】JR/東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分

対象者：葛巻町にゆかりのある方 先着20名
（葛巻町出身及び葛巻町にお知り合いのいらっしゃる方、
山村留学・葛巻高校OB・OGなど）

スケジュール（予定）
15:00 葛巻町・盛岡広域振興局の取組紹介
15:20 参加者フリートーク交流会・クイズ大会など
17:15 閉会

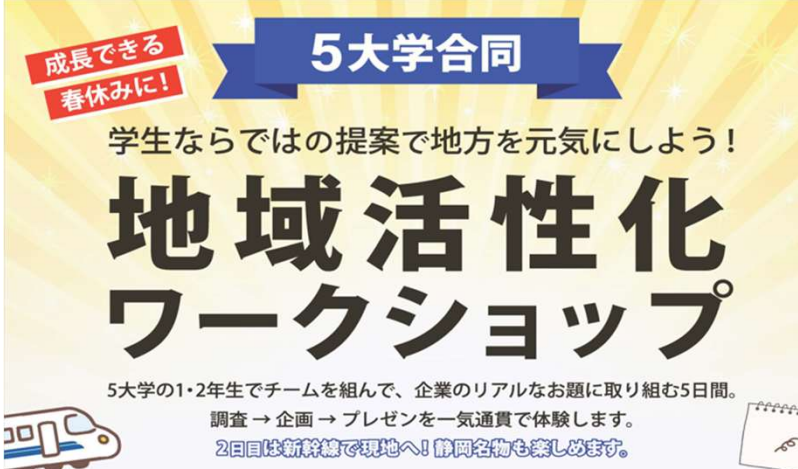
お申込み・お問い合わせ
葛巻町いらしやい葛巻推進課 **お申込みはこちらから⇒**
☎ 0195-65-8983

【申込締切】令和7年7月1日（火）

主催：葛巻町・岩手県盛岡広域振興局

葛巻町の関係人口向けにイベントを開催。

R8.2.3等「地域活性化ワークショップ」（東京会場）（静岡市）



**成長できる
春休みに！**

5大学合同

学生ならではの提案で地方を元気にしよう！

**地域活性化
ワークショップ**

5大学の1・2年生でチームを組んで、企業のリアルなお題に取り組む5日間。
調査→企画→プレゼンを一気通貫で体験します。
2日目は新幹線で現地へ！静岡名物も楽しめます。

2/3 日	2/4 日	2/6 日	2/10 日	2/13 日
10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00	10:00～17:00
東京会場	静岡市内	東京会場	東京会場	東京会場
・参加学生交流 ・訪問企業の 事前学習	・静岡市内の 企業2社訪問 ・静岡市内の 社会人との交流	・販促企画の 提案作成①	・販促企画の 提案作成②	・企業への 最終提案 ・企業との交流 ・振り返り

※ 移住・交流情報ガーデン 東京都中央区京橋1丁目1-6越前屋ビル1F（東京駅八重洲口から徒歩4分）

参加費 無料

定員 20名

**青山学院大学・上智大学・成城大学
フェリス学院大学・法政大学**
の1、2年生対象

申込方法
QRコードを読み取り、申込みフォームに必要事項を記入してください。
毎回大賞抽選をいたしております。
早めの申込みをおすすめします！

※ 応募者多数の場合は、抽選となります。
※ 応募締切日は、一次締め切り（2月15日）と、最終締め切り（2月13日）があります。
※ 一次締め切りで応募者数に達した場合は、受付を終了します。

【一次締切】12月15日（月）
【最終締切】1月13日（火）

財団のSNSを
チェックする

主催：静岡市、公益財団法人就職支援財団 産官支援財団

5大学の1、2年生を対象にワークショップを開催。東京での事前学習に加え、静岡市の現地でも開催し、会社訪問等を実施。東京会場として、ガーデンを活用。

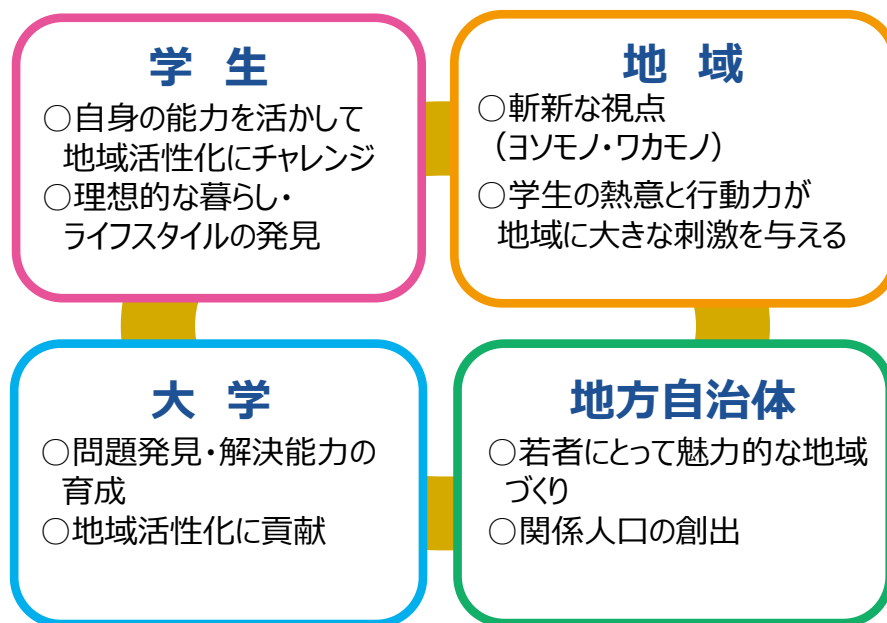
ふるさとミライカレッジについて

総務省 地域力創造グループ 地域政策課



若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成を加速させるため、自治体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトを支援。

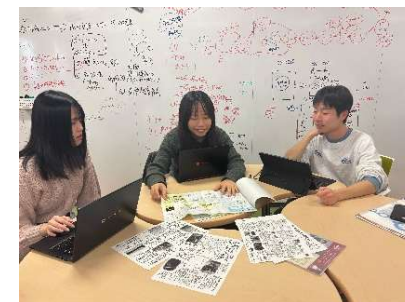
意義



プロジェクト実施例



1. 地域の課題を把握



2. 学生のアイデアを出し合う

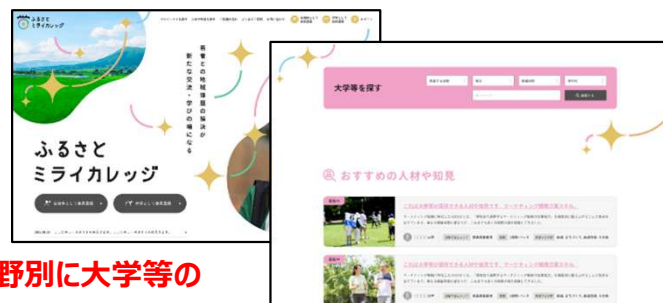


3. 地元住民の意見を取り入れる



4. 地域にて実践

マッチングウェブサイト (R8.3~)



分野別に大学等の
人材・知見を検索可能

登録は
こちらから



財政措置

- ①都道府県 ②三大都市圏外の市町村 ③三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域などを対象に、以下の経費について特別交付税措置(措置率0.5(財政力補正あり))
- ※対象経費の上限 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数
- ②③の対象: 1,433市町村

① 募集・調整

・募集に係る各種経費

② 受入準備

・受入準備に要する経費
 ・プロジェクト計画づくりに要する経費 等
 ・実施団体内の移動費・宿泊費
 ・オリエンテーションに要する経費 等
 ※参加者の飲食費は対象外

③ 活動支援

ふるさとミライカレッジ 令和8年度事業内容

- ① **モデル事業**を15団体程度で実施 ② 実地での**マッチングイベント**、**マッチングウェブサイト運営**により自治体と大学等のマッチングを促進し、全国での取組の機運醸成を図る。

1 モデル事業

自治体によるプログラム策定、受入体制構築等を支援
定額500万円×15か所程度

● 採択団体：15団体

採択自治体	連携大学等
青森県八戸市	早稲田大学、慶應義塾大学、武蔵野大学
岩手県一戸町	明海大学
宮城県名取市	早稲田大学、仙台高等専門学校
新潟県三条市	東洋学園大学、ZEN大学
富山県氷見市	実践女子大学、相模女子大学、富山大学
福井県大野市	関西大学、大阪音楽大学、大手前大学
長野県長和町	女子美術大学、千葉大学
奈良県下北山村	奈良女子大学、奈良教育大学、奈良県立大学、京都産業大学
奈良県明日香村	大阪成蹊大学、阪南大学、京都外国語大学、神戸国際大学、大阪商業大学
岡山県新見市	岡山大学、岡山県立大学、戸板女子短期大学、大阪公立大学
徳島県	徳島大学、摂南大学、安田女子大学
徳島県美波町	大阪大学、神奈川大学、日本大学
熊本県上天草市	津田塾大学、横浜国立大学、北九州市立大学、熊本県立大学
鹿児島県南九州市	相模女子大学、龍谷大学、呉高等専門学校
鹿児島県喜界町	慶應義塾大学

2 自治体と大学等のマッチングの促進

① 自治体と大学等が一堂に会するマッチングイベント等を実施

(令和8年度開催日程)

- 8月31日(月) 仙台会場
- 9月8日(火) 福岡会場
- 9月29日(火) 愛知会場
- 10月14日(水) 大阪会場
- 11月30日(月) 東京会場



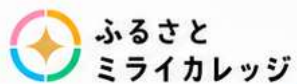
マッチングイベントの様相
(令和8年度仙台会場)

② 令和7年度に立ち上げたマッチングウェブサイトを運営 オンライン上で新規連携先を探すことのできる環境を整備

- サイト運用開始：令和8年3月
- サイト登録者：取組を希望する自治体・大学等
96自治体・113大学が登録（令和8年8月末時点）



ふるさとミライカレッジに係るマッチングサイト



学生の力を地域に届ける
自治体と大学をつなぐ
マッチングプラットフォーム

ふるさと
ミライカレッジ

サイト登録はこちら

QRコードまたはURLからアクセスしてください

—— 会員登録受付中 ——



自治体として会員登録 >



大学等として会員登録 >



大学と連携したい
自治体の方！



ふるさと
ミライカレッジ

セミナー＆ マッチング イベント

全国5都市開催

参加者募集中！！

地域貢献したい
大学の方！



仙台



2026年
8月31日(月)

14:30～17:00
(受付14:00)

CROSS B PLUS



福岡



2026年
9月8日(火)

14:30～17:00
(受付14:00)

Fukuoka Growth Next



愛知



2026年
9月29日(火)

14:00～17:00
(受付13:30)

STATION Ai



大阪



2026年
10月14日(水)

14:00～17:00
(受付13:30)

QUINTBRIDGE



東京



2026年
11月30日(月)

14:00～17:00
(受付13:30)

AgVenture Lab



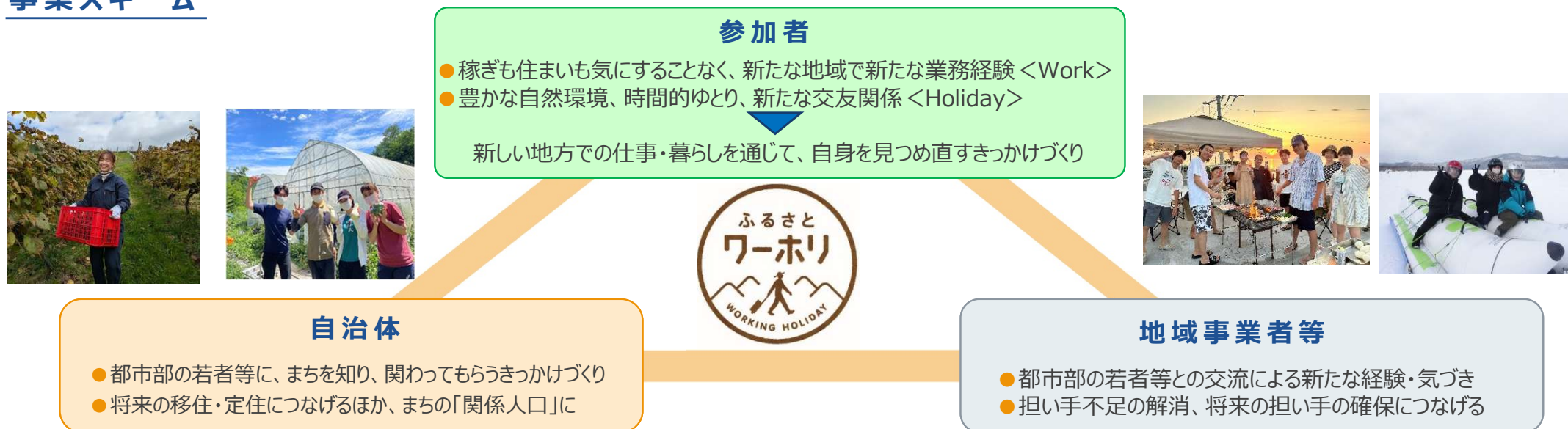
ふるさとワーキングホリデーについて

総務省 地域力創造グループ 地域政策課



- 都市部の若者などが、**一定期間（概ね2週間～1か月）** 地方に滞在し、**働いて収入を得ながら**、地域住民との交流や学びの場などを通じて**地域での暮らしを体感する**ことで、地域との関わりを深めるもの。

事業スキーム



財政措置

都道府県 及び 三大都市圏外の市町村 + 大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など(1,433市町村)
を対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））

※ 対象経費の上限 1団体あたり15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数

① 募集・受付

- ・募集に係る各種経費
- ・応募者との面談、受入企業との調整に要する経費 等

② 受入準備

- ・受入準備に要する経費
- ・滞在場所確保に要する経費 等

③ 活動支援

- ・実施団体内の移動費、宿泊費
- ・交流イベント等に要する経費 等
- ※参加者の飲食費は対象外

参加者募集支援・伴走支援

- 参加者募集のための「合同説明会」（オンライン）を年4回程度開催
- 新規に取り組むことを検討中の自治体には、ノウハウを共有するなど伴走支援を実施
- 専用のポータルサイトの運用によって自治体と参加者のマッチングを促進

POINT

- これまでに、**6,856名**が参加
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向
- 参加後、**移住・定住**や、**地域おこし協力隊**として活躍する例も

ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- 農業(特産品等)
- 旅館、ホテル
- 酒造業
- 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- 地域イベントの運営体験
- 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

6,856人が参加(H28.4～R8.3)

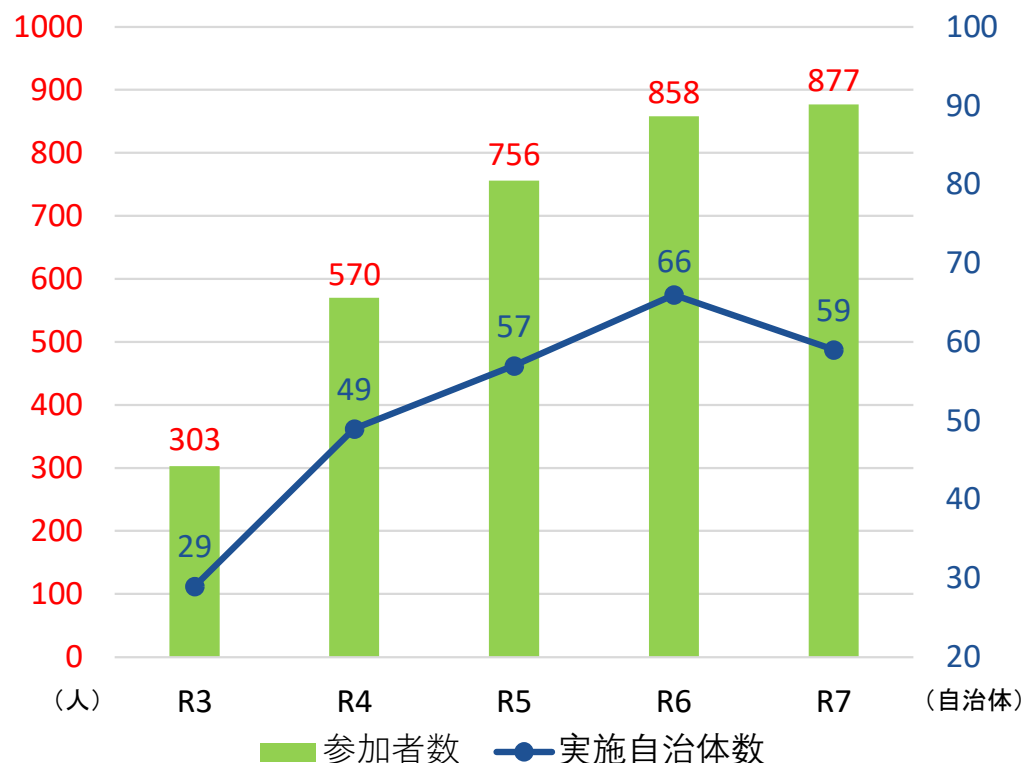
OR6年度(66団体)(参加者858名)

青森県、岩手県、鳥取県、徳島県、沖縄県、釧路市、岩見沢市、士別市、秩父別町、北竜町、東川町、浦河町、新ひだか町、広尾町、羅臼町(北海道)、黒石市(青森県)、一関市(岩手県)、石巻市・気仙沼市(宮城県)、大館市(秋田県)、只見町(福島県)、いばらき県央地域(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)・水戸市(茨城県)、利島村(東京都)、妙高市・五泉市・南魚沼市・粟島浦村(新潟県)、魚津市(富山県)、伊那市・大町市(長野県)、瑞浪市・下呂市・白川町(岐阜県)、東伊豆町・南伊豆町(静岡県)、蒲郡市(愛知県)、南伊勢町(三重県)、川上村(奈良県)、府中市(広島県)、岩国市(山口県)、徳島市・鳴門市(徳島県)、伊予市・松野町(愛媛県)、須崎市・宿毛市・香南市・東洋町・北川村・馬路村・芸西村・中土佐町・佐川町・四万十町・大月町(高知県)、小林市(宮崎県)、知名町(鹿児島県)

OR7年度(59団体)(参加者877名)

岩手県、福島県、鳥取県、沖縄県、弟子屈町・釧路市・士別市・東川町・浦河町・羅臼町・広尾町、黒石市(青森県)、一関市(岩手県)、気仙沼市・涌谷町(宮城県)、只見町(福島県)、水戸市(茨城県)、利島村(東京都)、三浦半島地域(神奈川県)、粟島浦村・五泉市・南魚沼市・妙高市(新潟県)、魚津市(富山県)、大町市・伊那市・木島平村(長野県)、下呂市・瑞浪市・白川町(岐阜県)、南伊豆町・東伊豆町(静岡県)、蒲郡市(愛知県)、多気町・南伊勢町(三重県)、多賀町(滋賀県)、上郡町(兵庫県)、徳島市・鳴門市(徳島県)、さぬき市(香川県)、伊予市・今治市・松野町(愛媛県)、大月町・高知市・東洋町・須崎市・芸西村・宿毛市・大川村・香南市・四万十町・北川村・馬路村・安芸市(高知県)、上天草市・あさぎり町(熊本県)、大和村・知名町(鹿児島県)

直近5か年における実績推移



※出展:総務省が独自に実施している取組状況調査

ふるさとワーキングホリデー 活用事例

宮城県 気仙沼市 R7参加実績：110名 (再訪機運醸成に向けた取組)



- 参加者の再訪機運醸成のため、都市圏において定期的にファンミーティングを開催するなど、参加後のイベントを実施

新潟県 南魚沼市 R7参加実績：48名 (参加者と地域の継続的な関係構築)



- 参加者が地域運営組織に加入し、次年度以降のふるさとワーキングホリデー事務局スタッフとしても活躍

静岡県 南伊豆町 R7参加実績：32名 (継続的な地域の魅力発信)



- 参加者に対してイベント情報を定期的に発信する等、地域の魅力を継続的に発信し、再訪者等の関係人口を創出

長野県 伊那市 R7参加実績：32名 (移住・定住促進)



- 元参加者である地域おこし協力隊が応募者に事前面談を実施し、移住意向の強い人を受入れ、高い移住率を実現

徳島県 鳴門市 R7参加実績：50名 (参加者による地域創業)



- 移住した参加者が地域で起業し、特産品「鳴門らっきょう」の加工品開発に取り組むとともに、受入事業者として市と協力

茨城県 水戸市 R7参加実績：4名 (移住・定住促進)



- 地域企業と連携し、内定直結型のプログラムを設計することで、地域の担い手を確保

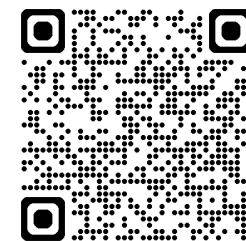
既にふるさとワーキングホリデーを実施している自治体向け

- ▶日時：10月21日（水）14：00～16：00（予定）
- ▶開催方式：オンライン
- ▶概要 ・今年度実施したふるさとワーキングホリデーの振り返り

複数の自治体と参加希望者が集う合同説明会

- ▶日時：11月11日（水） 19：00～21：00
11月25日（水） 19：00～21：00
- ▶開催方式：オンライン（zoom）
- ▶概要 ・登壇自治体による募集内容等の紹介

今年度実施した合同説明会
のアーカイブはこちらから



※本説明会の情報は、今後ふるさとワーキングホリデーポータルサイトで発表・更新していきます。

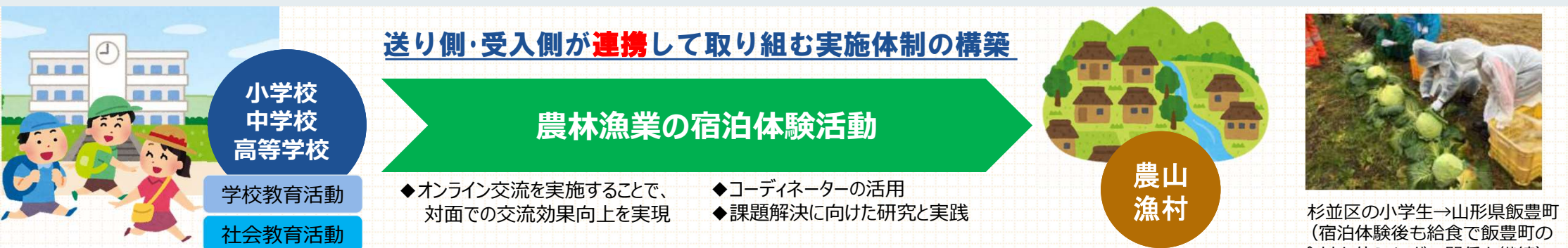
<https://furusato-work.jp>

子ども農山漁村交流プロジェクトについて

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



① 子供農山漁村交流支援事業（上限: 1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

② 体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした角川ドワンゴ学園の中高生→福島県西会津町（町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。定員15名に対して112名の応募）

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができる。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となる。

- ① 推進協議会（都道府県・市町村）に要する経費
- ② 地域協議会（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ 小学生・中学生の宿泊体験活動に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

（※）の例

- ・子供や教員に係る宿泊費用
- ・教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品） など

<算定実績の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
学校数 (校)	－	1,273	1,165	989	1,007	967	1,028	1,090	1,114	1,216	1,186	1,514	1,037	1,074	1,157	1,242	1,261	1,282
対象児童数 (人)	72,252	78,749	68,949	60,997	62,389	58,163	58,877	61,774	61,759	62,735	60,903	94,719	63,252	81,094	82,564	80,548	82,053	79,266

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 実績

■子供農山漁村交流支援事業（平成25年度から実施）

・採択市町村 67団体（31組）（平成25年度～令和7年度）

＜令和7年度採択団体＞

○福島県喜多方市（受入側）－東京都東大和市（送り側）

現地交流 令和7年10月（2泊3日）

・東大和市内在住の中学生 10人

・農業体験、そば打ち体験、稲刈り体験、農泊体験等を実施

■体験交流計画策定支援事業（令和元年度から実施）

・採択市区町村 18団体（令和元年～令和7年度）

■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催（平成20年度から実施）

＜令和7年度実施内容＞

※令和8年度も同時期に開催予定

・日時 令和7年11月21日（金） オンライン開催

・参加者：計280人（子どもの農山漁村交流に送り側・受入側に関わっている方、子どもの農山漁村交流にご関心のある方等 誰でも参加可）

・内容

- ① 特別講演 全国12地域の課題を探究する宿泊行事 ～生徒に農山漁村地域で交流・探究をさせたかった理由～
関東学院中学校高等学校 教員 新堀 雄介 氏（神奈川県横浜市）
- ② 事例発表 能登半島地震から1年後に学校教育旅行を受け入れた理由
一般社団法人春蘭の里代表理事 多田 真由美氏（石川県能登町）
- ③ 事例発表 地域づくりと関連付けた「探究的な学習」現地プログラムの開発
株式会社ノースプロダクション 会長 近江 正隆 氏（北海道浦幌町）
- ④ 国による関連施策の紹介など

過疎地域持続的発展支援交付金について

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 人口減少の加速、公共交通手段・医療福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題

⇒「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施

※令和3年度から令和12年度までの時限立法 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに
「人口減少要件」及び「財政力要件(※)」により判定

※ 直近3か年の財政力指数：0.51以下



関係市町村数	885団体（51.5%）
人口（R2国調）	1,167万人（9.3%）
面積（R2国調）	238,675 km ² （63.2%）

※括弧内は全国に対する割合

3 主な支援策

- ① 過疎対策事業債（令和8年度計画額 6,100億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② 国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ 税制等の特例（所得税・法人税にかかる減価償却の特例、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

- ④ 過疎地域持続的発展支援交付金（令和9年度概算要求額 11.2億円）
- ⑤ 集落支援員・都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域持続的発展支援交付金

R9 概算要求額 1120百万円
(R8 当初予算額 805百万円)

- 地域において、次の4つの枠組みで地域活力の向上に資する取組を支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援（特別枠の創設）。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能



- (事業主体) 地域運営組織等
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 集落課題の解決に資する幅広い事業
(補助率) 限度額 1,500万円の定額補助 ※下記事業は限度額を上乗せ
- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 専門人材を活用する事業 | + 500万円 |
| ② AI、ICT等技術を活用する事業 | + 1,000万円 |
| ③ 上記①と②を併用する事業 | + 1,500万円 |

3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

- (事業主体) 過疎市町村
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
(補助率) 1/2 以内 ※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するAI、ICT等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ



- (事業主体) 過疎市町村、都道府県（人材育成事業のみ）
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ AI、ICT等技術を活用した幅広い事業が対象
(補助率) 限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2又は6/10(財政力指数0.51未満)

4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

- (事業主体) 過疎市町村
(事業スキーム) 補助
(補助対象) 廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
(補助率) 1/3 以内 ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R9 概算要求額：430百万円
(R8 当初予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援(特別枠の創設)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 **地域運営組織等**の集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 **1,500万円(定額補助)**

下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
- ② AI、ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
- ③ 上記①と②を併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

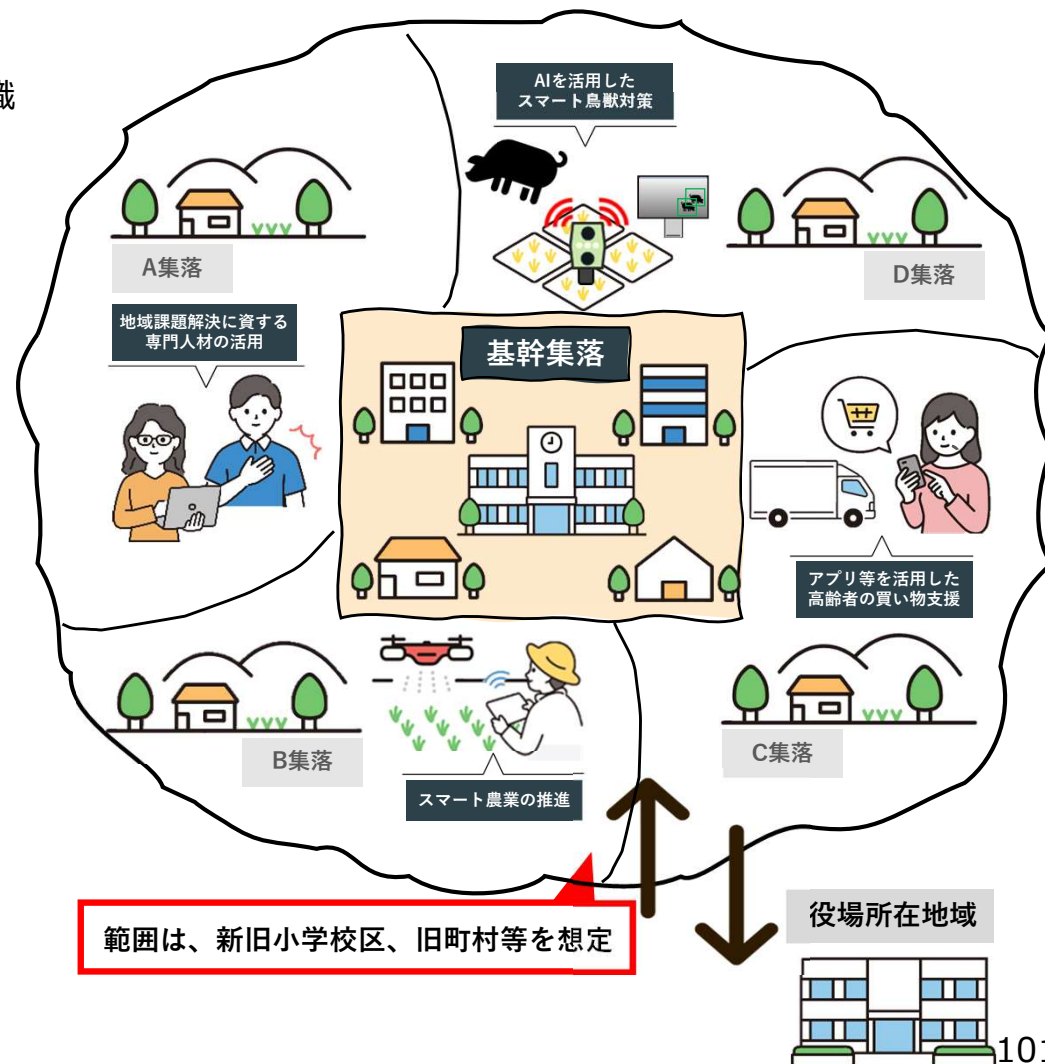
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、AI、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

② AI、ICT等技術活用のイメージ

AIを活用したスマート鳥獣対策、ドローンを活用した買物支援、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等
※AI技術活用特別枠は、**AI技術の活用による最適化・自律化・省人化等**を通じた、地域課題の解決事業が対象

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



- 過疎地域の持続的発展に必要なAI、ICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。
- 特に、人手不足の深刻化に対応するため、最適化・自律化・省人化等に強いAI技術を活用し、地域密着型の先進的な課題解決プロジェクトの創出を支援（特別枠の創設）。

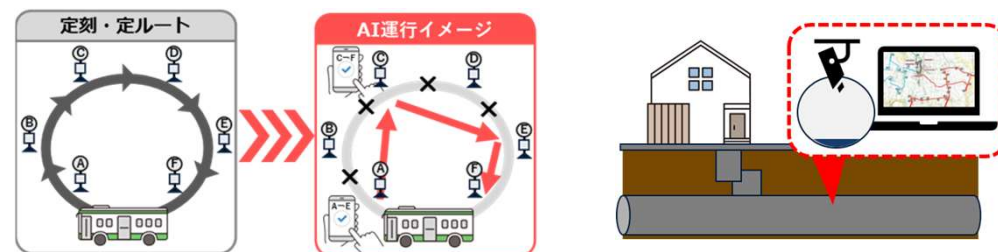
施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 **過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- (3) 対象事業
 - **AI、ICT等技術活用事業（過疎市町村のみ）**
 - ・ AIデマンド交通
 - ・ AIを活用したスマート鳥獣対策
 - ・ AIを活用した管路劣化予測
 - ・ オンラインでの健康相談
 - ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信 等

※AI技術活用特別枠は、**AI技術の活用による最適化・自律化・省人化等**を通じた、**地域課題の解決事業が対象**
 - **人材育成事業（過疎市町村、都道府県）**
 - ・ 地域リーダーの育成
 - ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※ **育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ**
 様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、
 地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、
 地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等
- (4) 交付対象経費の限度額 **2,000万円**
- (5) 補助率 過疎市町村 **定額**
 都道府県 **1/2 又は 6/10**（財政力指数0.51未満の場合）

AI、ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

- ・ 地域巡回バスの代替交通としてAIデマンドを実施
- ・ AIを活用した管路劣化予測による漏水リスクの算定
- ・ オンラインでの健康相談体制の構築 等



人材育成事業のイメージ



【実施例】

- ・ 複数の過疎市町村を対象とし、都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

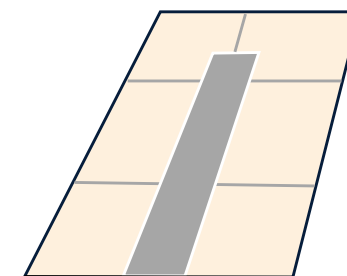
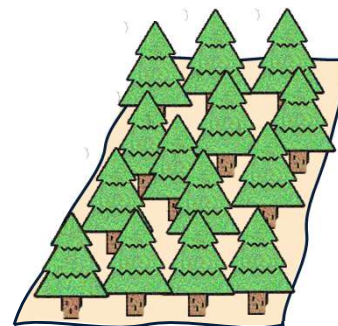
(2) 実施主体 **過疎市町村**

(3) 補助率 **1/2 以内**

定住促進団地整備事業のイメージ

交付対象経費の限度額

761.2万円 × 戸数

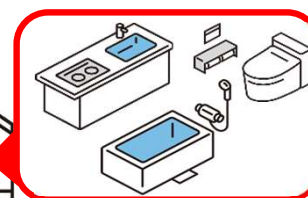


過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業のイメージ

交付対象経費の限度額

400万円 × 戸数



過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

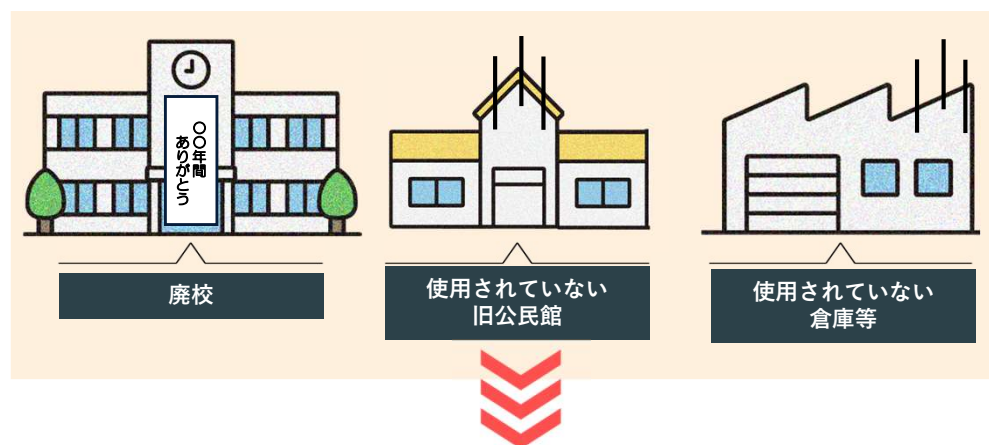
- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

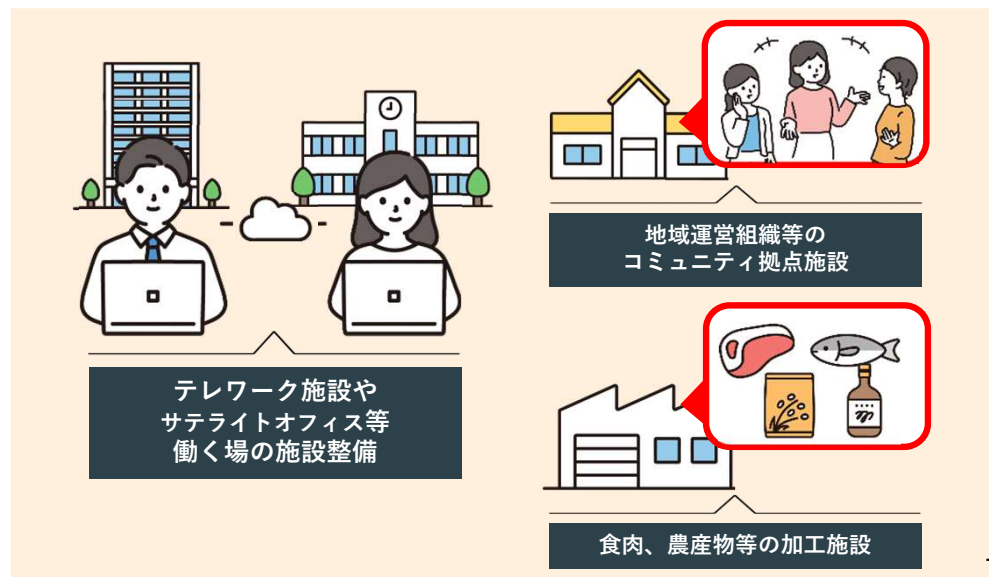
過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 事業主体 | 過疎市町村 |
| (2) 交付対象経費の限度額 | 6,000万円 |
| (3) 交付率 | 1/3 以内 |

事業のイメージ



過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



<税制改正要望> 国税（所得税・法人税）の税制の延長 （過疎地域における事業用設備に係る割増償却）

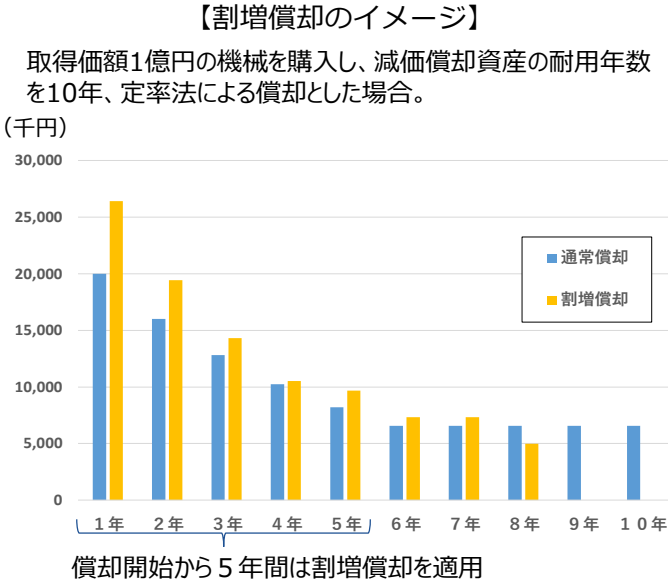
本年度末が期限である過疎地域における事業用設備等に係る割増償却（所得税・法人税）の現行措置（下記）について、**2年間（～令和11年3月31日）延長**するよう要望する。

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ 課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援

事業者の規模 （資本金）		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の取得等 （取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		



2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

[参考：令和6年度 適用件数、適用額]

適用件数	適用額 （償却限度額）
122件	12億7千万円

<地方財政措置要望> 地方税の課税免除等に対する減収補てんの延長 (過疎地域における地方税の減収補てん措置)

本年度末が期限である普通交付税による過疎地域の地方税の減収補填措置の現行措置（下記）について、**2年間（～令和11年3月31日）延長**するよう要望する。

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種 ・ 取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地



**都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん**

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)
※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

[参考：令和6年度 適用件数、適用額]

	件数	適用額
事業税	593件	6億3千万円
不動産取得税	358件	15億7千万円
固定資産税	2,233件	57億8千万円

過疎地域における集落の現況把握調査結果の概要

調査の目的等

- 集落の最新の状況を把握する目的で国土交通省と総務省が合同で定期的（５年前後ごと）に実施。
 - 令和６年４月１日時点で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）により過疎地域に指定された地域（８８２市町村※）の回答を集計
- ※東日本大震災による原発事故被災地関係の３町村を除く。

ポイント

- ６５歳以上の割合が５０％以上の集落の割合 ⇒ 約１０ポイント増加
- 「維持が困難」になっている集落の割合 } ⇒ 大きな変化なし
- 「無人化の可能性のある」集落の割合 }
- 集落支援員や地域おこし協力隊等が活動する集落の割合 ⇒ 約８ポイント増加



高齢者割合の高い集落が増加傾向にある中で、集落支援員や地域おこし協力隊などのサポート人材の増加が集落機能の維持が困難な集落や無人化の可能性のある集落の増加を食い止めている。

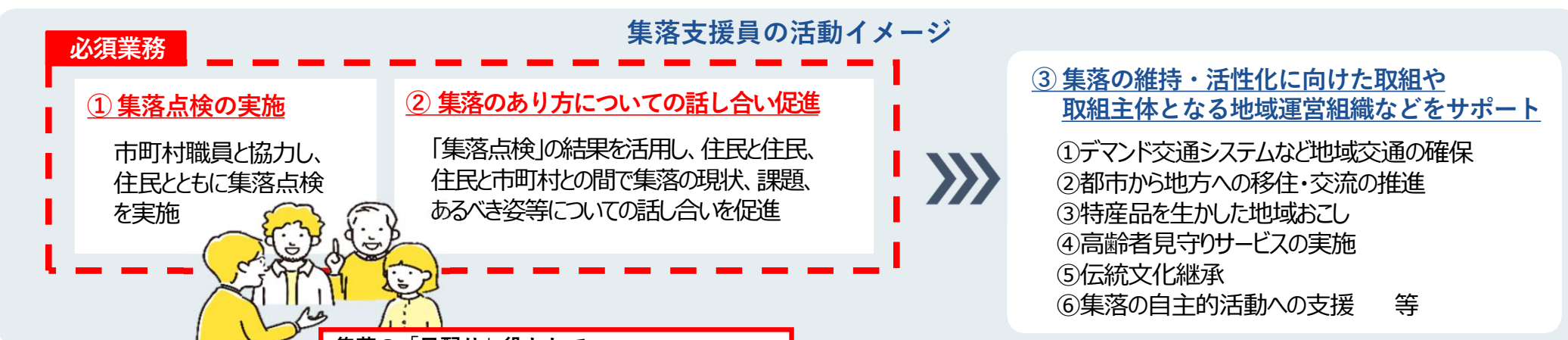
調査結果の主な内容

	前回調査（令和元年） 【旧法 対象：８１４団体】	今回調査（令和６年） 【新法 対象：８８２団体】
・集落数	６３，２３７集落	６８，５０６集落
・集落人口	１，０３５.８万人	１，０８１.０万人
・１集落当たりの平均人口	１６３.８人	１５８.０人
・住民の半数以上が６５歳以上である集落の割合	３２.２％	４２.４％
・集落機能の「維持が困難」な集落の割合	４.１％	３.９％
・「無人化の可能性のある」集落の割合	５.０％	４.９％
・サポート人材が活動する集落の割合	３４.８％	４２.９％

【参考】・集落支援員数（専任） R1：１，７４１名 → R6：２，６４５名 ・地域おこし協力隊員数 R1：５，５０３名 → R6：７，９１０名

集落支援員

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※ 1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※ 2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

POINT

● 配置状況 (R7年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

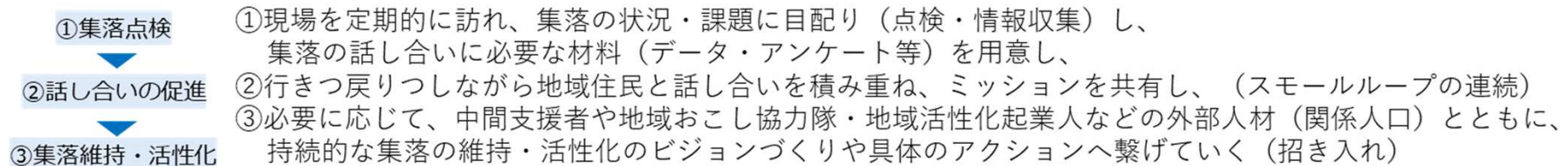
専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

【集落支援員に求められるあり方】

人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、**地域の状況に応じた地域づくりのプロセス（※）に伴走する者**

※「地域づくりのプロセス」の一例

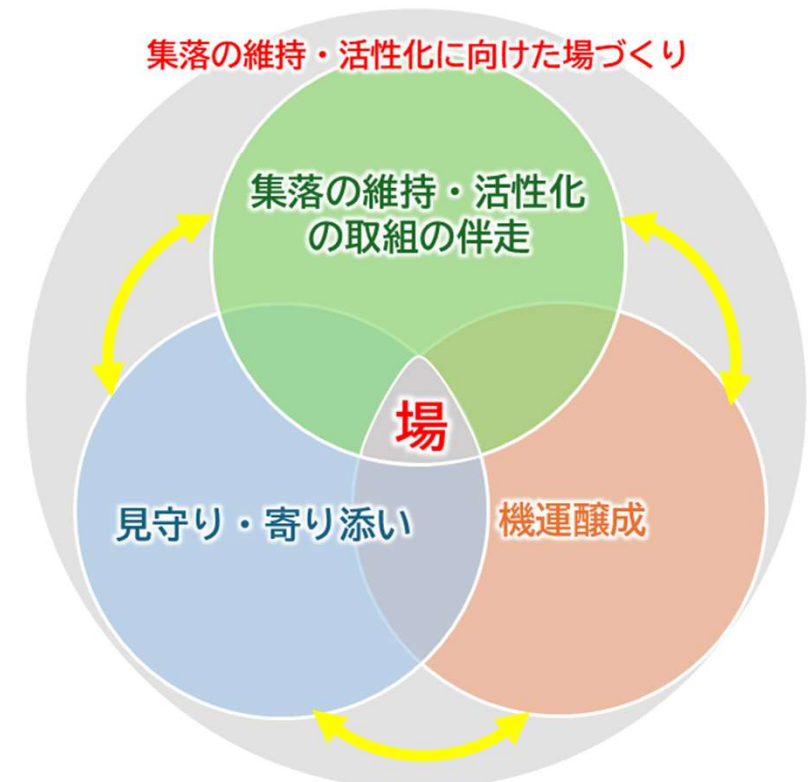


【集落支援員に期待される主な役割（ミッション）】

- ・ 集落支援員は、集落点検、住民の話し合いの促進等の活動を通じて、**集落の維持・活性化に向けた「場づくり」**を担い、典型的には次のような役割を果たすことが想定されている。

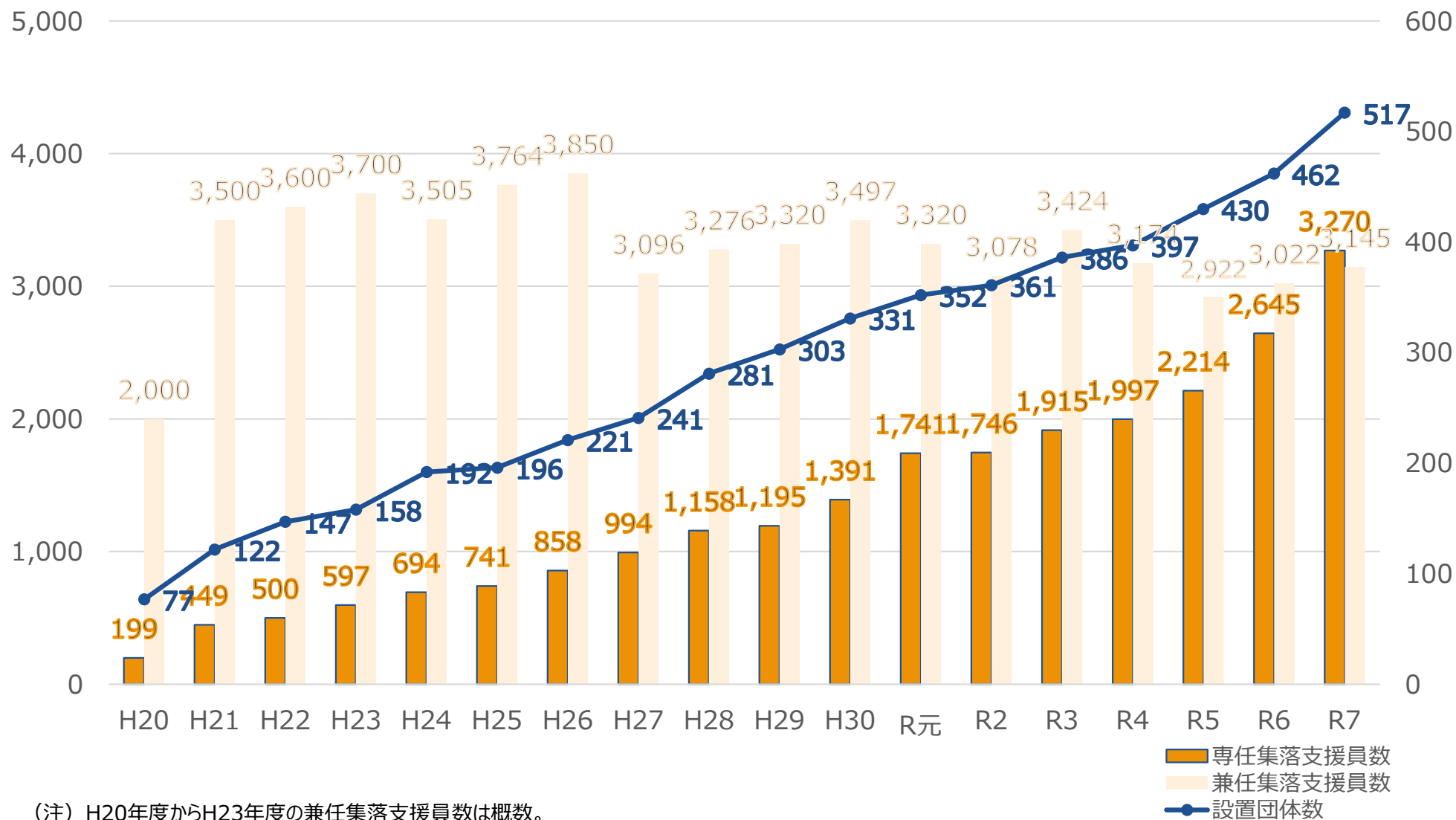
- | | | |
|----|------------------------|--|
| イ) | 見守り・寄り添い | 個別訪問等により、集落のさまざまな問題等を把握し、問題解決のつなぎ役を担う |
| ロ) | 機運醸成 | 住民の交流や共同作業を通じ、集落の問題解決のため小さな試行錯誤を重ねながら、前向きな思いを掘り起こす |
| ハ) | 集落の維持・活性化の取組の伴走 | 外部人材等とも連携し、具体の事業に伴走 |

（集落の状況や課題に応じて、活動の中心となる役割は柔軟に変わっていくことが考えられ、一定のものではない。）



集落支援員の人数・設置団体数の推移（H20～R7）

- 専任集落支援員は、毎年増加しており、令和7年度は3,270名。



集落支援員とクマ対策について

- クマによる被害については、令和7年度の死者数・人身被害者数がいずれも過去最多を更新するなど、深刻な問題となっている。
- 集落の巡回・状況把握等を行う**集落支援員（※）**について、その点検項目に「クマの誘引物・痕跡」等を追加し、環境省と連名で自治体に通知（令和8年7月）。

※ 一般的に、行政、農業、経営指導の経験者、NPO関係者、元地域おこし協力隊員、自治会長など、地域の実情に詳しい身近な人材に自治体が委嘱。

【通知の概要】

- クマの出没時の緊急対応や人の生活圏への出沒防止につなげ、地域住民と連携して取り組む観点から、集落支援員が、日常の集落点検の一環として、住民からクマに関する情報を把握した場合などには、速やかに市町村の担当部局等に情報共有することは有効。
- この情報共有を適切に行えるよう、「集落点検チェックシート」を改正。
- クマの出沒状況などの地域の実情を踏まえ、「集落点検チェックシート」の活用も含めて、集落支援員による情報共有を、対策に生かしていただきたい。
- 集落支援員の安全確保に十分配慮。

【集落点検チェックシート参考資料（抜粋）】

クマの誘引物の例



落ちた果実
(柿・栗・桃等の果実)



実が残っている木
(収穫されず実が残る木)



生ごみ・廃果
(地域・集落内でのごみの投棄)

クマの痕跡の例



足跡
(人の手と同じくらいのサイズ)



糞
(食べたものが混じることがある)



爪痕
(木の幹などに残ることがある)

新 「集落点検チェックシート」について	旧 「集落点検チェックシート」について
◆5 地区力の基盤を点検しよう ◎ 地区の環境について ☐ 5-6 子どもが遊べる場所がありますか ☐ 5-7 大人が遊べる場所がありますか ☐ 5-8 避難できる場所がありますか ☐ 5-9 空き家がありますか ☐ 5-10 災害の発生しやすい場所がありますか ☐ 5-11 交通事故が起こりやすい場所がありますか ☐ 5-12 見通しの悪い場所がありますか ☐ 5-13 少量の雨で水かさの増す川がありますか ☐ 5-14 そのほか、危険な場所がありますか ☐ 5-15 騒音・悪臭のある場所がありますか ☐ 5-16 獣害のある場所がありますか ☐ 5-17 <u>クマを誘引するおそれのある、落ちた果実、実が残っている木(柿・栗・クルミ・クワ等)、放置農作物、生ごみ等に関する情報はありますか</u> ☐ 5-18 <u>クマの出沒情報や痕跡(足跡・糞・爪痕等)らしきものはありますか</u> ☐ 5-19 景観が損なわれている場所がありますか	◆5 地区力の基盤を点検しよう ◎ 地区の環境について ☐ 5-6 子どもが遊べる場所がありますか ☐ 5-7 大人が遊べる場所がありますか ☐ 5-8 避難できる場所がありますか ☐ 5-9 空き家がありますか ☐ 5-10 災害の発生しやすい場所がありますか ☐ 5-11 交通事故が起こりやすい場所がありますか ☐ 5-12 見通しの悪い場所がありますか ☐ 5-13 少量の雨で水かさの増す川がありますか ☐ 5-14 そのほか、危険な場所がありますか ☐ 5-15 騒音・悪臭のある場所がありますか ☐ 5-16 獣害のある場所がありますか ☐ 5-17 景観が損なわれている場所がありますか

※本州と四国にはクマ、フグマが、北海道にはヒグマが生息しています。ヒグマの方が体が大きいので、痕跡のサイズも大きくなりますが、特徴は同じです。

集落支援員制度の適正な運用について

➤ 制度趣旨と異なる運用が確認されたため、適正な運用について通知。

事務連絡
令和7年12月9日

各都道府県集落支援員担当課 御中

総務省地域力創造グループ過疎対策室

集落支援員制度の適正な運用について

平素より、集落対策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

集落支援員については、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号。以下「要綱」という。）に基づき、集落が直面する課題に対応するため、地域の実情に詳しい人材が集落の巡回・状況等の把握、きめ細かな集落点検、集落のあり方の話し合い、集落の維持・活性化に向けた取り組みについて市町村と協働して取り組む者とされています。

今般、一部の地方公共団体において、法人に対する委託契約の締結により任用された集落支援員について、集落支援員の主たる業務である集落点検及び集落のあり方に関する話し合いの促進の具体的な実施の確認が取れない事案がございました。

集落支援員は、要綱第4に定められているとおり、「集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実にを行い、その結果を地方公共団体と共有する者」であり、また、その「役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること」、「あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること」が求められています。

集落支援員を設置している地方自治体（設置見込みを含む。）におかれましては、このことを改めて認識され、適切に集落支援員との連携を図っていただきますようお願いいたします。

なお、上記の要綱第4の条件を満たし、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進など集落対策を推進する集落支援員の設置や活動への支援に関する経費に限って、特別交付税措置の対象とすることとしておりますのでご承知置きください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

集落対策に関する研修会の開催

- 人口減少・高齢化が進む中で、各地域の集落においては、集落活動の担い手となっている世代の高齢化が進み、**地域によっては、集落における生活の維持が困難**になってきている。
- 地域住民の力だけでは様々な課題に対応していくことには限界があり、行政による支援が必要。
- **各自治体職員や集落支援員から集落対策に関する研修を望む声**が多い。
- これらを踏まえ、国、都道府県、市町村それぞれに求められる役割を改めて確認するとともに、役割を踏まえた活動を行っている事例を共有することにより、各地域における集落対策の取り組みが進むよう、**令和5年度から研修会を開催**（オンライン）。

研修会の概要（令和7年度） ※今年度も開催予定

研修会（1日目）

- （1）開催日時
令和7年12月2日（火）
- （2）主な受講対象者
集落支援員、地域運営組織の方、地域おこし協力隊の方
- （3）内容
 - 基調講演
徳島大学 総合科学部 教授 田口 太郎氏
 - 集落支援員や集落対策の取組を実践されている方の活動事例紹介
 - ・岡山県高梁市の地域づくりに関わっている方
 - ・新潟県村上市

研修会（2日目）

- （1）開催日時
令和7年12月3日（水）
- （2）主な受講対象者
集落対策に関わる自治体職員
- （3）内容
 - 集落対策に取り組んでいる自治体の集落支援員などとの関わり方について
 - ・大分県臼杵市
 - ・新潟県魚沼市

令和7年度の研修については1日目は400人以上、2日目は300人以上の方が参加し、

◆**今後の活動に活かせる具体的なヒントをたくさん得ることができ、大変有意義な時間であった**

◆**集落点検とはどういったことをすべきか、どのように活動を進めていくべきか、イメージすることができた**

など集落支援員としての今後の活動へのヒントや制度設計の参考になったといったコメントをいただきました。



過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額は年間 610 万円／人 ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- **産業振興（農林水産業）**
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- **産業振興（商工業、その他）**
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援 等
- **産業振興（観光）**
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- **地域における情報化**
 - …情報通信技術の利活用 等
- **地域公共交通の確保**
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- **生活環境の整備**
 - …水道事業経営 等
- **高齢者等の保健・福祉**
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- **医療の確保**
 - …医療政策支援 等
- **教育の振興**
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- **集落の整備**
 - …集落対策、空家対策 等
- **地域文化の振興**
 - …文化財保護 等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等
- **特定地域づくり事業の推進**
 - …特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援 等

【概要】

- ・ 人口減少地域である過疎地域等においては、その暮らしに魅力を発見する人たちが出てきている一方、食料品や日用品を扱うスーパー・コンビニ等の閉店が進んでおり、移動手段に制約が増える高齢者の人口が2030～2040年頃にかけてピークを迎えることを見据えると住民の日常の買物の機会を確保するための対策が急務。
- ・ 本調査研究は、近年、民間事業者による独立採算性の下では経営が成り立たない地域において、公設民営型による店舗運営や経営形態の最適化、地域住民の参画などによって買物環境が維持されている例が生まれていることから、全国の過疎地域等の取組を支援するため、先行事例等のノウハウを提供するもの。
- ・ 市町村においては本調査研究の事例等のポイントを施策に活かし、国や都道府県においては過疎地域等に対してノウハウ面や財政面の支援を強化することが期待される。

報告書の概要資料
(8P) はこちら



【買物支援事業の実現に向けたフロー】

買物支援事業を官民連携で実現させるには、官民が会話を重ねながら、以下のような各段階を進めていくことが重要。

1. 事業構想の整理

- 地域の現状を把握し、公的支援の必要性、事業の持続可能性の見通しを明らかに。
 - 事業の形態や、行政の関わり方といった事業の全体像を整理。
- 【ポイント】・ ペルソナ分析、立地分析の実施 ・ 事業の多目的化
・ 住民のワガゴ化 ・ ICTの活用 ・ 地域資源の活用

2. 合意形成

- 地域、民間事業者、行政内部の合意形成
- 【ポイント】・ 事業者と、リスク分担や事業の社会的意義について密に対話
・ 住民アンケートの実施

3. 事業計画の作成

- 人員体制や財源を確保し、持続的な事業の実現のための計画を作成
- 【ポイント】・ 事業収支上の損益分岐点を下げるための工夫（左図参照）

4. 事業の開始、継続、発展

【買物支援に取り組む課題と工夫例】

本調査研究で取り上げた、買物支援の実施にあたり想定される主な課題と、官民連携による工夫例は以下のとおり。

【仕入れ】

小ロット発注による
仕入れ単価の上昇

- ・ ボランタリーチェーンによる仕入れの効率化
- ・ 商品に応じて地元卸や地元農家からの委託販売を活用

【物流】

既存物流網から外れる
地域への輸送コスト

- ・ 共同配送、混載によるコスト低減化
- ・ 既存店舗への物流網の活用

【販売】

集客の困難さ、利用客の
居住地の分散（低密な集落）

- ・ 移動販売の併用等、多様な販売形態の検討
- ・ 自宅から拠点まで「取りに来る」販売形態

【人材】

人材確保の困難さ

- ・ 地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり人材の活用
- ・ 営業日の限定、営業時間の短縮

【各種経費】

設備投資費用、水光熱費、賃料の負担

- ・ イニシャルコストの行政負担
- ・ 売場面積の適正化
- ・ 地域団体による公益的事業として、公共施設の空きスペースを無償提供

全国過疎問題シンポジウム 2026 in ふくい

全国

過疎問題

シンポジウム

2026 in ふくい

地域で見つける幸せを暮らし
人が活躍・地域に活力・暮らしに活力

10.
29

会場
フェニックス・プラザ
エルビス大ホール
〒311-02 栃木県宇都宮市大谷1-2-6

全日 全日公開 誰でも参加可能 無料観覧可

主催
「過疎人口」とウェルビーイング
～JICA 海外移住支援～
実行：日本経済団体連合会（経団連）

パネリスト
地域で見つける幸せを暮らし
～JICA 海外移住支援～

10.
30

第1分科会
大野市 高齢化と地域活性化の取り組み

第2分科会
岩手県 高齢化と地域活性化の取り組み

第3分科会
油田町 地域活性化

第4分科会
南相馬市 地域活性化

全体会

文庫会 会場：中央文化会館 受付時間：10:00-12:00

開催のご案内

大会趣旨

過疎問題

シンポジウム

2026ふくひい

人口減少が人口減少に伴う高齢化、特に過疎地域では人口減少や少子高齢化の進展により地域振興や生活基盤の維持、産業振興の必要性、さらには地域に課題が生じています。

一方で、これからの地域振興は少子高齢化・高齢化を前提とし、高齢者の人口、食料の生産、食料消費の拡大などを視野に入れ、地域内のみならず、他地域からの人口流入や産業振興を大規模に公営的施策も行う必要があります。

このことから、過疎地域のみならず地域について、更なる課題を認識すること、また、過疎の現状や課題により、必要となる政策の必要性を、人と人とのつながりを通じて相互に地域振興を推進するための「過疎問題シンポジウム2026ふくひい」を開催します。

10.29

全体会

会場 | フェニックス・プラザ エルビス大ホール(那覇市)

11:00 開会式 オープン

12:00 受付開始

13:00 開会式 ●開会宣言 全道過疎地域 道庁 道庁長官(有馬朗夫氏)
●主催者挨拶 那覇市長、(一社)全道過疎地域 道庁 会長
●歓迎挨拶 道庁 道庁長官

13:20 令和8年度過疎地域持続的発展型施策推進型式

13:50 休憩

14:05 基調講演
「『若年人口』とウェルビーイング ～人口減少時代の地域づくり～」
【司会】西中 隆典氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)

15:00 休憩

15:10 パネルディスカッション
「地域で見つける豊かな暮らし ～人が活躍・地域に活力・暮らしに活力～」
【コーディネーター】高野 陽氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)
【パネリスト】
高橋 真氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)
吉田 真子氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)
澤崎 健治氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)
林 貴任氏(那覇市長 那覇市市長 那覇市)

16:55 次期開催情報紹介

17:00 閉会

10.29

交流会

会場 | ホテルフジタ那覇(那覇市)

●交流会参加費が必要です。(早稲穂 予約 / 各一人様:7,000円)

那覇市の過疎や食料にもご関心があります。

皆様のご参加をお待ちしております。

本大会の開催に、那覇市が協力して開催しています。

17:30 受付開始

18:00 開会

19:30 閉会

地域運営組織について

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

地域運営組織（RMO）の形成・運営

R 9 概算要求額：31 百万円

※RMO：Region Management Organization（R 8 当初予算額：30 百万円）

【定義】地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

- 高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の主体がバラバラに取り組むのではなく、多様な主体が参画し分野横断的に活動する「地域運営組織（RMO）」の形成・持続的な運営が地域づくりのインフラとして重要
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、買い物支援、公共ライドシェアなど多様
- 全国には8,587組織、地域運営組織が形成されている市区町村数は903団体（令和7年度総務省調査）

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する取組の推進

- 地域運営組織に対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう、小田切明治大学教授を座長とした調査研究を行うとともに、全国セミナーの開催等（※）により先進事例の全国展開を図ることで、地域運営組織の更なる形成促進や持続的な運営に向けた取組みを後押し

※ 令和8年度は北海道、群馬県、三重県でハイブリッド開催



地域運営組織（RMO）の活動事例

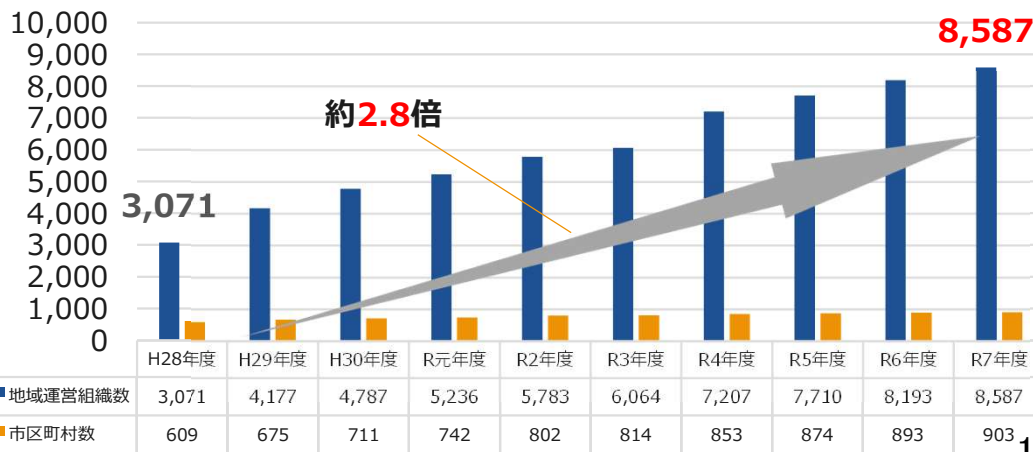
（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援、児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- 地域の若者（約30人）が事務局として参加し、住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



地域運営組織（RMO）の形成数等の推移

（単位：団体）



地域運営組織（RMO）全国セミナー



総務省主催 地域運営組織 全国セミナーin津 2026

参加無料
オンライン
同時開催
(事前申込制)

日時 **9/29** (火) 13:30～17:00

会場 ホテルグリーンパーク津 6F 「葵/橘/藤」

※会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関でお越しください。

プログラム

- 総務省施策説明 総務省 地域力創造グループ 地域振興室
- コーディネーターによる基調講演

NPO法人
みんなの集落研究所 首席研究員

あべ のりこ
阿部 典子



- 事例発表
 - 名張市 地域環境部 協働のまちづくり推進室
 - 特定非営利活動法人 蘆原地域づくり委員会
 - 一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会
- パネルディスカッション

参加(会場・オンライン)は事前の申し込みが必要です。
右記の2次元バーコードよりお申し込みをお願いします。

申込期間は **8/26**(水)～**9/22**(火)です。

※会場参加者は先着順(50名程度)とさせていただきます。
※オンライン参加者へは、ご登録のアドレスにURL等を送付いたします。
※会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関でお越しください。



総務省主催 地域運営組織 全国セミナーin札幌 2026

参加無料
オンライン
同時開催
(事前申込制)

日時 **10/20** (火) 13:30～17:00

会場 ACU札幌「大研修室1606」(アスティ45 16F)

※会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関でお越しください。

プログラム

- 総務省施策説明 総務省 地域力創造グループ 地域振興室
- コーディネーターによる基調講演

明治大学 農学部 教授 おだぎり とくみ
小田切 徳美



- 事例発表
 - 鷹栖町 まちづくり推進課 地域振興係
 - NPO法人 ミナといかん
 - 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
- パネルディスカッション

参加(会場・オンライン)は事前の申し込みが必要です。
右記の2次元バーコードよりお申し込みをお願いします。

申込期間は **9/16**(水)～**10/13**(火)です。

※会場参加者は先着順(50名程度)とさせていただきます。
※オンライン参加者へは、ご登録のアドレスにURL等を送付いたします。
※会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関でお越しください。



全国市町村長サミット

R9 概算要求額：9 百万円
(R8 当初予算額：9 百万円)

人口減少・少子高齢化社会の進行や地域コミュニティの脆弱化など困難な課題に直面している中であっても、持続可能な活力ある地域社会の実現に向けて、これまで以上に官民連携等による地域活性化が求められています。このため、全国の市町村長等が一堂に会して議論・交流を行うことを通じて、地域活性化の一層の進展・普及を図ることを目的に、例年、全国市町村長サミットを開催しています。

令和8年度 開催概要

13:00 - 13:20 開会挨拶

総務省挨拶／新潟県挨拶

13:20 - 14:20 基調講演

多様な主体の参画による「縮充」のまちづくり
作野 広和 島根大学教育学部 社会科教育専攻 教授

14:40 - 17:20 分科会

2つのテーマの分科会に分かれ、各分科会のコーディネーターと発表される市町村長の方々に、取組事例の発表と意見交換を行っていただきます。

第一分科会 地域おこし協力隊

コーディネーター 稲垣 文彦 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構
渉外担当副部長 博士(工学)

事例発表者

第1部	14:40-15:50	神田 一秋	菅原 茂
		新潟県阿賀町長	宮城県気仙沼市長
第2部	16:10-17:20	木下 喜人	門間 雄司
		山梨県丹波山村長	兵庫県豊岡市長

第二分科会 関係人口を巻き込んだ、地域の暮らしを守る取組

コーディネーター 中島 みき 面白法人カヤック 執行役員
ちいき資本主義事業ユニット長

事例発表者

第1部	14:40-15:50	都竹 淳也	山崎 出
		岐阜県飛騨市長	高知県馬路村長
第2部	16:10-17:20	久保田 郁夫	篠田 洋司
		新潟県糸魚川市長	山口県美祿市長

17:40 - 18:50 市町村長交流会

市町村長に意見交換、情報交換をしていただく交流会を実施します。

11月9日会場
(オンライン参加可)

朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター
(新潟市中央区万代島6-1)

2026年11月

9 月曜日
サミット

視察の流れ

※参加人数により視察順が入れ替わる可能性があります。

1日コース・半日コースからお選びください。(1日コースは昼食代各自負担)

8:30 出発(8:30朱鷺メッセ⇒8:50新潟駅)

10:00 - 11:40 ① シティホールプラザ アオーレ長岡
② 米百俵プレイス ミライエ長岡

11:40 - 13:00 1日コース 昼食・移動
半日コース 終了(11:40長岡駅⇒12:50新潟駅⇒13:20新潟空港)

13:00 - 14:40 ③ 燕市産業史料館
④ うさぎもちハレラテつばめ

14:50 - 15:30 ⑤ 燕三条地場産業振興センター

15:30 - 17:00 1日コース 終了(15:40燕三条駅⇒16:30新潟駅⇒17:00新潟空港)

2026年11月

10 火曜日
現地視察

専用サイトよりお申し込みください

専用サイトは下記URLまたはQRコードから
<https://app.itto.co/summit2026-niigata/>
※手話通訳や要約筆記が必要な方はお申し出ください



申込締切日

2026年
10月16日(金)

全国の市町村長だけでなく、地方公共団体職員やご興味のある方など、どなたでもご参加いただけます！

持続可能な地域社会の実現のための 「交通空白」解消の深化・加速化

国土交通省 総合政策局 地域交通課

持続可能な地域社会の実現のための「交通空白」解消の深化・加速化 ～地域と個人の成長を奪う「見えない壁」の打破～

- 「交通空白」は単なる移動手段の不足にとどまらず、通学や通院、買い手などが家族による送迎に委ねられ、現役世代の方が多くの時間を割かざるを得なくなる結果、本来であれば仕事や様々な活動に充てられていたはずの時間が失われ、地域と個人の成長を奪う「見えない壁」として、地方の生活や経済に大きな影響を及ぼしている。
- そのため、「取組方針2026」に基づき、令和9年度までの集中対策期間において、全国約3,000の「交通空白」解消に道筋をつけるとともに、集中対策期間の先も見据え、成長投資として、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

・地域公共交通確保維持改善事業等			
令和9年度予算概算要求額	270億円（通常枠）	（1.31倍）	
	495億円（投資枠）		
合計	765億円		
〔令和7年度補正予算 352億円〕			
〔令和8年度当初予算 206億円〕			
合計	558億円		
・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）			
令和9年度予算概算要求額	5,535億円の内数（通常枠）		
	（4,597億円の内数）		

「交通空白」解消に向けた輸送資源のフル活用等の推進

- 集中対策期間、さらにその先を見据えた「交通空白」解消の深化・加速化
 - デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）
 - 改正地域交通法も活用した、輸送資源のフル活用、複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化による再構築（「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」をはじめ、運転者や車両等の地域の輸送資源をフル活用してサービスを提供する場合等における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援）
 - 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進（複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等）
 - 自治体・「連携促進団体」等を核とした地域の連携体制強化（地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、連携促進団体の活用や立ち上げ、人材育成、運営等への支援）
 - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
- 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
 - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
 - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
- 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）



公共ライドシェア



輸送資源のフル活用



複数事業者による共同化

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の社会実装推進
- 地域交通DX(COMmmONS等)による生産性等の向上（システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援）
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）
- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）



パイロット気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

（参考）訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- （観光庁予算）
令和7年度補正予算 78億円の内数 令和8年度予算 19億円の内数
- 訪日外国人旅行者受入環境整備（令和8年度事業の例）
 - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
 - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
 - バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
 - 地域鉄道における安全対策
 - 安全に問題があるバス停の移設等

都道府県と市町村におけるAX/DX推進体制の 充実・強化とデジタル人材の確保・育成について

令和8年9月

総務省 地域力創造グループ 地域情報化企画室

都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 全国的な自治体DX推進のため、**都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制**を構築し、
その中で、**都道府県が市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保**する取組を推進
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

推進体制

推進体制に
必要な4つの機能

①市町村との会議体設置

②ヒアリング等を通じ市町村
の現状・課題を把握

③市町村支援のために一定
の専門人材を確保

④システム共同調達など推進
体制下での取組テーマを設定

都道府県

DX担当課の職員等

常勤アクセラレータ
を中心に充実を図る

人材プール

自治体DXアクセラレータ

任期なし常勤職員

任期付職員

非常勤職員

委託事業者

派遣・
支援

市町村

取り組むこと

DX推進リーダー・
アクセラレータ
を中心に取り組む

●DX推進計画策定

重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・地方公共団体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAIの利用促進
- ・テレワークの推進
- 等

- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達
- 等



CIO補佐官
DX推進リーダー

一部事務組合

連携中枢都市圏

総務省による取組支援

【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治大学校等関係機関での研修

【人材確保支援】自治体の採用活動を広報

【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**
(主に自治体DX、
地方公共団体金融機構と共同)
- ②**地域情報化アドバイザー**
(主に地域社会DX分野)

【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、
市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、
DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**
について**普通交付税措置**

都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築

- 令和6年1月19日、総務大臣書簡を発出し、都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充を要請
- 市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命
- 令和7年度末時点、**全ての都道府県において一定の推進体制を構築**。今後は**推進体制のより一層の強化と活用促進**を図る。

推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、
推進体制を構築しているのは47団体（令和7年度末時点）

①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**

②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

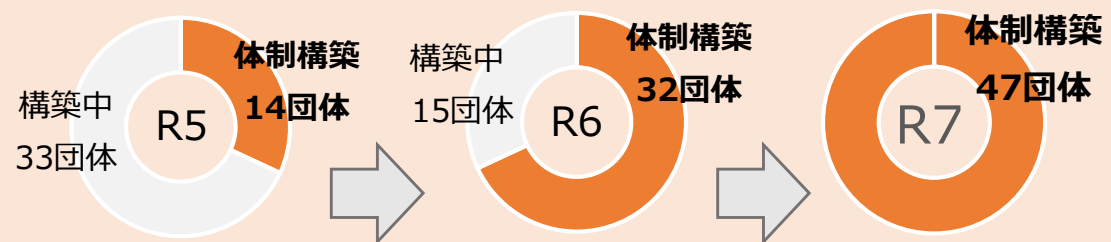
R5 38団体 → R6 43団体 → **R7 47団体**

③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → R6 38団体 → **R7 47団体**

④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → R6 45団体 → **R7 47団体**



◆ アクセラレータ数 **127名（41団体）**（R8.7.31時点 速報値）

✓ 推進体制や市町村支援のための人材プール機能の**強化・活用促進**に向け、伴走支援や人材供給源確保などにより、デジタル人材確保やDX推進の取組を**総合的に支援**

自治体DXアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など
システムユーザー側の経験も含む。125

自治体デジタル人材確保支援事業【継続】

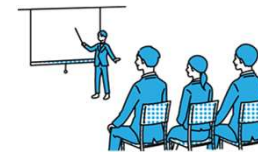
R8当初予算額 60百万円
R7補正予算額 200百万円
(R6補正予算額 200百万円)

○ 推進体制の構築・活用状況については、都道府県ごとにばらつきがあり、特に、推進体制の中心となる人材プールの確保にあたっては、多くの都道府県が、適切な人材がいないことや人材像・ジョブディスクリプションの明確化といった点に課題を抱えている状況。

➡ フォーラム開催等により全国的なDXの機運を醸成しつつ、都道府県における人材確保及び具体的なDX取組テーマにそった市町村支援についての伴走支援、都道府県による採用を希望するデジタル人材についての情報提供等を実施することで、DX推進体制の一層の強化と活用促進を図る。

1. 機運醸成

- 自治体職員を対象としたフォーラムを開催
 - ・ 自治体のDXを支援する事業者やDX分野の有識者も招へいし、市町村支援の成功事例の共有や意見交換を実施
- ➡ DXの意義を広く共有・全国的なDXの機運を底上げ



2. 人材確保・活用支援

- 都道府県のニーズを踏まえ、人材確保・市町村支援の取組を伴走支援
 - ・ 総務省が、県と市町村で連携して取り組むべき「重点テーマ」を提示
 - ・ 都道府県が選択したテーマに沿った取組と、その推進の基盤となるアクセラレータの確保を支援
 - ・ 伴走支援を通じて創出した人材プール活用の好事例を全国に展開

《重点テーマ》

- ・ システムの共同調達
- ・ 自治体フロントヤード改革の推進
- ・ 職員の業務改善に向けた庁内DXの推進
- ・ データ利活用
- ・ 市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援
- ・ 自治体のAIの利用促進

- アクセラレータとして市町村DX支援を希望するデジタル人材について、総務省が都道府県に情報提供
- ➡ 人材確保と具体的なDXの取組を併せて支援することで、実効性のある推進体制構築を推進



3. 人材育成支援

- アクセラレータやDX推進リーダーのスキル支援を実施
 - ・ 都道府県が確保した「自治体DXアクセラレータ」の自治体内での活躍を支援するため行政実務研修
 - ・ 自治体業務に精通した内部職員を即戦力のDX人材として育成するためのDX推進リーダー育成研修
- ➡ 人材確保支援と併せて職員育成支援を行うことで推進体制の質の向上につなげ、市町村支援の実効性を高める



アクセラレータに対する財政措置

- 都道府県が、デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う職員を確保した場合、**「自治体DXアクセラレータ」**に任命 → 今後数年間で、**全国で500名**程度の確保を目指す
- 都道府県に対し、アクセラレータの人件費等について財政措置

アクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革など
システムユーザー側の経験も含む。

※ 都道府県からの推薦に基づき、総務省が任命。

※ 任命状況（R8.7.31時点 速報値）… 127名（41団体）

アクセラレータ等に対する財政措置

	～令和6年度	令和7年度～
常勤職員	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 人数に応じて措置
非常勤職員		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

令和8年度は
一人当たり**840万円**程度

※ 都道府県に対し、総務省が財政措置を行うもの（民間企業等に対する補助金ではありません）。

※ 業務委託により確保した場合も、引き続き特別交付税措置。

人材プールの確保に向けた人材・協力企業の掘り起こし

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を構築し、その中で、都道府県が市町村の求める人材プールを構築していく上では、「人材の供給源」の確保が課題。

➡ デジタル人材への広報やIT企業等に対する働きかけを実施。

デジタル人材に向けた広報

- 自治体独自のデジタル人材の募集では応募が集まりにくいという実情を踏まえ、自治体のデジタル人材の採用活動を、SNS等を活用した広報により支援。
- SNS等に配信する広告から遷移するランディングページでは、各自治体におけるデジタル人材の採用時期や勤務条件、採用募集ページのリンク等を掲載し、潜在層を含むデジタル人材が採用情報にリーチしやすい環境を整備。

広告媒体

静止画バナー広告

- ・ Facebook
- ・ Instagram
- ・ Yahoo!



動画広告

- ・ YouTube



ランディングページ



出口（リンク先）



各自治体の採用HPに遷移

ランディングページ 掲載内容

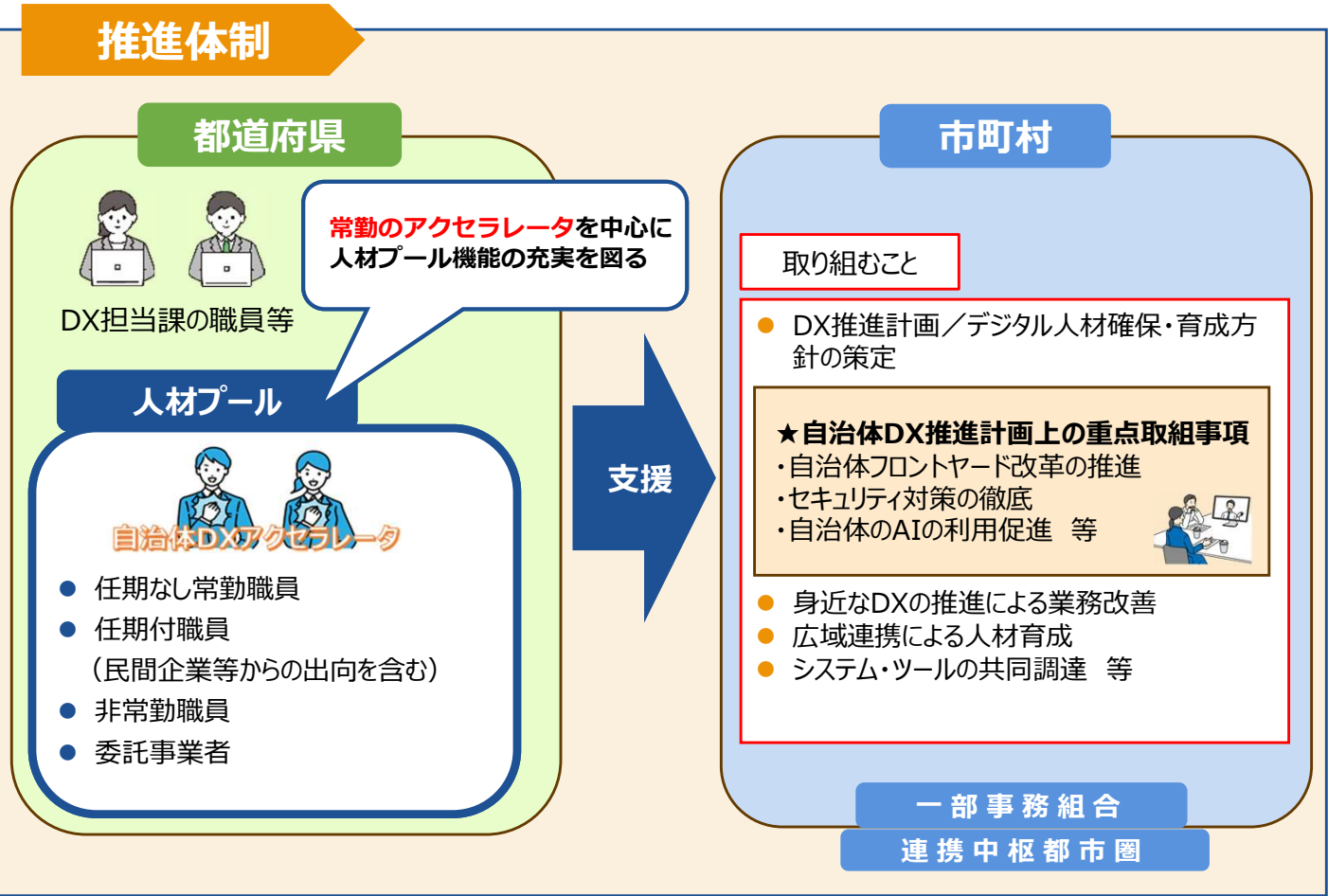
- ・ 全国の自治体がデジタル人材を募集
- ・ 求める人材像（デジタル人材とは）
- ・ 柔軟なワークスタイル（常勤、非常勤、副業、テレワークなど）
- ・ 全国採用状況一覧

IT分野等の企業への働きかけ

- 自治体に対するデジタル人材の派遣に関心を有するIT企業等を中心に、人材プール確保の取組への協力を働きかけ。協力企業の一覧を、派遣調整を希望する都道府県に対し提供。

自治体AX/DX人材確保支援事業

- 都道府県が確保した自治体DXアクセラレータによる市町村のAX/DX支援を促進するため、各都道府県の現状を踏まえ、AX/DX推進体制の充実・強化に向けた支援を実施。



具体的な施策内容

- 各都道府県のAX/DX推進体制の充実・強化に向け、各地域の実態を把握した上で、課題を抱える団体への支援や優良事例の横展開を行うとともに、研修等を通じてアクセラレータが自治体AX/DXの推進役として活躍できる環境整備を実施。

(事業主体) 国
(事業スキーム) 調査研究(請負)

「デジタル人材」に係る閣議決定

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）

4. 取組の方向性と重点的な取組

（5）サイバーセキュリティの確保

③自治体のサイバーセキュリティ対策の向上等

イ デジタル人材の確保・育成等

自治体情報システムの運営を行うデジタル人材を小規模市町村等が確保可能とするため、都道府県が市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で、市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保できるよう、国は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保に対し引き続き地方財政措置を講ずるとともに、計画的にデジタル人材の確保・育成に取り組めるよう伴走支援等を実施する。また、自治大学校をはじめとした国等が実施する研修事業の全国展開や関係機関と連携した研修・訓練の場を積極的に提供する。さらに、重大インシデント発生時に国から専門家チームを派遣する制度を新設する。

第2 重点政策一覧

○[No.5-15] 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進

都道府県と市町村が連携したDX推進体制について、一層の強化・活用促進のため、推進体制の機能の中心となる、市町村支援のための人材プール確保に要する経費について地方財政措置を講ずるとともに、都道府県が計画的にデジタル人材の確保に取り組めるよう人材供給源の確保や伴走支援、優良事例の横展開にも取り組み、更なる支援の充実を図る。また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体におけるDX推進リーダーの育成に要する経費について地方財政措置を講ずるとともに、デジタル人材の確保・育成に係る方針策定支援や専門アドバイザーの派遣などに取り組む。

○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

（2）デジタル・サイバーセキュリティ

②セキュリティの確保された政府・地方公共団体のAX／DX基盤

iv) 主な施策

・地方公共団体の基幹20業務システムの標準化やガバメントクラウド移行完遂、運用の最適化、公共SaaS開発環境の提供、**デジタル人材育成を推進する。**

○地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第5節 その他の施策の推進

1. 強い地域経済の構築

（85）都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築

地域における外国人との共生社会について (秩序ある共生社会の実現、JET等)

総務省 地域力創造グループ 国際室

外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の見直し

外国人との秩序ある共生社会の構築のため、地方自治体・地域社会における在留外国人の**地域社会のルール**の習熟促進、行政手続利用の適正化等の観点から、財政措置を拡充する。

1. 在留外国人への対応に必要な**環境整備**に係る特別交付税措置（措置率0.5）の**対象経費を追加**

現行

日本の制度（税・社会保険・行政手続等）の周知



追加

行政情報の多言語化
（翻訳・通訳）



追加

① **地域社会のルール等の習熟のための取組** ルール等を学ぶ上で必要な日本語の指導



- ・ ゴミの分別ルール
- ・ 自治会への加入促進

② **ワンストップ相談窓口からの同行支援**

ワンストップ相談窓口
（入管庁事業）



市役所・保健所等



③ **行政・地域社会と在留外国人をつなぐ「ブリッジ人材」の発掘・活用**

- ・ 行政情報の伝達
- ・ 在留外国人の相談の集約
- ・ 地域行事等への参加の呼び掛け



2. 都道府県の**JET-CIR※**（国際交流員）について、**普通交付税の算定の見直し**

※CIR: Coordinator for International Relations

現行

業務

通訳・国際交流等が中心

財政措置（県分）

国調人口に応じた算定

（市町村分は任用数に応じた算定）

・ **環境整備の取組へのJET-CIRの積極的な活用**（活用事例の紹介、研修の実施）



自作の市内地図を使った
日本語の指導
（岐阜県美濃加茂市）



庁内ワーキングチーム
への参画
（千葉県松戸市）

・ **JET-CIRの任用数に応じた算定**（密度補正）の導入

（写真：一般財団法人自治体国際化協会HPより）

※ R7年度補正予算により、**地方自治体における環境整備のモデル事例を創出し、横展開**（予算額：0.3億円） 132

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について①

佐賀県

CIRの国籍、任期開始時期

ベトナム  (R1～)

人口：794,252人

在留外国人数：11,358人 人口割合：1.4%

国籍：ベトナム  インドネシア  ネパール  ミャンマー  等

・技能実習生等、東南アジア国籍者が増加しているが、ベトナム人住民には、日本人の配偶者等、企業による支援が想定されない在留資格者も一定数存在

◆ポイント

- ・佐賀県国際交流協会との連携の下、企業による支援が想定されない在留資格者も含めた、ベトナム人の**生活相談**への対応等に活用
- ・経験豊富な**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組むことでOJTを図り、CIRの業務への習熟を支援

◆CIRの活用のきっかけ

- ・県内の外国人住民数の増加を受け、H27から多文化社会コーディネーター（日本人）を設置するなど、多文化共生業務を強化
- ・国におけるJETの役割の拡大の動きも踏まえ、R1からベトナム人CIRを任用

◆CIRの業務

- ・外国人総合相談窓口（国際交流協会内設置）でのベトナム人住民の**生活相談**において通訳支援、関係機関への同行支援等
- ・外国人従業員等への対応に係る**企業等の研修講師**
- ・その他、ベトナムの文化の発信等の国際交流事業の実施

◆自治体による支援

- ・**多文化社会コーディネーター**や**日本人相談員とペア**で業務に取り組む形でOJTを実施
- ・医療通訳講座の受講等、スキルアップを図る機会を用意

▼企業研修



※作業を学ぶ外国人スタッフ役のCIRが日本人上司の指示を聞く様子

外国人にとって難しい日本語や指示の内容を指摘し、やさしい日本語の使用を提案

◆担当課

地域交流部多文化共生さが推進課
TEL:0952-25-7328

在留外国人への対応に必要な環境整備におけるJET-CIRの活躍事例について②

愛媛県 西条市

CIRの国籍、任期開始時期
ベトナム 🇻🇳 (H24～)

人口：103,413人
在留外国人数：2,044人 人口割合:2.0%
国籍：フィリピン 🇵🇭 ベトナム 🇻🇳 中国 🇨🇳 等
・鉄工、鋳物、造船業等の製造業の事業所において技能実習生や特定技能外国人の受入れが増加

◆ポイント

- ・姉妹都市交流を契機にベトナム人住民への**生活支援**に活用
- ・**よくある相談内容**やその対応方法等をまとめることで、CIRの業務への習熟を支援するとともに、**庁内関係部署にCIRを周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

◆CIRの活用のきっかけ

- ・姉妹都市交流を活用した地域の国際化と技能実習生増加を踏まえ、**生活支援**のためにCIRを活用

◆CIRの業務

- ・**SNSを活用**したベトナム人住民の**生活相談**への対応、病院や各種行政窓口への同行の支援等、生活支援全般
- ・その他、国際交流協会における国際交流事業の実施 等

◆自治体による支援

- ・**よくある相談内容**やその対応方法等を引継ぎとしてまとめ、着任時に伝えることで、業務への習熟を支援
- ・CIRの着任時に**庁内関係部署に周知**することで、相談対応等の取次ぎを円滑化

◆担当課

産業経済部 観光振興課
TEL:089-752-1206



▲窓口で相談



▲よくある相談内容をSNSページで公開

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究

R9概算要求額: 50百万円
(R7補正予算額: 30百万円)

- 近年、在留外国人が大幅に増加(約293万人(R1)⇒約412万人(R7))
- 地方公共団体においても、外国人が、社会のルールを遵守しつつ地域に溶け込むことで地域社会の構成員として生きていけるよう、地域の受け皿をつくる取組が一層進められており、こうした取組の調査・研究を行う。
- R9年度においては、都道府県と市町村が共同して行う取組や、複数の市町村間で共同して行う取組のほか、JETプログラムのCIR(国際交流員)等を活用した地域の受け皿づくりの取組などを重点的に支援する。

○ 地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに取り組むモデル事例の創出と横展開を推進。

事業概要

外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりの取組を行う地方公共団体をモデル的に支援し、事例の創出・横展開の実施に向けた調査研究を行う。

【事業内容(例)】

- 地域社会のルール等の習熟のための取組(ゴミ出し、自治会・町内会活動、防災等の地域社会のルールの学習等)
- 地域社会との橋渡しとなり得る人材の発掘や育成
- 小規模団体における人材不足・ノウハウ不足への対応(県と市区町村との連携)
- 外国人住民の多国籍化に伴う地域課題の整理・可視化、対応策の検討

(参考) R8年度採択団体における事業概要

団体名	事業概要
宮城県	市町村と連携し、生成AIを活用した「 <u>みやぎ多言語行政情報チャットボット</u> 」を設置し、 <u>外国人県民が24時間多言語で生活ルールを照会できるシステムを構築</u> する
茨城県 常総市	災害時の情報伝達の在り方を検討するとともに、 <u>ごみの分別ルールや災害情報を外国人コミュニティに発信する外国人人材を発掘</u> する
東京都 豊島区	日本語学校の教師等に意見を聴取しながら <u>税や防災等のルールにかかるショート動画を制作</u> し、日本語学校入学時のオリエンテーションや転入手続き時における周知に活用する
愛知県 西尾市	企業アンケートにより企業との連携方法を検討するとともに、 <u>災害時の外国人支援体制を強化することを目的としたキーパーソンの登録制度を創設</u> する
佐賀県 佐賀市	<u>動画を活用した留学生・技能実習生向け生活オリエンテーションを実施</u> するとともに、企業・学校によるオリエンテーションを支援するためのオリエンテーションキットを制作する

- 我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、在留外国人数が令和7年末で約412万人と過去最多を更新している状況であり、地域社会においては、海外の活力を地域活性化に取り込む取組や外国人との連携・協働の重要性が高まっており、その基盤として、自治体には海外とのネットワークの構築・強化が求められている。
- 本事業は、こうした背景を踏まえ、**JET経験者や元留学生、県人会関係者などの日本にゆかりのある方々はもとより、令和9年度からは、現役のJET参加者や留学生など、将来日本とのつながりを担う若者達も含め、海外における力強い「地域のサポーター」として日本と海外との架け橋としての活躍を促進することを目的として、地域と海外を繋ぐネットワークの構築・連携強化に資する自治体の様々な取組を支援するもの。**
- 支援した取組については、優良事例として全国への横展開を図る。

連携促進事業の例



海外県人会向けの研修会



地域づくり関係者とのグループワーク

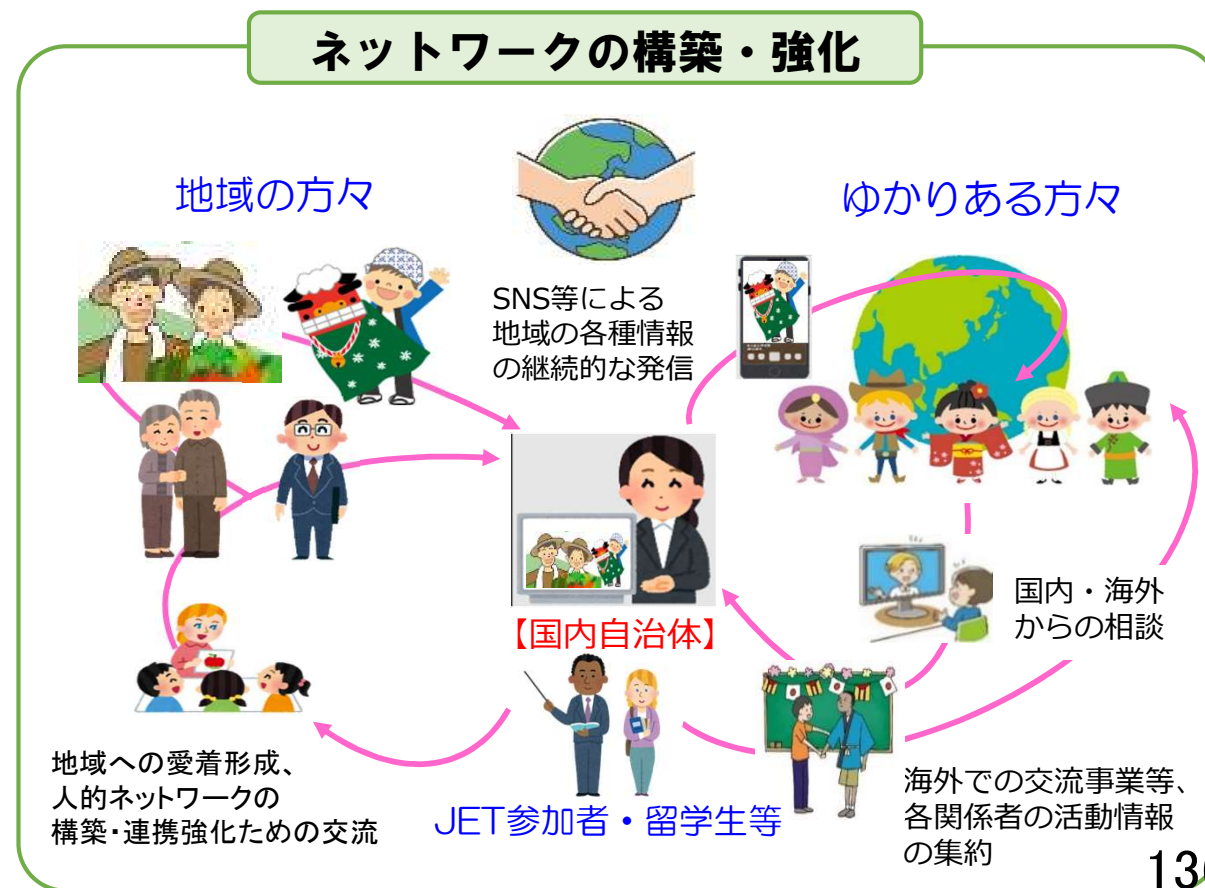


地域おこし協力隊が活動する
伝統文化の現場での体験・意見交換



高校生との交流

ネットワークの構築・強化



日本語教育支援総合パッケージ

令和8年9月
文部科学省総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

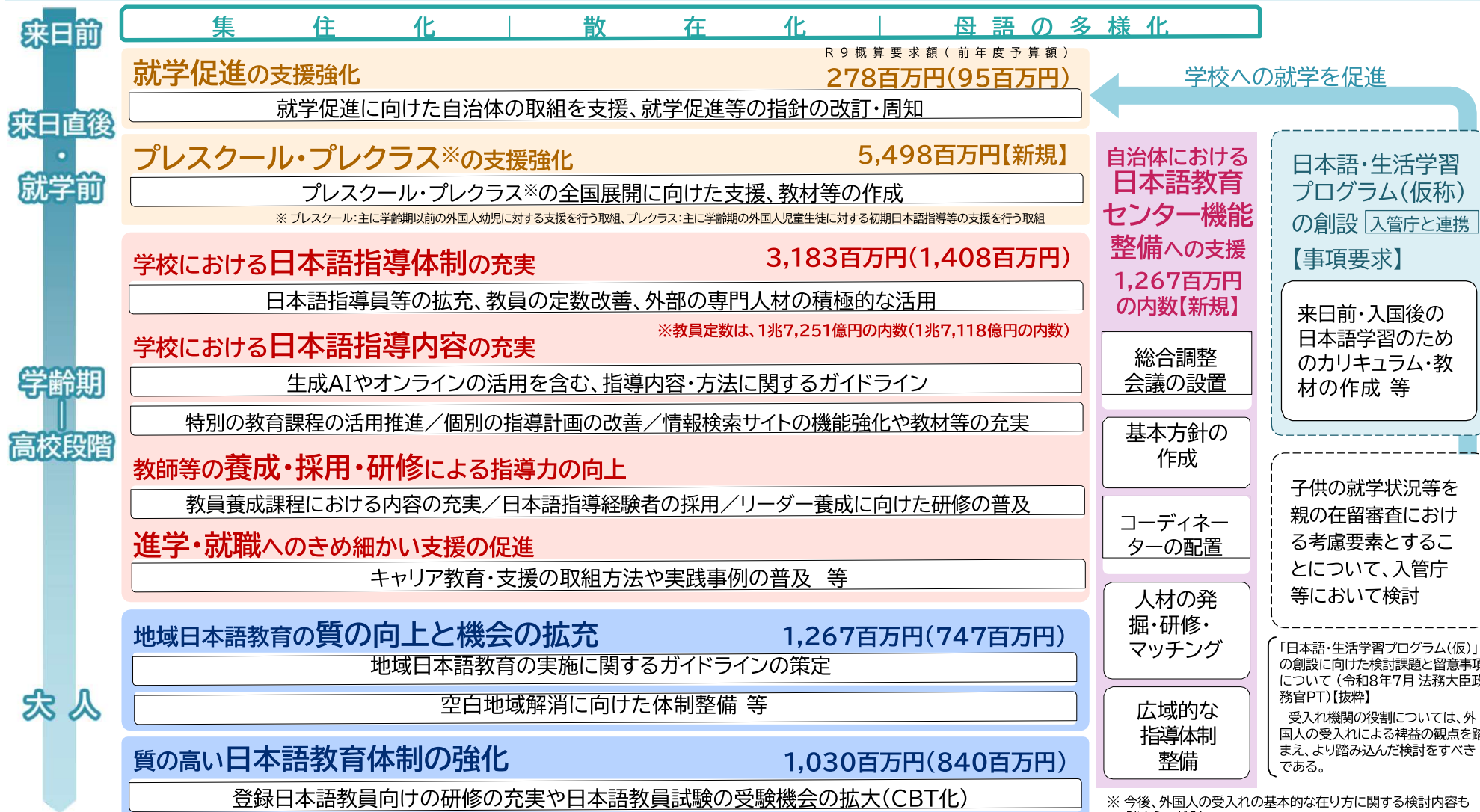
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

令和9年度要求・要望額 113億円+ 事項要求
(前年度予算額 31億円)



- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。



※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

(担当：大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、総合教育政策局日本語教育課等)

外国人児童生徒等への教育の充実

令和9年度要求・要望額 90億円
 (前年度予算額 15億円)
 令和7年度補正予算額 0.2億円

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約9千2百人が不就学の可能性
- ・新規入国者による年度途中の転・編入増

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.4%が中退
- ・大学等進学率は41.2%

進学・就職へ

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）278百万円（95百万円）（拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）3,007百万円（1,396百万円）（拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・拠点校方式による指導体制構築・日本語指導員、母語支援員派遣
 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業 5,498百万円（新規）

＜支援メニュー＞
 ・就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援。（定額補助）
 ・国において、自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等をするともに、プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。（委託事業）
 ⇒（本事業により達成される成果）外国人児童生徒の在籍学校への円滑な移行、学校の負担軽減が実現される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～）115百万円（12百万円）（拡充）

・ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
 外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。（委託事業）
 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 教員等の必要情報への迅速なアクセスにより指導の質の向上がなされ、全ての地域で外国人児童生徒等が自律的に学ぶことができる環境が整備される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～） 0.8百万円（0.7百万円）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 60百万円（新規）

体制整備 ・指導内容構築

（担当：総合教育政策局国際教育課）

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

令和9年度概算要求・要望額

55億円（新規）



文部科学省

現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、**家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）**。
- ✓ 併せて、**公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）**し、**集住化・散在化・母語の多様化が進行**
- ✓ 新規入国者の**年度途中の転・編入**により、**学校における初期段階の指導体制の整備が追い付かない**

⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をするとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及**することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進 全国の自治体におけるプレクラス等の設置促進（5,178百万円）	全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みとして プレクラス等 を設置し、 集中的に日本語や学校生活を学ぶプログラム を実施する。	2. プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発等（320百万円） 国主導による運用マニュアルや標準教材等の開発・普及
取組内容 ● 日本語指導：サバイバル日本語、日本語基礎 ● 生活適応指導：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導 ● 保護者ガイダンス等 <取組例> 自治体への支援（約40自治体） 標準プレクラス等の展開 ・1クラス当たりの指導人数：5人 ・指導期間：8週間 ・1クラス当たりの指導員等 日本語指導員：2名※ 母語支援員：2名※ ※オンラインの場合1名 対面型・オンライン型 対面型 オンライン型	その他 ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援 ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣 ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣 ・スクールバスの運行 等	取組内容 自治体の取組状況を分析し、プレクラス等に必要な標準教材等を開発、全国に展開 ●運用マニュアル、教材開発、事例の分析、効果的な実施手法の開発、指導者研修教材の開発、全国フォーラム等の実施による自治体への普及 件数・単価 交付先 【補助事業（定額補助）】 ○都道府県・市町村 約40自治体を対象 大規模集住地域 14自治体×170百万円 その他集住地域 27自治体×103.5百万円 【委託事業】 ○民間（事業総括・調査分析・教材等開発 等） 1団体×306百万円

【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人等に対する日本語教育の推進

令和9年度要求・要望額

23億円＋事項要求

(前年度予算額)

16(億円)

文部科学省

令和7年度補正予算額

4億円



現状・課題

我が国の在留外国人は令和7年末で約413万人。過去30年で約3.03倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。令和9年度には就労等を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度が施行されるなど、我が国の状況も急速に変化している。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月決定）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1

習全国
機展
会開
の保
確学
のの

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

1,205百万円(615百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するため以下を実施。

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】
 - －大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備（総合調整会議の設置等）、
 - ・地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置
 - －域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施
- ・自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

②日本語教室空白地域解消の推進強化

62百万円(131百万円)

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し、地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等を実施。
（日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームの派遣、日本語教室の開設・安定化に向けた支援等）

日本語学習機会のない外国人のために、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）を提供。
（「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツ等）

2

質の
日本
語教
育の
向上
等

①日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

227百万円(212百万円)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

- ・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行
- ・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

②日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)

543百万円(369百万円)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

- ・日本語教育機関の審査等、
- ・日本語教員試験の実施、
- ・日本語教育機関認定法ポータルの運用保守等

③日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円(16百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究（登録日本語教員等の処遇改善に関する調査研究を含む）を実施。

④省庁連携日本語教育基盤整備事業等

8百万円(8百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。

日本語教育推進関係者会議の開催、日本語教育大会の開催、日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

3

称グ
のラ
創ム
設活
の学
創習
設生
のの

①秩序ある共生社会に向けた日本語学習プログラム構築事業(新規)

事項要求(新規)

我が国に在留する外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設のため、日本語学習に係る以下の取組を実施。

- ・入国前及び入国直後、在留中期以降の生活に必要な日本語能力を習得するための日本語学習プログラムの作成
- ・認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用した日本語学習プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究

条約難民等に対する日本語教育

236百万円(236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

・日本語教育の質の維持及び向上
・外国人との共生社会への寄与
(担当：総合教育政策局日本語教育課)

秩序ある共生社会推進交付金について (旧外国人受入環境整備交付金)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和8年9月
在留管理支援部在留支援課

令和9年度 秩序ある共生社会推進交付金 (旧外国人受入環境整備交付金) の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、秩序ある共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
又は体制の拡充に必要な経費

運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
に必要な経費

■ 交付率

外国人住民数に応じた交付限度額を上限として、原則として必要な経費の2分の1

(共同方式により整備事業を行う場合は10分の10)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

令和9年度事業のポイント：秩序ある共生社会の実現に向け、自治体の相談・情報発信・広域機能を強化

■ 一元的相談窓口による的確な相談対応（既存事業）

- ・ 予算執行調査を踏まえて令和8年度までに行った取組（※）を継続し、効率的な事業運営を確保する
※相談件数を勘案した交付方法により実態に則した適正な交付額とする、一定規模未満市町村における一部経費の交付対象外化など
- ・ その上で、相談件数や新規団体等に係る増加分のほか、一元的相談窓口を有しない市町村に係る相談対応を担う都道府県への支援強化分を計上

■ 都道府県における広域機能を発揮するための環境整備（新規事業）

- ・ 都道府県が広域機能を発揮する取組（管内市町村との協議会等の開催、生活ガイドブックのひな型の作成・提供、窓口対応のノウハウの提供、専門人材の派遣等）を交付金の対象事業に追加

■ アウトリーチ型オリエンテーション事業の本格実施 (令和8年度試行事業の本格実施)

- ・ 令和8年度において、窓口だけでは情報の届きにくい外国人にも、日本の制度や生活マナー、困ったときの相談場所などを周知することにより、日本人・外国人ともに安心・安全に暮らせる秩序ある共生社会を実現するアウトリーチ型オリエンテーションの取組（※）を試行実施
※具体例：①団地や公民館等で交通ルールなどに関するオリエンテーションの実施
②地域の外国人キーパーソン（コミュニティリーダー）と連携し、生活マナーに関する情報をSNSで発信 等
- ・ 令和9年度においては、試行実施の結果を踏まえ、同取組を本格実施

事業スキーム

